

# 専用サービス契約約款

平成30年4月1日

株式会社ケイ・オプティコム

# 目次

<b>第1章 総則</b>	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
<b>第2章 専用サービスの種類</b>	2
第4条 専用サービスの種類	2
<b>第3章 専用サービスの提供区域等</b>	2
第5条 専用サービスの提供区域等	2
<b>第4章 契約</b>	2
<b>第1節 一般専用サービスに係る契約</b>	2
第6条 一般専用サービスの品目	3
第7条 契約の種別	3
第8条 契約の単位	3
第9条 共同専用契約	3
第10条 専用回線の終端	3
第11条 専用申込の方法	3
第12条 専用申込の承諾	3
第13条 最低利用期間	4
第14条 専用契約者数の変更	4
第15条 品目の変更	4
第16条 専用回線の2線式と4線式の区別の変更	4
第17条 専用回線の分岐	4
第18条 専用回線の移転	4
第19条 専用回線の異経路	4
第20条 専用回線の利用の一時中断	5
第21条 一般専用サービス利用権の譲渡の禁止	5
第22条 専用契約者が行う専用契約の解除	5
第23条 当社が行う専用契約の解除	5
第24条 その他の提供条件	5
<b>第2節 高速デジタル伝送サービスに係る契約</b>	5
第25条 高速デジタル伝送サービスの品目等	5
第26条 契約の種別	5
第27条 専用回線の終端	6
第28条 最低利用期間	6
第29条 専用回線の分岐	6
第30条 専用回線の移転	6
第31条 通信又は保守の態様による細目の変更	6
第32条 多重アクセスの提供	6
第33条 回線自動切替の提供	7
第34条 その他の提供条件	7
<b>第3節 ATM専用サービスに係る契約</b>	7
第35条 ATM専用サービスの品目等	7
第36条 契約の種別	7
第37条 専用回線の終端	7
第38条 最低利用期間	8
第39条 端末回線多重の提供	8
第40条 回線内速度設定の提供	8

第41条	回線終端装置の種類の変更	8
第42条	その他の提供条件	8
<b>第4節</b>	<b>高速イーサネット専用サービスに係る契約</b>	8
第43条	高速イーサネット専用サービスの品目等	8
第44条	契約の種別	9
第45条	最低利用期間	9
第46条	その他の提供条件	9
<b>第5節</b>	<b>映像伝送サービスに係る契約</b>	9
第47条	映像伝送サービスの種類等	9
第48条	専用回線の終端	9
第49条	専用回線の分岐	9
第50条	その他の提供条件	9
<b>第6節</b>	<b>WDM専用サービスに係る契約</b>	10
第51条	WDM専用サービスの品目等	10
第52条	契約の種別	10
第53条	最低利用期間	10
第54条	その他の提供条件	10
<b>第5章</b>	<b>端末設備の提供等</b>	10
第55条	端末設備の提供	10
第56条	端末設備の移転	10
第57条	端末設備の利用の一時中断	10
<b>第6章</b>	<b>回線相互接続</b>	11
第58条	当社又は他社の電気通信回線の接続	11
第59条	他社接続回線との相互接続等	11
第60条	他社接続回線接続変更	11
第61条	接続専用回線の接続休止	11
第62条	相互接続点の所在場所等の掲示又は変更	11
<b>第7章</b>	<b>利用中止及び利用停止</b>	12
第63条	利用中止	12
第64条	利用停止	12
<b>第8章</b>	<b>専用回線の利用の制限</b>	12
第65条	専用回線の利用の制限	12
<b>第9章</b>	<b>料金等</b>	13
<b>第1節</b>	<b>料金及び工事に関する費用</b>	13
第66条	料金及び工事に関する費用	13
<b>第2節</b>	<b>料金等の支払義務</b>	13
第67条	料金の支払義務	13
第68条	工事費の支払義務	15
第69条	線路設置費の支払義務	15
第70条	設備費の支払義務	16
<b>第3節</b>	<b>料金の計算等</b>	16
第71条	料金の計算方法等	16
第72条	料金等支払いの連帯責任	16
<b>第4節</b>	<b>割増金及び遅延損害金</b>	16
第73条	割増金	16
第74条	遅延損害金	16
<b>第5節</b>	<b>特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い</b>	17
第75条	特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	17
<b>第10章</b>	<b>保守</b>	17
第76条	専用契約者の維持責任	17

第77条	専用契約者の切分責任	17
第78条	修理又は復旧の順位	17
<b>第11章</b>	<b>損害賠償</b>	18
第79条	責任の制限	18
第80条	免責	18
<b>第12章</b>	<b>雑則</b>	18
第81条	承諾の限界	18
第82条	利用に係る専用契約者の義務	19
第83条	他人に使用させる場合の専用契約者の義務	19
第84条	専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等	19
第85条	専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	20
第86条	専用契約者の氏名等の通知	20
第87条	協定事業者からの通知	20
第88条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	20
第89条	協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行	20
第90条	法令に規定する事項	20
第91条	閲覧	20
<b>別記</b>		21
1	専用サービスの提供区域等	21
2	専用契約者の地位の承継	21
3	専用契約者の氏名等の変更	21
4	特定協定事業者及び別に定める協定事業者	21
5	特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い	22
6	専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等	22
7	自営端末設備の接続	22
8	自営端末設備に異常がある場合等の検査	23
9	自営電気通信設備の接続	23
10	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	23
11	当社の維持責任	23
12	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	23
13	新聞社等の基準	23
14	技術資料の項目	24
15	別に定める品目	24
<b>料金表</b>		
	料金表目次	26
	通則	28
	第1表 料金	31
	第2表 工事に関する費用	215
<b>別表</b>		
1	基本的な技術的事項	219
2	A T M専用サービスの伝送速度	230
3	回線距離測定局	231
4	警察機関に限定した料金の減額の適用	235
<b>附則</b>		236

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 当社は、  
専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、  
これにより専用サービスを提供します。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の  
提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

**第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、 その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 専用サービス	契約の申込み等により指定された区間において当社が 設置する電気通信回線（総合デジタル通信網等に係 る契約者回線又はアクセス回線を除きます。）を使用 して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サー ビス
4 専用サービス取扱所	専用サービスに関する業務を行う当社の事業所
5 専用サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより専用サービスを提供する当社の事業所
6 特定サービス取扱局	専用サービス取扱局であって、当社が別に定める事業所
7 専用契約	当社から専用サービスの提供を受けるための契約（臨時専用契約となるものを除きます。）
8 臨時専用契約	30日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
9 専用申込	専用契約又は臨時専用契約の申込み
10 専用申込者	専用申込をした者
11 専用契約者	当社と専用契約又は臨時専用契約を締結している者
12 専用回線	専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置される電気通信回線
13 相互接続点	当社と当社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
14 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している当社が別に定める電気通信事業者
15 特定協定事業者	協定事業者であって、相互接続協定に基づき当社の役務提供区間と協定事業者の役務提供区間を合わせて料金を設定している者

16 接続専用回線	相互接続点に少なくともその一端が終端する専用回線
17 他社接続回線	相互接続点において接続専用回線と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
18 端末設備	専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 専用回線等	専用回線及び当社が設置する端末設備
20 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）の技術的条件
23 分岐	1の専用契約又は臨時専用契約に係る専用回線の中から専用契約者が指定する場所までの間に専用回線を設置すること。
24 分岐回線	専用回線のうち、分岐により設置する部分
25 回線終端装置	専用回線の終端（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当する接続専用回線以外の接続専用回線の相互接続点の部分を除きます。）の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
26 收容区域	1の専用サービス取扱局に専用回線を收容する区域
27 加入区域	1の専用サービス取扱局の收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで専用サービスを提供する区域
28 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 専用サービスの種類

### （専用サービスの種類）

第4条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります。

- (1) 一般専用サービス
- (2) 高速デジタル伝送サービス
- (3) ATM専用サービス
- (4) 高速イーサネット専用サービス
- (5) 映像伝送サービス
- (6) WDM専用サービス

## 第3章 専用サービスの提供区域等

### （専用サービスの提供区域等）

第5条 当社の専用サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第4章 契約

### 第1節 一般専用サービスに係る契約

#### (一般専用サービスの品目)

第6条 一般専用サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

#### (契約の種別)

第7条 一般専用サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 専用契約
- (2) 臨時専用契約

#### (契約の単位)

第8条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約(臨時専用契約を含みます。以下この節において同じとします。)を締結します。

#### (共同専用契約)

第9条 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上となる専用契約(以下「共同専用契約」といいます。)を締結します。

#### (専用回線の終端)

第10条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の専用回線の終端(相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。)に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

#### (専用申込の方法)

第11条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の設置場所
- (4) 通信方式の種類
- (5) その他専用申込の内容を特定するための事項
- 2 接続専用回線に係る専用申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。
  - (1) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目
  - (2) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る区間
  - (3) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
  - (4) その他接続専用回線に係る専用申込の内容を特定するための事項

#### (専用申込の承諾)

第12条 当社は、専用申込があつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時専用契約に係る専用申込があつた場合は、申込のあつた専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しな

いことがあります。

- (1) 申込のあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 接続専用回線に係る専用申込にあつては、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 別記15に定める品目で新たに専用契約を締結するものであるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

**第13条** 一般専用サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、分岐回線の廃止、専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

#### (専用契約者数の変更)

**第14条** 専用契約者は、専用契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込があつたときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (品目の変更)

**第15条** 専用契約者は、専用サービスの品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (専用回線の2線式と4線式の区別の変更)

**第16条** 専用契約者は、その専用回線について、2線式と4線式の区別の変更の請求をすることができます。

ただし、専用サービスの品目の変更を伴う場合は、その変更の請求に含めて取り扱います。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (専用回線の分岐)

**第17条** 専用契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、その専用回線の分岐の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (専用回線の移転)

**第18条** 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点と相互接続点以外の地点との間の移転については、この限りではありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**（専用回線の異経路）**

**第19条** 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）の請求に基づき、その専用回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

**（専用回線の利用の一時中断）**

**第20条** 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

**（一般専用サービス利用権利の譲渡の禁止）**

**第21条** 一般専用サービス利用権（専用契約者が専用契約に基づいて一般専用サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。

**（専用契約者が行う専用契約の解除）**

**第22条** 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

**（当社が行う専用契約の解除）**

**第23条** 当社は、第64条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線等について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第64条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線等の利用停止をしないでその専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

**（その他の提供条件）**

**第24条** 一般専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

## **第2節 高速デジタル伝送サービスに係る契約**

**（高速デジタル伝送サービスの品目等）**

**第25条** 高速デジタル伝送サービス（64kbit/s以上の符号伝送が可能な専用サービスであって、ATM専用サービス以外のものをいいます。以下同じとします。）には、料金表第1表（料金）に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

**（契約の種別）**

**第26条** 高速デジタル伝送サービスに係る契約には、次の種別があります。  
ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところ

によります。

- (1) 専用契約
- (2) 臨時専用契約

#### (専用回線の終端)

**第27条** 当社は専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを専用回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

#### (最低利用期間)

**第28条** 高速デジタル伝送サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、分岐回線の廃止、専用サービスの品目の変更、料金表第1表（料金）に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

#### (専用回線の分岐)

**第29条** 専用契約者は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、その専用回線の分岐の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (専用回線の移転)

**第30条** 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点とその他の地点との間又は当社が別に定める専用回線にあっては専用サービス取扱局（その専用回線の終端に対向する装置が設置される専用サービス取扱局に限ります。）内にある終端の設置場所とその他の地点との間の移転については、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める専用回線は、料金表第1表（料金）に規定する専用サービス取扱局内を終端とする専用回線に係る基本額を適用する専用回線とします。

#### (通信又は保守の態様による細目の変更)

**第31条** 専用契約者は、その専用回線（臨時専用契約に基づいて設置されるものを除きます。）について、通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

- 2 当社は前項の請求があったときは、第12条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (多重アクセスの提供)

**第32条** 専用契約者は、多重アクセス（専用回線の終端の場所が同一であって、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線については、その多重アクセスを利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であ

って、その多重アクセスに係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。)である複数の高速デジタル伝送サービスの専用回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。

- 2 専用契約者は、多重アクセスの伝送速度の変更の請求をすることができます。
- 3 専用契約者は、前2項の請求にあたっては、料金表第1表(料金)に規定する伝送速度の区分をあらかじめ指定していただきます。
- 4 当社は、第1項又は第2項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (回線自動切替の提供)

**第33条** 専用契約者は、回線自動切替(その専用回線(当社が別に定めるものを除きます。)とその専用回線に係る分岐回線(その専用回線の終端と同一の場所に終端があるものに限ります。))との間で回線を自動的に切り替えることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(注)本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表(料金)に規定するYインタフェースのもの、エコノミークラスのもの及びシンプルクラスのものとしします。

#### (その他の提供条件)

**第34条** 契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約者数の変更、品目の変更、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡の禁止、専用契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとしします。

- 2 前項に規定するほか、高速デジタル伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

### 第3節 ATM専用サービスに係る契約

#### (ATM専用サービスの品目等)

**第35条** ATM専用サービス(ATM方式により符号伝送を行う専用サービスをいいます。以下同じとします。)には、料金表第1表(料金)に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

#### (契約の種別)

**第36条** ATM専用サービスに係る契約には、次の種類があります。

- (1) 専用契約
- (2) 臨時専用契約

#### (専用回線の終端)

**第37条** 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときはその定めるところによります。

- 2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

#### (最低利用期間)

- 第38条** ATM専用サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
  - 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、専用サービスの品目の変更、料金表第1表(料金)に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期間までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

#### (端末回線多重の提供)

- 第39条** 専用契約者は、端末回線多重(専用回線の終端の場所が同一であって、専用契約者が同一の者(共同専用契約を締結している専用回線について、その端末回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その端末回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。)である複数のATM専用サービスの専用回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (回線内速度設定の提供)

- 第40条** 専用契約者は、回線内速度設定(その専用回線において、特定の符号の伝送速度を確保するために、料金表別表1に規定する速度を設定することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (回線終端装置の種類の変更)

- 第41条** 専用契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (その他の提供条件)

- 第42条** 契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約者数の変更、品目の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡の禁止、専用契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、一般専用サービスの場合に、通信又は保守の態様による細目の変更の取扱いについては、高速デジタル伝送サービスに場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、ATM専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

### 第4節 高速イーサネット専用サービスに係る契約

#### (高速イーサネット専用サービスの品目等)

- 第43条** 当社の提供する高速イーサネット専用サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

#### (契約の種別)

**第44条** 高速イーサネット専用サービスについては、臨時専用契約は締結しません。

**(最低利用期間)**

**第45条** 高速イーサネット専用サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

**(その他の提供条件)**

**第46条** 契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約者数の変更、品目の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡の禁止、専用契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては一般専用サービスの場合に、専用回線の終端の取扱いについては、高速デジタル専用サービスの場合に準ずるものとしします。

- 2 前項の規定にするほか、高速イーサネット専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

**第5節 映像伝送サービスに係る契約**

**(映像伝送サービスの種類等)**

**第47条** 映像伝送サービスには、料金表第1表(料金)に規定する種類があります。

**(専用回線の終端)**

**第48条** 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

**(専用回線の分岐)**

**第49条** 専用契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、その専用回線の分岐の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

**(その他の提供条件)**

**第50条** 契約の種類、契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用申込の承諾、最低利用期間、専用契約者数の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡の禁止、専用契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとしします。

- 2 前項に規定するほか、映像伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるものとしします。

## 第6節 WDM専用サービスに係る契約

### (WDM専用サービスの品目等)

第51条 当社の提供するWDM専用サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

### (契約の種別)

第52条 WDM専用サービスについては、臨時専用契約は締結しません。

### (最低利用期間)

第53条 WDM専用サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

### (その他の提供条件)

第54条 契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約数の変更、品目の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡の禁止、専用契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては一般専用サービスの場合に、専用回線の終端の取扱いについては、高速デジタル専用サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 前項の規定にするほか、WDM専用サービスに係る専用契約に関するコースの変更は行えないものとし、その他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

## 第5章 端末設備の提供等

### (端末設備の提供)

第55条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線について、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(注) 当社は、その専用回線が臨時専用契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備(専用契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。)に限り提供します。

### (端末設備の移転)

第56条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

### (端末設備の利用の一時中断)

第57条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

## 第6章 回線相互接続

#### (当社又は他社の電気通信回線の接続)

**第58条** 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線と当社又は当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続（相互接続点における他社接続回線との接続に該当する場合を除きます。）の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社が別に定める電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

#### (他社接続回線の相互接続等)

**第59条** 当社は、接続専用回線に係る専用申込又は接続専用回線の移転の請求を承諾したときは、その接続専用回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

#### (他社接続回線接続変更)

**第60条** 当社は、専用契約者から請求があったときは、その接続専用回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (接続専用回線の接続休止)

**第61条** 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除、相互接続協定に係る当社が別に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止により、専用契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなった旨の届出があったとき又はそのことを知ったときは、その接続専用回線について、接続休止とします。

ただし、その接続専用回線について、専用契約者から専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は専用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、その接続専用回線について接続休止をしようとするときは、あらかじめその接続専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。
- 3 接続専用回線の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続専用回線に係る専用契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その接続専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。

#### (相互接続点の所在場所等の揭示又は変更等)

**第62条** 当社は、相互接続点の所在場所等について、当社が指定する専用サービス取扱所に揭示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

## 第7章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

**第63条** 当社は、次の場合には、専用回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第62条（相互接続点の所在場所等の掲示又は変更）の規定により、接続専用回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。
  - (3) 第65条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを専用契約者に通知します。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

**第64条** 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その専用回線等の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その専用回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 料金表第1表（料金）に専用回線等の利用用途に関する規定がある場合は、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。
  - (3) 第82条（利用に係る専用契約者の義務）又は第75条（他人に使用させる場合の専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (4) 当社の承諾を得ずに、専用回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (5) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を専用回線等から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

## 第8章 専用回線の利用の制限

### (専用回線の利用の制限)

**第65条** 当社は、専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外の専用回線によ

る利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

#### （料金及び工事に関する費用）

第66条 当社が提供する専用サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する専用サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する料金は、当社が提供する専用サービスの態様に応じて、基本回線専用料、分岐回線専用料及び加算額等を合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

#### （料金の支払義務）

第67条 専用契約者は、その専用契約（臨時専用契約を含みます。以下同じとします。）に基づいて当社が専用回線等の提供を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線の廃止等（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用回線等を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

（1）次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

（2）前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用回線等を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由によ	そのことを当社が知った時刻以

り、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間（通信又は保守の態様による細目について料金表に別段の定めがある場合はその定める時間とします。）以上その状態が連続したとき。

区 分	時 間
(1) (2) (3)又は(4)以外の場合	12時間
(2) 高速デジタル伝送サービスの場合	1時間
(3) ATM専用サービスの場合	1時間
(4) 高速イーサネット専用サービスの場合	1時間
(5) WDM専用サービスの場合	1時間

後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

2 当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを全く利用できない状態が生じたとき。

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

3 専用回線等の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき（専用契約者の都合により専用回線等を利用しなかった場合であって、その専用回線等を保留したときを除きます。）。

利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

3 第1項の期間において、専用契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 接続専用回線と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、専用契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、専用契約者は、その接続専用回線に係る料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由により、接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその接続専用回線（当社が設置する端末設備を含みます。）に

この条において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	についての料金
2 接続専用回線の接続休止をしたとき。	接続専用回線の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続専用回線(当社が設置する端末設備を含みます。)についての料金
<p><b>備 考</b></p> <p>この表の1欄における「接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合」には、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他の電気通信事業者の電気通信回線(事業法施行規則第3条第2項に定める専用役務に係るものに限ります。以下この備考において「他社専用回線」といいます。)を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。</p> <p>ただし、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他社専用回線について、利用の一時中断、利用停止又は専用契約の解除その他その接続専用回線の専用契約者若しくは他社専用回線の契約者の責めに帰すべき理由により、その接続専用回線又は他社専用回線を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合は、この限りではありません。</p>	

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の支払義務については、前4項の規定にかかわらず、第5節(特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)に規定するところによります。
- 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、その専用回線に係る料金の扱いについて、料金表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (工事費の支払義務)

**第68条** 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

#### (線路設置費の支払義務)

**第69条** 専用契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 専用回線の終端が区域外(1の専用サービス取扱局の收容区域のうち、加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となる専用申込(専用回線

- の分岐の請求を含みます。)をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 専用回線の終端が区域外にある専用回線について、専用サービスの品目の変更又は専用回線の2線式から4線式への区別の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の専用回線の終端が区域外となる専用回線の移転(移転後の専用回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外における専用回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

#### (設備費の支払義務)

**第70条** 専用契約者は、異経路の請求又は特別な電気通信設備の新設を要する専用申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### 第3節 料金の計算等

#### (料金の計算方法等)

**第71条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### (料金等支払いの連帯責任)

**第72条** 共同専用契約を締結している各専用契約者は、専用契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

### 第4節 割増金及び遅延損害金

#### (割増金)

**第73条** 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### (遅延損害金)

**第74条** 専用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この

限りではありません。

## 第5節 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

### (特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第75条 接続専用回線のうち、別記4に定める特定協定事業者との相互接続に係る接続専用回線の専用契約者は、相互接続協定に基づき当社又は特定協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところにより、その料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、当社及び特定協定事業者並びにその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記5に定めるところによります。

## 第10章 保守

### (専用契約者の維持責任)

第76条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### (専用契約者の切分責任)

第77条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、専用回線等（接続専用回線と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。）を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社は、専用サービス取扱局において試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線等に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している専用契約者には適用しません。

### (修理又は復旧の順位)

第78条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第57条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する専用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は管理するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

## 第11章 損害賠償

### (責任の制限)

**第79条** 当社は、専用サービスを提供すべき場合において、当社又は特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線等が全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第67条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者がその契約約款及び料金表等の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第67条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）に対応するその専用回線等に係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（その専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限り、以下この条において同じとします。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により専用サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあつては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

### (免責)

**第80条** 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあつて、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第12章 雑則

### (承諾の限界)

**第81条** 当社は、専用契約者から工事その他の請求があつた場合に、その請求を承

諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る専用回線が接続専用回線である場合において、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

#### （利用に係る専用契約者の義務）

**第82条** 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (3) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、本条の規定に違反してその専用回線等を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### （他人に使用させる場合の専用契約者の義務）

**第83条** 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 専用契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 専用契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

（注）本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次の掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第76条（専用契約者の維持責任）
- イ 第77条（専用契約者の切分責任）
- ウ 別記7（自営端末設備の接続）
- エ 別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記9（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記10（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

#### （専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等）

**第84条** 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

**(専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)**

- 第85条** 専用サービスにおける基本的な技術的事項は、別表1のとおりとします。
- 2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、専用サービスを利用するうえで参考となる別記14の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

**(専用契約者の氏名等の通知)**

- 第86条** 当社は、協定事業者から請求があったときは、専用契約者（その協定事業者と専用サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

**(協定事業者からの通知)**

- 第87条** 専用契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の提供を受けることについて、承諾していただきます。

**(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)**

- 第88条** 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款又は料金表等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
- (1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき又は怠るおそれがないとき。
- (2) その専用契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

**(協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行)**

- 第89条** 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
- (1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき又は怠るおそれがないとき。
- (2) その専用契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

**(法令に規定する事項)**

- 第90条** 専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
- (注) 法令に定めがある事項については、別記7から11に定めるところによります。

**(閲覧)**

- 第91条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当

社は閲覧に供します。

## 別記

### 1 専用サービスの提供区域等

(1) 当社の専用サービスは、次に掲げる府県の区域において提供します。

府 県 の 区 域
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部、三重県の一部

(2) 当社は、この約款において当社の専用回線が終端する府県を定める場合には、その専用回線の専用サービス取扱局が属する当社の単位料金区域（別表3の2に定めます。）に基づき、下表のとおり扱います。

単 位 料 金 区 域	府 県
大阪、茨木、枚方、八尾、堺、岸和田	大阪府
京都、城陽、西舞鶴、福知山、丹波	京都府
神戸、西宮、伊丹、稲美、姫路、相生、赤穂、三木、柏原、豊岡 生野、温泉、洲本、津名	兵庫県
奈良、大和高田	奈良県
大津、彦根、長浜、柏木、高島	滋賀県
和歌山、粉河、御坊、田辺、串本、新宮	和歌山県
小浜	福井県

### 2 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの一人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。

### 4 特定協定事業者及び別に定める協定事業者

(1) 当社は、次表に掲げる協定事業者を特定協定事業者として取り扱います。

特 定 協 定 事 業 者	
北海道総合通信網株式会社	沖縄通信ネットワーク株式会社
東北インテリジェント通信株式会社	西日本電信電話株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社	ソフトバンク株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社	KDDI株式会社
株式会社Iベルグ・コミュニケーションズ*	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ*株式会社
株式会社STNet	株式会社TOKAIコミュニケーションズ*
株式会社QTnet	

(2) 当社は、(1)に規定する特定協定事業者のうち、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ\*株式会社、株式会社TOKAIコミュニケーションズ\*を当社が別に定める特定協定事業者として取り扱います。

5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い

- (1) 特定協定事業者との相互接続に係る料金（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限ります。）は、当社の接続専用回線と他社接続回線（その他社接続回線を介して接続されている他の電気通信事業者電気通信回線（事業法施行規則第3条第2項に定める専用役務に係るものに限ります。）を含みます。）とを合わせて定めるものとし、具体的取扱は、次表のとおりとします。

特定協定事業者	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金に関するその他の取扱い
西日本電信電話株式会社	当社	当社	この約款等に定めるところによります。
上記を除く特定協定事業者	特定協定事業者	特定協定事業者	特定協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に規定する加算額（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものを除きます。）及び料金表に別段の定めがある料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関する取扱いについては、この約款に定めるところによります。

6 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

- (1) 専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この別記6において同じとします。）又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。

ただし、専用契約者から要請があったときは、当社は、その専用回線等の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社が専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、専用契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 専用契約者は、専用回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

- 8 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
  - (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていただきます。
- 9 自営電気通信設備の接続
- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
  - (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
    - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
    - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
  - (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあったては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
  - (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 専用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。
- 11 当社の維持責任
- 当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。
- 12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 当社は、専用申込者又は専用契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスに係る事項について、手続きの代行を行います。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

(1) 一般専用サービス

1	一般専用サービスに係る専用回線の概要
2	一般専用サービスに係る専用回線の基本的な伝送特性 (1) 伝送損失 (2) 減衰ひずみ (3) 雑音 (4) 符号誤り率
3	専用サービス取扱局相互間の専用回線以外の専用回線の特性 (1) 減衰定数 (2) 位相定数 (3) インピーダンス

(注)品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

(2) 高速デジタル伝送サービス、ATM専用サービス、高速イーサネット専用サービス及び映像伝送サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件	
(1)	物理的条件
(2)	電气的条件
(3)	論理的条件
(4)	光学的条件

(注)品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

15 別に定める品目

1	一般専用サービス								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由品目</td> <td>3.4kHz</td> </tr> <tr> <td>音声品目</td> <td>音声伝送</td> </tr> <tr> <td>符号品目</td> <td>9,600b/s</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	品 名	自由品目	3.4kHz	音声品目	音声伝送	符号品目	9,600b/s
区 分	品 名								
自由品目	3.4kHz								
音声品目	音声伝送								
符号品目	9,600b/s								
2	高速デジタル伝送サービス								

区 分	品 名
高速品目	64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、 512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s、 4.5Mb/s、6Mb/s
超高速品目	50Mb/s、150Mb/s、600Mb/s
備考	品名が64kb/sまたは128kb/sで相互接続専用回線のものを除く

3 ATM専用サービス

別表2に規定する品目すべて
---------------

4 映像伝送サービス

種 類	
一般映像伝送サービス	AVラインサービス

# 料 金 表

(料金表目次)

通則 .....	28
第1表 料金 .....	31
第1類 一般専用サービスに関する料金 .....	31
第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの .....	31
1 適用 .....	31
2 料金額 .....	34
2-1 基本額 .....	34
(1) 基本回線専用料 .....	34
(2) 分岐回線専用料又は分岐料 .....	36
2-2 加算額 .....	37
第2 臨時専用契約に関するもの .....	37
第2類 高速デジタル伝送サービスに関する料金 .....	38
第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの .....	38
1 適用 .....	38
2 料金額 .....	49
2-1 基本額 .....	49
(1) 基本回線専用料 .....	49
(1-1) 特定協定事業者との相互接続以外のとき .....	49
ア 高速品目 .....	49
イ 超高速品目 .....	86
(1-2) 特定協定事業者との相互接続によるとき .....	90
(2) 分岐回線専用料又は分岐料 .....	96
2-2 加算額 .....	98
第2 臨時専用契約に関するもの .....	99
第3類 ATM専用サービスに関する料金 .....	100
第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの .....	100
1 適用 .....	100
2 料金額 .....	106
2-1 基本額 .....	106
(1) 基本回線専用料 (基本料) .....	106
(2) 基本回線専用料 (加算料) .....	107
2-2 加算額 .....	163
第2 臨時専用契約に関するもの .....	163
第4類 高速イーサネット専用サービスに関する料金 .....	165
第1 適用 .....	165
第2 料金額 .....	174
1 基本額 (基本回線専用料) .....	174
2 加算額 .....	194

第5類	映像伝送サービスに関する料金	195
第1	臨時専用契約以外の契約に関するもの	195
1	適用	195
2	料金額	198
2-1	A Vラインサービスに関するもの	198
(1)	基本回線専用料	198
(2)	分岐回線専用料又は分岐料	198
(3)	加算額	199
2-2	Vラインサービスに関するもの	200
(1)	基本回線専用料	200
(2)	加算額	200
2-3	Uラインサービスに関するもの	200
(1)	基本回線専用料	200
(2)	加算額	200
2-4	Mラインサービスに関するもの	201
(1)	基本回線専用料	201
(2)	加算額	201
2-5	Wラインサービスに関するもの	202
(1)	基本回線専用料	202
(2)	加算額	202
2-6	H Vラインサービスに関するもの	203
(1)	基本回線専用料	203
(2)	加算額	203
2-7	Mラインプラスサービスに関するもの	204
(1)	基本回線専用料	204
(2)	加算額	204
第2	臨時専用契約に関するもの	204
第6類	WDM専用サービスに関する料金	206
第1	適用	206
第2	料金額	211
1	基本額（基本回線専用料）	211
2	加算額	213
第2表	工事に関する費用	215
第1	工事費	215
1	適用	215
2	工事費の額	216
第2	線路設置費	218
1	適用	218
2	線路設置費の額	219
第3	設備費	220
1	適用	220
2	設備費の額	220

## 通 則

### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）がその専用契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。
  - (3) 暦月の初日に専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等を行い、その日にその専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。
  - (4) 暦月の初日以外の日専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 約款第67条（料金の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

### (端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 5 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金前払いに伴う料金の減額)

- 7 専用契約者は、専用サービスに関する料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。  
ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金が支払期日までに支払われないときは、この限りではありません。
- 8 専用契約者が、7の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6か月分の料金を一時払いにより支払う場合	1.3%
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	3.0%

- 9 一時払いにより料金が支払われた専用回線について、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、8の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 分	料 金 の 取 扱 い
専用サービスの品目の変更、専用回線の2線式と4線式の区別の変更	月額で定められている料金の額が増加したとき。 支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その

、通信又は保守の態様による細目の変更、専用回線の分岐、専用回線の移転又は専用サービスの料金の改定等があったとき。		額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
専用契約者が現に利用している専用サービスに係る専用契約（臨時専用契約を除きます。）を解除すると同時に、新たに専用契約を締結しその場所で専用サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受ける専用サービスの料金の額が、解除する専用サービスの料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった日の前日までの解除された専用サービスの料金及び専用契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払い時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受ける専用サービスの料金の額が、解除する専用サービスの料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった日の前日までの解除された専用サービスの料金及び専用契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払い時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
接続休止があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から接続休止があった前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
専用契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。

**（料金の一括後払い）**

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

**(前受金)**

- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

**(消費税相当額の加算)**

- 12 専用サービスに関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この約款の規定により支払を要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

**(料金等の臨時減免)**

- 13 当社は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

**(接続専用回線に係る料金の適用の例外)**

- 14 接続専用回線であって、その両端に端末設備が接続される形態に相当するものについては、接続専用回線以外の専用回線に係る料金を適用します。

**(実費の算定方法)**

- 15 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、次のとおりとします。

(1) 加算額

$$\text{月額専用料} = (\text{営業費} + \text{報酬} + \text{税金}) \times 1 / 12$$

区 分	算 定 方 法
営 業 費	創設費 × 営業费率
報 酬	創設費 × 報酬率
税 金	創設費 × 税金率

(2) 設備費

$$\text{設備費の額} = \text{物品費} + \text{取付費} + \text{間接費}$$

項 目	区 分	価 格 等	算 定 方 法
物品費	---	購入価格	
取付費	ア 労務費	1時間当たり人件費単価 × 延労働時間	左記のア、イの 合計金額
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要 する費用を加えたもの	
間接費	---	当該工事に係る物品費及び取付 費以外に要するすべての経費 (ガソリン代、車両の維持費、 測定器等の損料、管理費等)	

## 第1表 料金

### 第1類 一般専用サービスに関する料金

#### 第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

##### 1 適用

区 分	内 容												
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>品 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由品目</td> <td>3.4kHz</td> <td>通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>音声品目</td> <td>音声伝送</td> <td>通常の音声伝送（通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送するものとします。）のみに利用することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>符号品目</td> <td>9,600b/s</td> <td>9,600bit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 音声品目及び符号品目に係る専用サービスは、各品目及び内容欄に掲げる用途のみに利用することができるものとします。</p>	区 分	品 名	内 容	自由品目	3.4kHz	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	音声品目	音声伝送	通常の音声伝送（通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送するものとします。）のみに利用することが可能なもの	符号品目	9,600b/s	9,600bit/sの符号伝送が可能なもの
区 分	品 名	内 容											
自由品目	3.4kHz	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの											
音声品目	音声伝送	通常の音声伝送（通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送するものとします。）のみに利用することが可能なもの											
符号品目	9,600b/s	9,600bit/sの符号伝送が可能なもの											
(2) 回線距離の測定	<p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア その専用回線を分岐していない場合</td> <td rowspan="2">その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。</td> </tr> <tr> <td>イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所の回線距離測定局が同じ場合</td> </tr> <tr> <td>ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合</td> <td>その分岐箇所の回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	回線距離の測定方法	ア その専用回線を分岐していない場合	その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。	イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所の回線距離測定局が同じ場合	ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合	その分岐箇所の回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測					
区 分	回線距離の測定方法												
ア その専用回線を分岐していない場合	その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。												
イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所の回線距離測定局が同じ場合													
ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合	その分岐箇所の回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測												

	定めます。
	<p>備考</p> <p>1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用サービス取扱局をいいます。</p> <p>2 回線距離測定局は、別表3のとおり定めます。</p>
(3) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用	単位料金区域若しくは収容区域の設定・変更、専用サービス取扱局の指定の変更・所在場所の変更、接続専用回線に関する相互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転により、その専用回線の終端又は分岐箇所回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。
(4) 専用回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が収容されている専用サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（専用回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>ただし、その専用回線が異経路（(5)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは区域外線路に係る加算額の支払いを要しません。</p> <p>イ 加入区域の設定変更、専用回線を収容する専用サービス取扱局の変更又は専用回線の移転等により、区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>
(5) 異経路による専用回線に係る料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が直接収容されている専用サービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、当社が別に定める耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
(6) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 一般専用サービスには、臨時専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第67条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料及び分岐回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に分岐回線の廃止、専用サービスの品目変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、分岐回線の廃止又は品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p>
(7) 特別電気通信設備に係る料金の適用	専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。

(8) 専用回線の終端の引込線部分に係る料金の適用	専用回線の終端の引込線（専用回線のうち、引込柱から保安器、配線盤、回線終端装置等までの間の線路（保安器及びアース棒を含みます。）をいいます。以下同じとします。）部分が4線式の場合（接続専用回線に係る相互接続点の部分を除きます。）に4線式に係る加算額を適用します。
(9) 回線接続装置に係る料金の適用	当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。
(10) 配線設備に係る料金の適用	当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。 ア 専用回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線
(11) 復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的にその経路を変更した場合の回線専用料（区域外線路に係る加算額を含みます。）は、その専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(12) 専用回線に関する料金の減額	符号品目については、2-1の額から引込線1回線ごとに130円(税込額140円)（月額）を減額して適用します。

## 2 料金額

### 2-1 基本額

#### (1) 基本回線専用料

##### ア 音声伝送のもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額
回線距離	10 kmまでのもの	8,000円(税込額8,640円)
	20 "	20,000円(税込額21,600円)
	30 "	38,000円(税込額41,040円)
	40 "	46,000円(税込額49,680円)
	50 "	54,000円(税込額58,320円)
	60 "	60,000円(税込額64,800円)
	70 "	69,000円(税込額74,520円)
	80 "	78,000円(税込額84,240円)
	90 "	87,000円(税込額93,960円)
	100 "	88,000円(税込額95,040円)
	120 "	91,000円(税込額98,280円)
	140 "	94,000円(税込額101,520円)
	160 "	96,000円(税込額103,680円)
	180 "	99,000円(税込額106,920円)
	200 "	101,000円(税込額109,080円)
	220 "	103,000円(税込額111,240円)
240 "	104,000円(税込額112,320円)	
	240 kmを超えるもの	105,000円(税込額113,400円)
備考 特殊な直流信号を通常の音声伝送のために重畳して利用する専用サービスは音声伝送の専用サービスとして提供し、その専用区間が1の収容区域内に終始する場合で、かつ線路設計上可能な場合に限り提供します。		

イ 3.4kHzのもの

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料金額
10 kmまでのもの	10,000円(税込額10,800円)
20 "	24,000円(税込額25,920円)
30 "	47,000円(税込額50,760円)
40 "	56,000円(税込額60,480円)
50 "	65,000円(税込額70,200円)
60 "	72,000円(税込額77,760円)
70 "	83,000円(税込額89,640円)
80 "	94,000円(税込額101,520円)
90 "	105,000円(税込額113,400円)
100 "	106,000円(税込額114,480円)
120 "	108,000円(税込額116,640円)
140 "	112,000円(税込額120,960円)
160 "	114,000円(税込額123,120円)
180 "	118,000円(税込額127,440円)
200 "	120,000円(税込額129,600円)
220 "	122,000円(税込額131,760円)
240 "	124,000円(税込額133,920円)
240 kmを超えるもの	125,000円(税込額135,000円)

備考

- 3.4kHzの専用サービスを符号伝送に利用する場合、当社は、その符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、特に 4,800bit/s (分岐のある専用回線を利用する場合は、2,400bit/s) を超える符号伝送に利用する場合 (標準的な変復調装置を用いた場合とします。) は、十分な品質が得られないことがありますので、あらかじめ了承のうえ利用していただきます。
- 直流・交流方式により符号伝送を行う専用サービスは 3.4kHz の専用サービスとして提供し、その専用区間が1の収容区域内に終始する場合で、かつ線路設計上可能な場合に限り提供します。

ウ 9,600b/sのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料金額
10 kmまでのもの	11,000円(税込額11,880円)
20 "	26,000円(税込額28,080円)
30 "	51,000円(税込額55,080円)
40 "	62,000円(税込額66,960円)
50 "	72,000円(税込額77,760円)
60 "	78,000円(税込額84,240円)
70 "	89,000円(税込額96,120円)
80 "	101,000円(税込額109,080円)
90 "	112,000円(税込額120,960円)
100 "	114,000円(税込額123,120円)
120 "	118,000円(税込額127,440円)
140 "	122,000円(税込額131,760円)
160 "	125,000円(税込額135,000円)
180 "	129,000円(税込額139,320円)
200 "	131,000円(税込額141,480円)
220 "	133,000円(税込額143,640円)
240 "	135,000円(税込額145,800円)
240 kmを超えるもの	136,000円(税込額146,880円)

(2) 分岐回線専用料又は分岐料

分岐回線1回線ごとに月額

料金種別	料金額
ア その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐箇所との回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料	距離区分の回線距離が最短なもの基本回線専用料の2分の1
イ 上記以外の分岐回線の場合の分岐回線専用料	その分岐回線の終端に係る回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局相互間の回線距離に対応する基本回線専用料と同額
ウ 分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金(分岐装置により分岐する場合があります。)	7,000円(税込額7,560円)
備考 専用契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が別に定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。 ただし、次の場合は、分岐の請求をすることができません。 (1) その専用回線が1の収容区域内に終始するものであるとき(3.4kHzの専用回線であって符号伝送以外の用途に利用するもの及び音声伝送の専用回線の場合を除きます。) (2) 分岐回線をさらに分岐するとき。	

## 2-2 加算額

月 額

料 金 種 別	単 位	区 分	料 金 額
(1) 区域外線路専用料	専用回線の各終端につ き区域外線路 100m までごとに	2線式の場合	270円 (税込額291円)
		4線式の場合	480円 (税込額518円)
(2) 異経路の線路専用料			別に算定 する実費
(3) 特別電気通信設備専 用料			別に算定 する実費
(4) 4線式引込線専用料	引込線 1回線ごとに		3,500円 (税込額3,780円)
(5) 回線接続装置専用料	1台ごとに	符号品目(9,600b/s) 用のもの	3,700円 (税込額3,996円)
	備 考	符号品目(9,600b/s)に限り提供するものとし、 次の種類があります。 (ア) Xシリーズインタフェース用 (イ) Vシリーズインタフェース用	
(6) 配線設備専用料	1配線ごとに	2線式の場合	70円(税込額75円)
		4線式の場合	130円 (税込額140円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。			

## 第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料又は加算額

日 額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
--

## 第2類 高速デジタル伝送サービスに関する料金

### 第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

#### 1 適用

区 分	内 容																												
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s</td> <td>64kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>128kb/s</td> <td>128kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>192kb/s</td> <td>192kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>256kb/s</td> <td>256kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384kb/s</td> <td>384kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512kb/s</td> <td>512kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>768kb/s</td> <td>768kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4.5Mb/s</td> <td>4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6 Mb/s</td> <td>6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>超高速品目</td> <td>           50 Mb/s 48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの            150Mb/s 149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの            600Mb/s 599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの         </td> </tr> </tbody> </table>	品 名	内 容	64kb/s	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	256kb/s	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4.5Mb/s	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	超高速品目	50 Mb/s 48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの 150Mb/s 149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの 600Mb/s 599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 名	内 容																												
64kb/s	64kbit/sの符号伝送が可能なもの																												
128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの																												
192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの																												
256kb/s	256kbit/sの符号伝送が可能なもの																												
384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの																												
512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの																												
768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの																												
1 Mb/s	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの																												
1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの																												
3 Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの																												
4.5Mb/s	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの																												
6 Mb/s	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの																												
超高速品目	50 Mb/s 48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの 150Mb/s 149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの 600Mb/s 599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの																												
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(7) インタフェースによる区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Yインタフェース以外のもの</td> <td>下記以外のもの</td> </tr> <tr> <td>Yインタフェース</td> <td>ユーザ・網インタフェースが当社仕様のものであって、64kb/s、192kb/s、384kb/s、768kb/s、1.5Mb/s、3Mb/s及び6Mb/sの品目の専用回線において提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は、Yインタフェースの専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</p>	区 別	内 容	Yインタフェース以外のもの	下記以外のもの	Yインタフェース	ユーザ・網インタフェースが当社仕様のものであって、64kb/s、192kb/s、384kb/s、768kb/s、1.5Mb/s、3Mb/s及び6Mb/sの品目の専用回線において提供するもの																						
区 別	内 容																												
Yインタフェース以外のもの	下記以外のもの																												
Yインタフェース	ユーザ・網インタフェースが当社仕様のものであって、64kb/s、192kb/s、384kb/s、768kb/s、1.5Mb/s、3Mb/s及び6Mb/sの品目の専用回線において提供するもの																												

(イ) 利用する回線による区別

区 別	内 容
中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの

備考

- 1 その利用する回線による区別は、超高速品目（600Mb/sのものを除きます。）の専用回線（特定協定事業者との相互接続以外のときの接続専用回線であって、相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するもの以外の接続専用回線を除きます。）にあります。
- 2 「中継回線」とは、端局（端局装置（3に規定する端末回線の監視等を行うための装置）を設置している専用サービス取扱局）相互間のものをいいます。
- 3 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。

イ 保守の態様による細目

(ア) サービスクラスによる区別

区 別	内 容
通常クラス	下記以外のもの
エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないものであって、シンプルクラス以外のもの
シンプルクラス	故障の監視を回線単位で行わないものであって、専用サービス取扱局をまたがる中継区間が二重化されていないもの

備考

- 1 サービスクラスによる区別は、64kb/s、128kb/s、1.5Mb/s又は6Mb/sの品目のもの（Yインタフェースのものを除きます。）にあります。ただし、6Mb/sの品目については通常クラス又はエコノミークラス（その回線の両端が同一府県内に終始するのみに限ります）に限り提供します。
- 2 当社は、西日本電信電話株式会社係る相互接続による場合は、エコノミークラス及びシンプルクラスの64kb/s又は128kb/sの専用回線のものに限り提供します。
- 3 当社は、1.5Mb/sの品目であってエコノミークラス又はシンプルクラスの専用回線の終端（接続専用回線の終端であって、相互接続点（その相互接続点において端末設備が接続される形態

に相当するものを除きます。)におけるものを除きます。)の場所に当社の回線終端装置を設置します。

(イ) 保守の区別

区 別	内 容
タイプ1	専用サービス取扱所の営業時間 (土曜日、日曜日、祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。) 及び5月1日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。) 外に、その専用回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2	タイプ1以外のもの
備考	
<p>1 保守の区別は、エコノミークラス及びシンプルクラスのものにあります。</p> <p>2 西日本電信電話株式会社との相互接続により提供するタイプ1の修理又は復旧を要する個所が当該協定事業者の提供区間であるときは、営業時間を午後5時までとして扱い対応します。</p> <p>3 約款第67条(料金の支払義務)第2項第2号の表1欄に規定する時間については、タイプ1は24時間、タイプ2は12時間とします。</p>	

(3) 回線距離の測定

ア 高速品目の回線距離は、一般専用サービスの場合に準じて測定します。

ただし、特定協定事業者との相互接続の場合には、その専用回線及び特定協定事業者の専用回線の終端(特定協定事業者に係る相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。

イ 超高速品目の高速デジタル伝送サービスの回線距離は、次のとおり測定します。

(ア) 50Mb/s及び150Mb/sのもの

① 中継回線によるもの

区 分	回線距離の測定方法
A 中継回線の部分	その専用回線の双方の終端の端局が所属する回線距離測定局相互間の直線距離に

	より測定します。
B 端末回線の部分	その専用回線の双方の終端と端局（端局以外の専用サービス取扱局を経由する場合は、その専用サービス取扱局経由）との間の直線距離の合計により測定します。

② 端末回線のみによるもの

その専用回線の双方の終端と端局（端局以外の専用サービス取扱局を経由する場合は、その専用サービス取扱局経由）との間の直線距離の合計により測定します。

③ 接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態となるものを除きます。）による場合

区 分	回線距離の測定方法
端局と相互接続点との間の部分	端局と相互接続点との間の直線距離により測定します
その接続専用回線の終端（相互接続点以外のものをいいます。）と端局との間の部分	その接続専用回線の終端と端局（端局以外の専用サービス取扱局を経由する場合は、その専用サービス取扱局経由）との間の直線距離により測定します。

④ 分岐回線の部分

その分岐回線の終端と端局（端局以外の専用サービス取扱局を経由する場合は、その専用サービス取扱局経由）との間の直線距離により測定します。

(イ) 600Mb/sのもの

① ②以外の部分

区 分	回線距離の測定方法
A. B以外の部分	その専用回線の双方の終端の收容局が所属する回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。
B. その専用回線の終端と收容局との間の部分	その専用回線の双方の終端と收容局との間の直線距離の合計により測定します。
備考 その専用回線の双方の終端の收容局が所属する回線距離測定局が同一となる場合、若しくはその専用回線の双方の終端の收容局が同一となる場合は、2（料金額）に規定する最短の距離区分としてAを適用します。	

② 分岐回線の部分

その分岐回線の終端と收容局との間の直線距離により測定します。

備考

- 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算

	<p>点となる専用サービス取扱局をいいます。</p> <p>2 回線距離測定局は、別表3のとおり定めます。</p> <p>3 この欄及び2(料金額)において、「収容局」とは、その専用回線の終端を収容する局をいいます。</p>						
(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 高速デジタル伝送サービスには、臨時専用契約に係るもの、異経路によるもの並びに長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第67条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(基本回線専用料及び分岐回線専用料とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に分岐回線の廃止、専用サービスの品目若しくはサービスクラス等の区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、分岐回線の廃止又は品目若しくはサービスクラス等による区別の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p>						
(5) 64kb/s、1.5Mb/s及び6Mb/sのYインタフェースに係る専用回線に関する料金の適用	64kb/s、1.5Mb/s及び6Mb/sのYインタフェースに係る専用回線については、通常クラスの料金を適用します。						
(5)-2 警察機関に限定した料金の減額	当社は、別表4に規定するところにより警察機関に限定した料金の減額を適用します。						
(6) 専用回線に関する料金の減額等	<p>専用回線(超高速品目のものを除きます。)の基本額については、2-1の額(この表の(5)-2欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)から引込線1回線ごとに次の額を減額し、減額した専用回線のうちYインタフェースのもの並びに1.5Mb/sの品目のうちエコノミークラス及びシンプルクラスのものについては、引込線1回線ごとに2-2の(6)(加算額の配線設備専用料)と同額を加算して適用します。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>基本額の減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタル配線によるもの</td> <td>70円(税込額75円)</td> </tr> <tr> <td>光配線によるもの</td> <td>2,000円(税込額2,160円)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	基本額の減額	メタル配線によるもの	70円(税込額75円)	光配線によるもの	2,000円(税込額2,160円)
品 目	基本額の減額						
メタル配線によるもの	70円(税込額75円)						
光配線によるもの	2,000円(税込額2,160円)						
(7) 特定協定事業者との相互接続に係る料金の適用	Yインタフェースのもの並びに1.5Mb/sの品目のうちエコノミークラス及びシンプルクラスのものの特定期間事業者(当社が別に定める特定期間事業者(別記4に定めます。))に係る料金の一部については、当社が定めるものとし、引込線1回線ごとに次						

の額とします。

月額

品 目	料金額
メタル配線によるもの	70円(税込額75円)
光配線によるもの	2,000円(税込額2,160円)

(8) 多重アクセスを利用している場合の料金の適用

ア 多重アクセスには、次の伝送速度があります。

伝送速度の区分	内 容
128kb/s×N (N:2~12)	1.536Mbit/sまでの多重化が可能なもので、1の専用回線の伝送速度が64kb/s又は128kb/sのもの
1.5Mb/s	1.536Mbit/sまでの多重化が可能なもの
6 Mb/s	6.144Mbit/sまでの多重化が可能なもの

備考

当社は、Yインタフェースのもの、超高速品目のもの、この表の(5)-2欄の適用によるもの又はエコノミークラス若しくはシンプルクラスのもの以外の専用回線について、1の多重アクセスを利用する専用回線(多ポート型回線接続装置を利用するものを除きます。)の品目の伝送速度の合計が192kb/s以上となる場合に限り多重アクセスを提供します。

イ 多重アクセスを利用している場合の専用回線の基本額は、1の専用回線(同一の多重アクセスを利用するすべての専用回線が128kb/s以下のものであるときは、64kb/s又は128kb/sのもの)とします。また、特定特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。)を除く他の専用回線について、2-1の額から次表の額を減額します。

品 目	基本額の減額(月額)
64kb/s又は128kb/s	2,430円(税込額2,624円)
その他の品目	18,000円(税込額19,440円)

ウ 多重アクセスを利用している場合の専用回線の区域外線路の加算額は、同一の多重アクセスを利用する専用回線について、1の専用回線を除く他の専用回線については、支払いを要しません。

エ 多重アクセスを利用している場合の回線接続装置の加算額は、その専用回線の多重アクセスの伝送速度に対応した回線接続装置の専用料を適用します。

(9) 専用サービス取扱局内を端末とする専用回線に係る基本額の適用

当社は、次表に定める高速品目の専用回線(エコノミークラス及びシンプルクラスのもの)を除きます。)であって、その端末の場所を専用サービス取扱局(その専用回線の端末に対向する装置が設置される専用サービス取扱局に限り)内とするものの基本額(この表の(8)欄のイの規定を適用しない場合の基本額とします。)については、2-1の額から専用サービス取扱局内に端末する1の端末ご

とに次の額を減額して適用します。

品 目	月額
	基本額の減額
192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、 768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、 3Mb/s、4.5Mb/s又は6Mb/s	58,000円 (税込額 62,640円)

(10) 長期継続利用に係る基本額の適用

ア 当社は、専用契約者(臨時専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における基本額については、2(料金額)の2-1(基本額)の額(この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額して適用します。

この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	基本額の減額(月額)
(7) 3年利用	3年間	2-1の額に0.07を乗じて得た額
(1) 6年利用	6年間	2-1の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日)から適用します。

ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本額については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に分岐回線の廃止、専用サービス品目の変更、サービスクラス等の区別の変更若しくは専用回線の移転によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払を要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払を要する額とします。

区 分	支払を要する額
(ア) 分岐回線の廃止等により基本額が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の基本額の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本額から減少後の長期継続利用適用後の基本額を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本額に 0.35 を乗じて得た額

(注) この項の「残余の期間」とは満了日までの期間をいいます。

(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、高速品目（Y インタフェースに係るもの、エコノミークラス並びにシンプルクラスに係るものを除きます。）及び超高速品目に係る専用回線（接続専用回線を除きます。）の専用契約者（臨時専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（約款第 77 条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その時刻とします。）とします。）から起算して 1 時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は約款第 67 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定を適用します。

(ア) 約款第 61 条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。

(イ) 約款第 63 条（利用中止）第 1 項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめ

めその専用契約者に通知したとき。

イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する料金（この表の（7）欄を除く（1）欄から（10）欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上 2時間未満	10 %
2時間以上 4時間未満	20 %
4時間以上 6時間未満	30 %
6時間以上 8時間未満	40 %
8時間以上 72時間未満	50 %
72時間以上	100 %

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る料金

（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場  
合が生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づ  
き算出した額とします。）の額（約款第67条第2項第2  
号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこと  
となる料金額又は料金表通則の7の規定により減額とな  
る料金額をそれぞれ減じた額とします。）

（イ）その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、  
その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外  
の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定  
に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できな  
い状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に  
該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以  
下この欄において同じとします。）において複数回とな  
るときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額  
の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障  
回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還  
上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の（12）欄の規  
定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障  
回復時間返還料金額の取扱いについては、（12）欄の規定  
に定めるところによります。

(12) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用

ア 当社は、約款第12条（専用申込の承諾）の規定により高速品目（Yインタフェースに係るもの、エコノミークラス並びにシンプルクラスに係るものを除きます。）及び超高速品目に係る回線（接続専用回線を除きます。）の専用契約（臨時専用契約を除きます。以下この欄において同じとします。）の申込を承諾した場合において、当社とその専用契約者とその専用回線の提供の開始を合意した日（以下この欄において「開通予定日」といいます。）に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その専用契約に係る料金（以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。）を返還します。

イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における2（料金額）に規定する料金（この表の(7)欄を除く(1)欄から(10)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）の合計額（以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上 15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金変換率に1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上 28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金変換率に15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日	50%

ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その専用回線の提供を開始した日を含む暦月におけるその専用契約に係る料金（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。）の額（約款第67条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の

	<p>7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)</p> <p>(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(12)欄の規定による料金の返還が1の暦月に同時に発生した場合、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が開通遅延期間返還上限額を超える場合は、当社は、開通遅延期間返還上限額を返還します。</p>
(13) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	<p>回線距離測定局の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外にある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合並びに当社が提供する特別電気通信設備、回線接続装置及び配線設備を利用している場合の料金の適用については、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。</p>
(14) 特定協定事業者との相互接続に係る料金額の適用	<p>特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、当社及び特定協定事業者の専用サービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2(料金額)の2-1の(1)の(1-2)に定める額を適用します。</p>

## 2 料金額

### 2-1 基本額

#### (1) 基本回線専用料

##### (1-1) (1-2)以外のとき

##### ア 高速品目

##### (ア) 64kb/sのもの

##### A 通常クラスのもの

距離区分		専用回線 1 回線ごとに月額			
		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外するとき			その専用回線 が接続専用回 線であるとき
		Yインタフェース以外のもの	Yインタフェ ースのもの	Yインタフェ ースのもの	
右欄以外の もの	その専用回 線が同一府 県内に終始 するもの				
回       線	15 kmまでのもの	57,000円 (税込額 61,560円)	57,000円 (税込額 61,560円)	57,000円 (税込額 61,560円)	35,000円 (税込額 37,800円)
	30 "	71,000円 (税込額 76,680円)	71,000円 (税込額 76,680円)	71,000円 (税込額 76,680円)	62,000円 (税込額 66,960円)
	40 "	74,000円 (税込額 79,920円)	74,000円 (税込額 79,920円)	74,000円 (税込額 79,920円)	65,000円 (税込額 70,200円)
	50 "	76,000円 (税込額 82,080円)	76,000円 (税込額 82,080円)	76,000円 (税込額 82,080円)	69,000円 (税込額 74,520円)
	60 "	77,000円 (税込額 83,160円)	77,000円 (税込額 83,160円)	77,000円 (税込額 83,160円)	70,000円 (税込額 75,600円)
	70 "	78,000円 (税込額 84,240円)	78,000円 (税込額 84,240円)	78,000円 (税込額 84,240円)	72,000円 (税込額 77,760円)
	80 "	79,000円 (税込額 85,320円)	79,000円 (税込額 85,320円)	79,000円 (税込額 85,320円)	73,000円 (税込額 78,840円)
	90 "	80,000円 (税込額 86,400円)	80,000円 (税込額 86,400円)	80,000円 (税込額 86,400円)	75,000円 (税込額 81,000円)
	100 "	81,000円 (税込額 87,480円)		81,000円 (税込額 87,480円)	76,000円 (税込額 82,080円)

距離	120	"	83,000円 (税込額 89,640円)	81,000円 (税込額 87,480円)	83,000円 (税込額 89,640円)	77,000円 (税込額 83,160円)
	140	"	85,000円 (税込額 91,800円)		85,000円 (税込額 91,800円)	78,000円 (税込額 84,240円)
	160	"	87,000円 (税込額 93,960円)		87,000円 (税込額 93,960円)	79,000円 (税込額 85,320円)
	180	"	89,000円 (税込額 96,120円)		89,000円 (税込額 96,120円)	
	200	"	91,000円 (税込額 98,280円)		91,000円 (税込額 98,280円)	
	220	"	93,000円 (税込額 100,440円)		93,000円 (税込額 100,440円)	
	240	"	94,000円 (税込額 101,520円)		94,000円 (税込額 101,520円)	
	240kmを超えるもの		95,000円 (税込額 102,600円)		95,000円 (税込額 102,600円)	
離						

B エコノミークラスのもの

① その専用回線が接続専用回線以外るとき 専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額				
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に終始するもの		
		保守の区別 がタイプ1 のもの	保守の区別 がタイプ2 のもの	保守の区別 がタイプ1 のもの	保守の区別 がタイプ2 のもの	
回	15 kmまでのもの	28,000円 (税込額 30,240円)	31,000円 (税込額 33,480円)	28,000円 (税込額 30,240円)	31,000円 (税込額 33,480円)	
	30 "	42,000円 (税込額 45,360円)	45,000円 (税込額 48,600円)	42,000円 (税込額 45,360円)	45,000円 (税込額 48,600円)	
	40 "	47,000円 (税込額 50,760円)	49,000円 (税込額 52,920円)	47,000円 (税込額 50,760円)	49,000円 (税込額 52,920円)	
	50 "	48,000円 (税込額 51,840円)	51,000円 (税込額 55,080円)	48,000円 (税込額 51,840円)	51,000円 (税込額 55,080円)	
	60 "	48,500円 (税込額 52,380円)	52,000円 (税込額 56,160円)	48,500円 (税込額 52,380円)	52,000円 (税込額 56,160円)	
	70 "	49,000円 (税込額 52,920円)	53,000円 (税込額 57,240円)	49,000円 (税込額 52,920円)	53,000円 (税込額 57,240円)	
	80 "	50,000円 (税込額 54,000円)	54,000円 (税込額 58,320円)	50,000円 (税込額 54,000円)	54,000円 (税込額 58,320円)	
	90 "	51,000円 (税込額 55,080円)	55,000円 (税込額 59,400円)	51,000円 (税込額 55,080円)	55,000円 (税込額 59,400円)	
	距	100 "	52,000円 (税込額 56,160円)	56,000円 (税込額 60,480円)	52,000円 (税込額 56,160円)	56,000円 (税込額 60,480円)
		120 "	53,000円 (税込額 57,240円)	57,500円 (税込額 62,100円)		
140 "		54,000円 (税込額 58,320円)	59,000円 (税込額 63,720円)			
160 "		56,000円 (税込額 60,480円)	60,000円 (税込額 64,800円)			
180 "		57,000円 (税込額 61,560円)	60,300円 (税込額 65,124円)			

離	200	”	59,000円 (税込額 63,720円)	62,700円 (税込額 67,716円)	
	220	”	60,000円 (税込額 64,800円)	64,000円 (税込額 69,120円)	
	240	”	62,000円 (税込額 66,960円)	65,400円 (税込額 70,632円)	
	240kmを超えるもの		64,000円 (税込額 69,120円)	66,700円 (税込額 72,036円)	

② その専用回線が接続専用回線であるとき 接続専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	19,000円(税込額20,520円)	22,000円(税込額23,760円)
	30 "	27,000円(税込額29,160円)	30,000円(税込額32,400円)
	40 "	28,000円(税込額30,240円)	31,000円(税込額33,480円)
	50 "	29,000円(税込額31,320円)	32,000円(税込額34,560円)
	60 "	29,500円(税込額31,860円)	33,000円(税込額35,640円)
	70 "	30,000円(税込額32,400円)	34,000円(税込額36,720円)
	80 "	31,000円(税込額33,480円)	34,500円(税込額37,260円)
	90 "	32,000円(税込額34,560円)	35,000円(税込額37,800円)
	100 "	33,000円(税込額35,640円)	36,000円(税込額38,880円)
	120 "	34,000円(税込額36,720円)	37,000円(税込額39,960円)
	140 "	35,000円(税込額37,800円)	39,000円(税込額42,120円)
	160 "	37,000円(税込額39,960円)	41,000円(税込額44,280円)
	180 "	38,000円(税込額41,040円)	42,000円(税込額45,360円)
	200 "	40,000円(税込額43,200円)	44,000円(税込額47,520円)
	220 "	41,000円(税込額44,280円)	46,000円(税込額49,680円)
	240 "	43,000円(税込額46,440円)	47,000円(税込額50,760円)
	240kmを超えるもの	45,000円(税込額48,600円)	48,000円(税込額51,840円)

C シンプルクラスのもの

① その専用回線が接続専用回線以外るとき

距離区分		専用回線 1 回線ごとに月額	
		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線 距 離	15 kmまでのもの	その専用回線を 64kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "		
	40 "	45,000円(税込額48,600円)	49,000円(税込額52,920円)
	50 "	45,500円(税込額49,140円)	50,000円(税込額54,000円)
	60 "	46,000円(税込額49,680円)	51,000円(税込額55,080円)
	70 "	46,500円(税込額50,220円)	51,000円(税込額55,080円)
	80 "	47,000円(税込額50,760円)	51,500円(税込額55,620円)
	90 "	47,500円(税込額51,300円)	52,000円(税込額56,160円)
	100 "	48,000円(税込額51,840円)	52,000円(税込額56,160円)
	120 "	49,000円(税込額52,920円)	53,000円(税込額57,240円)
	140 "	50,000円(税込額54,000円)	54,000円(税込額58,320円)
	160 "	50,500円(税込額54,540円)	55,000円(税込額59,400円)
	180 "	51,000円(税込額55,080円)	55,300円(税込額59,724円)
	200 "	52,000円(税込額56,160円)	56,800円(税込額61,344円)
	220 "	53,000円(税込額57,240円)	57,700円(税込額62,316円)
	240 "	54,000円(税込額58,320円)	58,600円(税込額63,288円)
	240kmを超えるもの	55,000円(税込額59,400円)	59,500円(税込額64,260円)

② その専用回線が接続専用回線であるとき

距離区分		接続専用回線 1 回線ごとに月額	
		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	その専用回線を 64kb/sのエコノミークラスの接続専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "		
	40 "	27,500円(税込額29,700円)	30,500円(税込額32,940円)
	50 "	27,500円(税込額29,700円)	30,500円(税込額32,940円)
	60 "	28,000円(税込額30,240円)	31,000円(税込額33,480円)
	70 "	28,000円(税込額30,240円)	31,000円(税込額33,480円)
	80 "	28,500円(税込額30,780円)	31,500円(税込額34,020円)
	90 "	28,500円(税込額30,780円)	32,000円(税込額34,560円)
	100 "	29,000円(税込額31,320円)	32,500円(税込額35,100円)
	120 "	30,000円(税込額32,400円)	33,000円(税込額35,640円)
	140 "	31,000円(税込額33,480円)	34,000円(税込額36,720円)
	160 "	31,500円(税込額34,020円)	35,000円(税込額37,800円)
	180 "	32,000円(税込額34,560円)	36,000円(税込額38,880円)
	200 "	33,000円(税込額35,640円)	37,000円(税込額39,960円)
	220 "	34,000円(税込額36,720円)	38,000円(税込額41,040円)
	240 "	35,000円(税込額37,800円)	39,000円(税込額42,120円)
	240kmを超えるもの	36,000円(税込額38,880円)	40,000円(税込額43,200円)

## (イ) 128kb/s のもの

## A 通常クラスのもの

距離区分		専用回線 1 回線ごとに月額			
		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外のとき 右欄以外のもの	その専用回線が 同一府県内に終 始するもの	その専用回線が接 続専用回線である とき	
回	15 kmまでのもの	72,000円 (税込額 77,760円)	72,000円 (税込額 77,760円)	50,000円 (税込額 54,000円)	
	30 "	100,000円 (税込額 108,000円)	100,000円 (税込額 108,000円)	72,000円 (税込額 77,760円)	
	40 "	110,000円 (税込額 118,800円)	110,000円 (税込額 118,800円)	78,000円 (税込額 84,240円)	
	50 "	115,000円 (税込額 124,200円)	115,000円 (税込額 124,200円)	83,000円 (税込額 89,640円)	
	60 "	119,000円 (税込額 128,520円)	119,000円 (税込額 128,520円)	86,000円 (税込額 92,880円)	
	70 "	122,000円 (税込額 131,760円)	122,000円 (税込額 131,760円)	89,000円 (税込額 96,120円)	
	80 "	125,000円 (税込額 135,000円)	125,000円 (税込額 135,000円)	92,000円 (税込額 99,360円)	
	90 "	128,000円 (税込額 138,240円)	128,000円 (税込額 138,240円)	94,000円 (税込額 101,520円)	
	距	100 "	131,000円 (税込額 141,480円)	131,000円 (税込額 141,480円)	96,000円 (税込額 103,680円)
		120 "	135,000円 (税込額 145,800円)		98,000円 (税込額 105,840円)
140 "		138,000円 (税込額 149,040円)	100,000円 (税込額 108,000円)		
160 "		141,000円 (税込額 152,280円)	102,000円 (税込額 110,160円)		
180 "		144,000円 (税込額 155,520円)			

離	200	”	147,000円 (税込額 158,760円)	
	220	”	150,000円 (税込額 162,000円)	
	240	”	152,000円 (税込額 164,160円)	
	240kmを超えるもの		154,000円 (税込額 166,320円)	

B エコノミークラスのもの

① その専用回線が接続専用回線以外るとき 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額				
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に終始するもの		
		保守の区別 がタイプ 1 のもの	保守の区別 がタイプ 2 のもの	保守の区別 がタイプ 1 のもの	保守の区別 がタイプ 2 のもの	
回	15 kmまでのもの	38,000円 (税込額 41,040円)	41,000円 (税込額 44,280円)	38,000円 (税込額 41,040円)	41,000円 (税込額 44,280円)	
	30 "	64,000円 (税込額 69,120円)	67,000円 (税込額 72,360円)	64,000円 (税込額 69,120円)	67,000円 (税込額 72,360円)	
	40 "	72,000円 (税込額 77,760円)	73,000円 (税込額 78,840円)	72,000円 (税込額 77,760円)	73,000円 (税込額 78,840円)	
	50 "	75,000円 (税込額 81,000円)	76,000円 (税込額 82,080円)	75,000円 (税込額 81,000円)	76,000円 (税込額 82,080円)	
	60 "	79,000円 (税込額 85,320円)	80,000円 (税込額 86,400円)	79,000円 (税込額 85,320円)	80,000円 (税込額 86,400円)	
	70 "	82,000円 (税込額 88,560円)	83,000円 (税込額 89,640円)	82,000円 (税込額 88,560円)	83,000円 (税込額 89,640円)	
	80 "	83,000円 (税込額 89,640円)	86,000円 (税込額 92,880円)	83,000円 (税込額 89,640円)	86,000円 (税込額 92,880円)	
	90 "	85,000円 (税込額 91,800円)	88,000円 (税込額 95,040円)	85,000円 (税込額 91,800円)	88,000円 (税込額 95,040円)	
	距	100 "	87,000円 (税込額 93,960円)	90,000円 (税込額 97,200円)	87,000円 (税込額 93,960円)	90,000円 (税込額 97,200円)
		120 "	89,000円 (税込額 96,120円)	93,000円 (税込額 100,440円)		
140 "		92,000円 (税込額 99,360円)	96,000円 (税込額 103,680円)			
160 "		95,000円 (税込額 102,600円)	98,500円 (税込額 106,380円)			
180 "		98,000円 (税込額 105,840円)	99,500円 (税込額 107,460円)			

離	200	”	101,000円 (税込額 109,080円)	103,600円 (税込額 111,888円)
	220	”	104,000円 (税込額 112,320円)	106,100円 (税込額 114,588円)
	240	”	107,000円 (税込額 115,560円)	108,700円 (税込額 117,396円)
	240kmを超えるもの		110,000円 (税込額 118,800円)	111,300円 (税込額 120,204円)

## ② その専用回線が接続専用回線であるとき

接続専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	30,000円(税込額32,400円)	33,000円(税込額35,640円)
	30 "	44,000円(税込額47,520円)	47,000円(税込額50,760円)
	40 "	47,000円(税込額50,760円)	51,000円(税込額55,080円)
	50 "	49,000円(税込額52,920円)	53,000円(税込額57,240円)
	60 "	50,000円(税込額54,000円)	54,000円(税込額58,320円)
	70 "	52,000円(税込額56,160円)	56,000円(税込額60,480円)
	80 "	53,000円(税込額57,240円)	57,000円(税込額61,560円)
	90 "	55,000円(税込額59,400円)	59,000円(税込額63,720円)
	100 "	57,000円(税込額61,560円)	61,000円(税込額65,880円)
	120 "	59,000円(税込額63,720円)	63,000円(税込額68,040円)
	140 "	62,000円(税込額66,960円)	66,000円(税込額71,280円)
	160 "	65,000円(税込額70,200円)	70,000円(税込額75,600円)
	180 "	68,000円(税込額73,440円)	73,000円(税込額78,840円)
	200 "	71,000円(税込額76,680円)	76,000円(税込額82,080円)
	220 "	74,000円(税込額79,920円)	79,000円(税込額85,320円)
	240 "	77,000円(税込額83,160円)	83,000円(税込額89,640円)
	240kmを超えるもの	80,000円(税込額86,400円)	86,000円(税込額92,880円)

C シンプルクラスのもの

① その専用回線が接続専用回線以外るとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線 距 離	15 kmまでのもの	その専用回線を 128kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "		
	40 "	71,000円(税込額76,680円)	72,000円(税込額77,760円)
	50 "	74,000円(税込額79,920円)	75,000円(税込額81,000円)
	60 "	76,000円(税込額82,080円)	79,000円(税込額85,320円)
	70 "	77,000円(税込額83,160円)	80,000円(税込額86,400円)
	80 "	78,000円(税込額84,240円)	81,000円(税込額87,480円)
	90 "	79,000円(税込額85,320円)	82,000円(税込額88,560円)
	100 "	79,500円(税込額85,860円)	82,500円(税込額89,100円)
	120 "	81,000円(税込額87,480円)	84,000円(税込額90,720円)
	140 "	83,000円(税込額89,640円)	85,500円(税込額92,340円)
	160 "	84,000円(税込額90,720円)	87,000円(税込額93,960円)
	180 "	86,000円(税込額92,880円)	87,500円(税込額94,500円)
	200 "	88,000円(税込額95,040円)	90,600円(税込額97,848円)
	220 "	90,000円(税込額97,200円)	92,400円(税込額99,792円)
	240 "	92,000円 (税込額99,360円)	94,200円 (税込額101,736円)
240kmを超えるもの	94,000円 (税込額101,520円)	96,000円 (税込額103,680円)	

② その専用回線が接続専用回線であるとき

接続専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	その専用回線を 128kb/sのエコノミークラスの接続専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "		
	40 "	44,500円(税込額48,060円)	48,000円(税込額51,840円)
	50 "	45,000円(税込額48,600円)	49,000円(税込額52,920円)
	60 "	46,000円(税込額49,680円)	50,000円(税込額54,000円)
	70 "	47,000円(税込額50,760円)	51,000円(税込額55,080円)
	80 "	48,000円(税込額51,840円)	51,500円(税込額55,620円)
	90 "	49,000円(税込額52,920円)	52,000円(税込額56,160円)
	100 "	49,500円(税込額53,460円)	53,000円(税込額57,240円)
	120 "	51,000円(税込額55,080円)	55,000円(税込額59,400円)
	140 "	53,000円(税込額57,240円)	57,000円(税込額61,560円)
	160 "	54,000円(税込額58,320円)	59,000円(税込額63,720円)
	180 "	56,000円(税込額60,480円)	60,000円(税込額64,800円)
	200 "	58,000円(税込額62,640円)	62,000円(税込額66,960円)
	220 "	60,000円(税込額64,800円)	64,000円(税込額69,120円)
	240 "	62,000円(税込額66,960円)	66,000円(税込額71,280円)
240kmを超えるもの	64,000円(税込額69,120円)	68,000円(税込額73,440円)	

(ウ) 192kb/s のもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外するとき			その専用回線 が接続専用回 線であるとき
		Y インタフェース以外のもの		Y インタフェ ースのもの	
		右欄以外の もの	その専用回 線が同一府 県内に終始 するもの		
回           線       距	15 kmまでのもの	132,000円 (税込額 142,560円)	121,000円 (税込額 130,680円)	132,000円 (税込額 142,560円)	114,000円 (税込額 123,120円)
	30 "	218,000円 (税込額 235,440円)	184,000円 (税込額 198,720円)	218,000円 (税込額 235,440円)	165,000円 (税込額 178,200円)
	40 "	245,000円 (税込額 264,600円)	220,000円 (税込額 237,600円)	245,000円 (税込額 264,600円)	175,000円 (税込額 189,000円)
	50 "	260,000円 (税込額 280,800円)	234,000円 (税込額 252,720円)	260,000円 (税込額 280,800円)	186,000円 (税込額 200,880円)
	60 "	285,000円 (税込額 307,800円)	256,000円 (税込額 276,480円)	285,000円 (税込額 307,800円)	191,000円 (税込額 206,280円)
	70 "	306,000円 (税込額 330,480円)	275,000円 (税込額 297,000円)	306,000円 (税込額 330,480円)	195,000円 (税込額 210,600円)
	80 "	318,000円 (税込額 343,440円)	286,000円 (税込額 308,880円)	318,000円 (税込額 343,440円)	199,000円 (税込額 214,920円)
	90 "	328,000円 (税込額 354,240円)	295,000円 (税込額 318,600円)	328,000円 (税込額 354,240円)	202,000円 (税込額 218,160円)
	100 "	336,000円 (税込額 362,880円)	302,000円 (税込額 326,160円)	336,000円 (税込額 362,880円)	205,000円 (税込額 221,400円)
	120 "	347,000円 (税込額 374,760円)		347,000円 (税込額 374,760円)	208,000円 (税込額 224,640円)
	140 "	352,000円 (税込額 380,160円)		352,000円 (税込額 380,160円)	211,000円 (税込額 227,880円)
	160 "	357,000円 (税込額 385,560円)		357,000円 (税込額 385,560円)	214,000円 (税込額 231,120円)
	180 "	362,000円 (税込額 390,960円)	362,000円 (税込額 390,960円)		

離	200	”	367,000円 (税込額 396,360円)	367,000円 (税込額 396,360円)
	220	”	371,000円 (税込額 400,680円)	371,000円 (税込額 400,680円)
	240	”	376,000円 (税込額 406,080円)	376,000円 (税込額 406,080円)
	240kmを超えるもの		380,000円 (税込額 410,400円)	380,000円 (税込額 410,400円)

## (エ) 256kb/s のもの

## 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外のとき		その専用回線が接続専用回線であるとき	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一府県内に終始するもの		
回	15 kmまでのもの	153,000円 (税込額 165,240円)	151,000円 (税込額 163,080円)	126,000円 (税込額 136,080円)	
	30 "	252,000円 (税込額 272,160円)	226,000円 (税込額 244,080円)	176,000円 (税込額 190,080円)	
	40 "	280,000円 (税込額 302,400円)	265,000円 (税込額 286,200円)	187,000円 (税込額 201,960円)	
	50 "	295,000円 (税込額 318,600円)	279,000円 (税込額 301,320円)	200,000円 (税込額 216,000円)	
	60 "	321,000円 (税込額 346,680円)	303,000円 (税込額 327,240円)	206,000円 (税込額 222,480円)	
	70 "	342,000円 (税込額 369,360円)	323,000円 (税込額 348,840円)	212,000円 (税込額 228,960円)	
	80 "	354,000円 (税込額 382,320円)	335,000円 (税込額 361,800円)	217,000円 (税込額 234,360円)	
	90 "	363,000円 (税込額 392,040円)	344,000円 (税込額 371,520円)	224,000円 (税込額 241,920円)	
	距	100 "	369,000円 (税込額 398,520円)	352,000円 (税込額 380,160円)	228,000円 (税込額 246,240円)
		120 "	375,000円 (税込額 405,000円)		232,000円 (税込額 250,560円)
140 "		383,000円 (税込額 413,640円)	236,000円 (税込額 254,880円)		
160 "		389,000円 (税込額 420,120円)			
180 "		396,000円 (税込額 427,680円)	240,000円 (税込額 259,200円)		
200 "		402,000円 (税込額 434,160円)			

離	220	”	408,000円 (税込額 440,640円)	
	240	”	414,000円 (税込額 447,120円)	
	240kmを超えるもの		420,000円 (税込額 453,600円)	

(オ) 384kb/s のもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外るとき			その専用回線 が接続専用回 線であるとき
		Y インタフェース以外のもの		Y インタフェ ースのもの	
		右欄以外の もの	その専用回 線が同一府 県内に終始 するもの		
回          線       距	15 kmまでのもの	173,000円 (税込額 186,840円)	173,000円 (税込額 186,840円)	173,000円 (税込額 186,840円)	147,000円 (税込額 158,760円)
	30 "	299,000円 (税込額 322,920円)	283,000円 (税込額 305,640円)	299,000円 (税込額 322,920円)	197,000円 (税込額 212,760円)
	40 "	341,000円 (税込額 368,280円)	322,000円 (税込額 347,760円)	341,000円 (税込額 368,280円)	211,000円 (税込額 227,880円)
	50 "	356,000円 (税込額 384,480円)	337,000円 (税込額 363,960円)	356,000円 (税込額 384,480円)	228,000円 (税込額 246,240円)
	60 "	383,000円 (税込額 413,640円)	359,000円 (税込額 387,720円)	383,000円 (税込額 413,640円)	237,000円 (税込額 255,960円)
	70 "	397,000円 (税込額 428,760円)	378,000円 (税込額 408,240円)	397,000円 (税込額 428,760円)	245,000円 (税込額 264,600円)
	80 "	406,000円 (税込額 438,480円)	392,000円 (税込額 423,360円)	406,000円 (税込額 438,480円)	253,000円 (税込額 273,240円)
	90 "	414,000円 (税込額 447,120円)	401,000円 (税込額 433,080円)	414,000円 (税込額 447,120円)	259,000円 (税込額 279,720円)
	100 "	421,000円 (税込額 454,680円)	407,000円 (税込額 439,560円)	421,000円 (税込額 454,680円)	266,000円 (税込額 287,280円)
	120 "	432,000円 (税込額 466,560円)		432,000円 (税込額 466,560円)	272,000円 (税込額 293,760円)
	140 "	442,000円 (税込額 477,360円)		442,000円 (税込額 477,360円)	278,000円 (税込額 300,240円)
	160 "	452,000円 (税込額 488,160円)		452,000円 (税込額 488,160円)	284,000円 (税込額 306,720円)
180 "	462,000円 (税込額 498,960円)	462,000円 (税込額 498,960円)			

離	200	”	471,000円 (税込額 508,680円)	471,000円 (税込額 508,680円)
	220	”	480,000円 (税込額 518,400円)	480,000円 (税込額 518,400円)
	240	”	488,000円 (税込額 527,040円)	488,000円 (税込額 527,040円)
	240kmを超えるもの		497,000円 (税込額 536,760円)	497,000円 (税込額 536,760円)

## (カ) 512kb/s のもの

## 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外のとき		その専用回線が接続専用回線であるとき	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一府県内に終始するもの		
回	15 kmまでのもの	189,000円 (税込額 204,120円)	189,000円 (税込額 204,120円)	165,000円 (税込額 178,200円)	
	30 "	349,000円 (税込額 376,920円)	326,000円 (税込額 352,080円)	217,000円 (税込額 234,360円)	
	40 "	392,000円 (税込額 423,360円)	369,000円 (税込額 398,520円)	235,000円 (税込額 253,800円)	
	50 "	407,000円 (税込額 439,560円)	383,000円 (税込額 413,640円)	256,000円 (税込額 276,480円)	
	60 "	428,000円 (税込額 462,240円)	411,000円 (税込額 443,880円)	268,000円 (税込額 289,440円)	
	70 "	441,000円 (税込額 476,280円)	426,000円 (税込額 460,080円)	278,000円 (税込額 300,240円)	
	80 "	453,000円 (税込額 489,240円)	439,000円 (税込額 474,120円)	286,000円 (税込額 308,880円)	
	90 "	463,000円 (税込額 500,040円)	449,000円 (税込額 484,920円)	294,000円 (税込額 317,520円)	
	線	100 "	473,000円 (税込額 510,840円)	458,000円 (税込額 494,640円)	302,000円 (税込額 326,160円)
		120 "	486,000円 (税込額 524,880円)		310,000円 (税込額 334,800円)
140 "		501,000円 (税込額 541,080円)	319,000円 (税込額 344,520円)		
160 "		513,000円 (税込額 554,040円)			
180 "		526,000円 (税込額 568,080円)	327,000円 (税込額 353,160円)		
200 "		539,000円 (税込額 582,120円)			

離	220	”	551,000円 (税込額 595,080円)	
	240	”	562,000円 (税込額 606,960円)	
	240kmを超えるもの		574,000円 (税込額 619,920円)	

(キ) 768kb/s のもの

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額				
		その専用回線が接続専用回線以外のとき			その専用回線 が接続専用回 線であるとき	
		Yインタフェース以外のもの		Yインタフェ ースのもの		
		右欄以外の もの	その専用回 線が同一府 県内に終始 するもの			
回	15 kmまでのもの	221,000円 (税込額 238,680円)	221,000円 (税込額 238,680円)	221,000円 (税込額 238,680円)	202,000円 (税込額 218,160円)	
	30 "	430,000円 (税込額 464,400円)	420,000円 (税込額 453,600円)	430,000円 (税込額 464,400円)	256,000円 (税込額 276,480円)	
	40 "	465,000円 (税込額 502,200円)	459,000円 (税込額 495,720円)	465,000円 (税込額 502,200円)	280,000円 (税込額 302,400円)	
	50 "	493,000円 (税込額 532,440円)	479,000円 (税込額 517,320円)	493,000円 (税込額 532,440円)	310,000円 (税込額 334,800円)	
	60 "	516,000円 (税込額 557,280円)	507,000円 (税込額 547,560円)	516,000円 (税込額 557,280円)	326,000円 (税込額 352,080円)	
	70 "	535,000円 (税込額 577,800円)	527,000円 (税込額 569,160円)	535,000円 (税込額 577,800円)	342,000円 (税込額 369,360円)	
	80 "	553,000円 (税込額 597,240円)	542,000円 (税込額 585,360円)	553,000円 (税込額 597,240円)	356,000円 (税込額 384,480円)	
	90 "	568,000円 (税込額 613,440円)	557,000円 (税込額 601,560円)	568,000円 (税込額 613,440円)	367,000円 (税込額 396,360円)	
	線  距	100 "	582,000円 (税込額 628,560円)	571,000円 (税込額 616,680円)	582,000円 (税込額 628,560円)	380,000円 (税込額 410,400円)
		120 "	602,000円 (税込額 650,160円)		602,000円 (税込額 650,160円)	393,000円 (税込額 424,440円)
140 "		623,000円 (税込額 672,840円)	623,000円 (税込額 672,840円)		406,000円 (税込額 438,480円)	
160 "		643,000円 (税込額 694,440円)	643,000円 (税込額 694,440円)		419,000円 (税込額 452,520円)	
180 "		662,000円 (税込額 714,960円)	662,000円 (税込額 714,960円)			

離	200	”	680,000円 (税込額 734,400円)	680,000円 (税込額 734,400円)
	220	”	697,000円 (税込額 752,760円)	697,000円 (税込額 752,760円)
	240	”	715,000円 (税込額 772,200円)	715,000円 (税込額 772,200円)
	240kmを超えるもの		731,000円 (税込額 789,480円)	731,000円 (税込額 789,480円)

## (ク) 1Mb/s のもの

## 専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外のとき		その専用回線が接続専用回線であるとき	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一府県内に終始するもの		
回	15 kmまでのもの	264,000円 (税込額 285,120円)	264,000円 (税込額 285,120円)	230,000円 (税込額 248,400円)	
	30 "	483,000円 (税込額 521,640円)	503,000円 (税込額 543,240円)	311,000円 (税込額 335,880円)	
	40 "	529,000円 (税込額 571,320円)	551,000円 (税込額 595,080円)	345,000円 (税込額 372,600円)	
	50 "	552,000円 (税込額 596,160円)	585,000円 (税込額 631,800円)	384,000円 (税込額 414,720円)	
	60 "	573,000円 (税込額 618,840円)	620,000円 (税込額 669,600円)	408,000円 (税込額 440,640円)	
	70 "	592,000円 (税込額 639,360円)	644,000円 (税込額 695,520円)	429,000円 (税込額 463,320円)	
	80 "	609,000円 (税込額 657,720円)	668,000円 (税込額 721,440円)	447,000円 (税込額 482,760円)	
	90 "	625,000円 (税込額 675,000円)	693,000円 (税込額 748,440円)	462,000円 (税込額 498,960円)	
	線	100 "	640,000円 (税込額 691,200円)	713,000円 (税込額 770,040円)	482,000円 (税込額 520,560円)
		120 "	664,000円 (税込額 717,120円)		501,000円 (税込額 541,080円)
140 "		689,000円 (税込額 744,120円)	520,000円 (税込額 561,600円)		
160 "		712,000円 (税込額 768,960円)	540,000円 (税込額 583,200円)		
180 "		735,000円 (税込額 793,800円)			
200 "		759,000円 (税込額 819,720円)			

離	220	”	783,000円 (税込額 845,640円)	
	240	”	807,000円 (税込額 871,560円)	
	240kmを超えるもの		831,000円 (税込額 897,480円)	

(ケ) 1.5Mb/s のもの

A 通常クラスのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外るとき			その専用回線 が接続専用回 線であるとき
		Yインタフェース以外のもの		Yインタフェ ースのもの	
右欄以外の もの	その専用回 線が同一府 県内に終始 するもの				
回          線       距	15 kmまでのもの	300,000円 (税込額 324,000円)	296,000円 (税込額 319,680円)	300,000円 (税込額 324,000円)	234,000円 (税込額 252,720円)
	30 "	521,000円 (税込額 562,680円)	574,000円 (税込額 619,920円)	596,000円 (税込額 643,680円)	370,000円 (税込額 399,600円)
	40 "	575,000円 (税込額 621,000円)	637,000円 (税込額 687,960円)	658,000円 (税込額 710,640円)	413,000円 (税込額 446,040円)
	50 "	596,000円 (税込額 643,680円)	684,000円 (税込額 738,720円)	711,000円 (税込額 767,880円)	464,000円 (税込額 501,120円)
	60 "	614,000円 (税込額 663,120円)	723,000円 (税込額 780,840円)	753,000円 (税込額 813,240円)	493,000円 (税込額 532,440円)
	70 "	631,000円 (税込額 681,480円)	761,000円 (税込額 821,880円)	790,000円 (税込額 853,200円)	523,000円 (税込額 564,840円)
	80 "	647,000円 (税込額 698,760円)	790,000円 (税込額 853,200円)	821,000円 (税込額 886,680円)	547,000円 (税込額 590,760円)
	90 "	663,000円 (税込額 716,040円)	819,000円 (税込額 884,520円)	849,000円 (税込額 916,920円)	567,000円 (税込額 612,360円)
	100 "	679,000円 (税込額 733,320円)	848,000円 (税込額 915,840円)	875,000円 (税込額 945,000円)	593,000円 (税込額 640,440円)
	120 "	708,000円 (税込額 764,640円)		912,000円 (税込額 984,960円)	618,000円 (税込額 667,440円)
	140 "	735,000円 (税込額 793,800円)		952,000円 (税込額 1,028,160円)	643,000円 (税込額 694,440円)
160 "	761,000円 (税込額 821,880円)		988,000円 (税込額 1,067,040円)		

離	180	”	799,000円 (税込額 862,920円)	1,025,000円 (税込額 1,107,000円)	669,000円 (税込額 722,520円)
	200	”	838,000円 (税込額 905,040円)	1,061,000円 (税込額 1,145,880円)	
	220	”	877,000円 (税込額 947,160円)	1,089,000円 (税込額 1,176,120円)	
	240	”	915,000円 (税込額 988,200円)	1,125,000円 (税込額 1,215,000円)	
	240kmを超えるもの		954,000円 (税込額 1,030,320円)	1,157,000円 (税込額 1,249,560円)	

B エコノミークラスのもの

① その専用回線が接続専用回線以外するとき 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額				
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に終始するもの		
		保守の区別 がタイプ 1 のもの	保守の区別 がタイプ 2 のもの	保守の区別 がタイプ 1 のもの	保守の区別 がタイプ 2 のもの	
回	15kmまでのもの	144,000円 (税込額 155,520円)	154,000円 (税込額 166,320円)	144,000円 (税込額 155,520円)	154,000円 (税込額 166,320円)	
	30 "	324,000円 (税込額 349,920円)	334,000円 (税込額 360,720円)	324,000円 (税込額 349,920円)	334,000円 (税込額 360,720円)	
	40 "	326,000円 (税込額 352,080円)	341,000円 (税込額 368,280円)	326,000円 (税込額 352,080円)	341,000円 (税込額 368,280円)	
	50 "	348,000円 (税込額 375,840円)	364,000円 (税込額 393,120円)	348,000円 (税込額 375,840円)	364,000円 (税込額 393,120円)	
	60 "	369,000円 (税込額 398,520円)	387,000円 (税込額 417,960円)	369,000円 (税込額 398,520円)	387,000円 (税込額 417,960円)	
	70 "	390,000円 (税込額 421,200円)	409,000円 (税込額 441,720円)	390,000円 (税込額 421,200円)	409,000円 (税込額 441,720円)	
	80 "	412,000円 (税込額 444,960円)	432,000円 (税込額 466,560円)	412,000円 (税込額 444,960円)	432,000円 (税込額 466,560円)	
	90 "	434,000円 (税込額 468,720円)	455,000円 (税込額 491,400円)	434,000円 (税込額 468,720円)	455,000円 (税込額 491,400円)	
	線  距	100 "	455,000円 (税込額 491,400円)	477,000円 (税込額 515,160円)		
		120 "	487,000円 (税込額 525,960円)	511,000円 (税込額 551,880円)		
140 "		531,000円 (税込額 573,480円)	557,000円 (税込額 601,560円)			
160 "		574,000円 (税込額 619,920円)	600,500円 (税込額 648,540円)			
180 "		618,000円 (税込額 667,440円)	624,500円 (税込額 674,460円)	455,000円 (税込額 491,400円)	477,000円 (税込額 515,160円)	

離	200	”	643,000円 (税込額 694,440円)	649,000円 (税込額 700,920円)	
	220	”	666,000円 (税込額 719,280円)	673,000円 (税込額 726,840円)	
	240	”	690,000円 (税込額 745,200円)	697,000円 (税込額 752,760円)	
	240kmを超えるもの		714,000円 (税込額 771,120円)	721,500円 (税込額 779,220円)	

## ② その専用回線が接続専用回線であるとき

## 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線	15kmまでのもの	143,000円(税込額154,440円)	153,000円(税込額165,240円)
	30 "	213,000円(税込額230,040円)	223,000円(税込額240,840円)
	40 "	295,000円(税込額318,600円)	312,000円(税込額336,960円)
	50 "	305,000円(税込額329,400円)	323,000円(税込額348,840円)
	60 "	315,000円(税込額340,200円)	333,000円(税込額359,640円)
	70 "	325,000円(税込額351,000円)	344,000円(税込額371,520円)
	80 "	335,000円(税込額361,800円)	355,000円(税込額383,400円)
	90 "	345,000円(税込額372,600円)	365,000円(税込額394,200円)
	100 "	355,000円(税込額383,400円)	376,000円(税込額406,080円)
	120 "	370,000円(税込額399,600円)	392,000円(税込額423,360円)
距 離	140 "	390,000円(税込額421,200円)	413,000円(税込額446,040円)
	160 "	410,000円(税込額442,800円)	434,000円(税込額468,720円)
	180 "		
	200 "		
	220 "		
	240 "		
240kmを超えるもの			

C シンプルクラスのもの

① その専用回線が接続専用回線以外るとき

距離区分		専用回線1回線ごとに月額	
		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	その専用回線を1.5Mb/sのエコノミークラスの専用回線とみ	
	30 "	なしとした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	40 "	325,000円(税込額351,000円)	338,000円(税込額365,040円)
	50 "	345,000円(税込額372,600円)	360,000円(税込額388,800円)
	60 "	365,000円(税込額394,200円)	383,000円(税込額413,640円)
	70 "	386,000円(税込額416,880円)	405,000円(税込額437,400円)
	80 "	408,000円(税込額440,640円)	428,000円(税込額462,240円)
	90 "	430,000円(税込額464,400円)	450,000円(税込額486,000円)
	100 "	450,000円(税込額486,000円)	461,500円(税込額498,420円)
	120 "	471,000円(税込額508,680円)	476,000円(税込額514,080円)
	140 "	486,000円(税込額524,880円)	491,000円(税込額530,280円)
	160 "	501,000円(税込額541,080円)	506,000円(税込額546,480円)
	180 "	517,000円(税込額558,360円)	522,500円(税込額564,300円)
	200 "	535,500円(税込額578,340円)	541,000円(税込額584,280円)
	220 "	553,000円(税込額597,240円)	558,500円(税込額603,180円)
	240 "	570,500円(税込額616,140円)	576,000円(税込額622,080円)
	240kmを超えるもの	588,000円(税込額635,040円)	593,500円(税込額640,980円)

② その専用回線が接続専用回線であるとき

距離区分		専用回線1回線ごとに月額	
		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	その専用回線を1.5Mb/sのエコノミークラスの接続専用回線	
	30 "	とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	40 "	274,000円(税込額295,920円)	291,000円(税込額314,280円)
	50 "	280,000円(税込額302,400円)	297,000円(税込額320,760円)
	60 "	286,000円(税込額308,880円)	303,000円(税込額327,240円)
	70 "	292,000円(税込額315,360円)	309,000円(税込額333,720円)
	80 "	297,000円(税込額320,760円)	315,000円(税込額340,200円)
	90 "	303,000円(税込額327,240円)	322,000円(税込額347,760円)
	100 "	309,000円(税込額333,720円)	328,000円(税込額354,240円)
	120 "	318,000円(税込額343,440円)	337,000円(税込額363,960円)
	140 "	330,000円(税込額356,400円)	349,000円(税込額376,920円)
	160 "	341,000円(税込額368,280円)	361,000円(税込額389,880円)
	180 "		
	200 "		
	220 "		
	240 "		
	240kmを超えるもの		

## (コ) 3Mb/s のもの

## 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外るとき			その専用回線 が接続専用回 線であるとき
		Yインタフェース以外のもの		Yインタフェ ースのもの	
		右欄以外の もの	その専用回 線が同一府 県内に終始 するもの		
回          線       距	15 kmまでのもの	480,000円 (税込額 518,400円)	480,000円 (税込額 518,400円)	480,000円 (税込額 518,400円)	500,000円 (税込額 540,000円)
	30 "	1,024,000円 (税込額 1,105,920円)	1,024,000円 (税込額 1,105,920円)	1,024,000円 (税込額 1,105,920円)	637,000円 (税込額 687,960円)
	40 "	1,134,000円 (税込額 1,224,720円)	1,134,000円 (税込額 1,224,720円)	1,134,000円 (税込額 1,224,720円)	713,000円 (税込額 770,040円)
	50 "	1,233,000円 (税込額 1,331,640円)	1,233,000円 (税込額 1,331,640円)	1,233,000円 (税込額 1,331,640円)	801,000円 (税込額 865,080円)
	60 "	1,349,000円 (税込額 1,456,920円)	1,349,000円 (税込額 1,456,920円)	1,349,000円 (税込額 1,456,920円)	853,000円 (税込額 921,240円)
	70 "	1,416,000円 (税込額 1,529,280円)	1,416,000円 (税込額 1,529,280円)	1,416,000円 (税込額 1,529,280円)	905,000円 (税込額 977,400円)
	80 "	1,473,000円 (税込額 1,590,840円)	1,473,000円 (税込額 1,590,840円)	1,473,000円 (税込額 1,590,840円)	956,000円 (税込額 1,032,480円)
	90 "	1,520,000円 (税込額 1,641,600円)	1,520,000円 (税込額 1,641,600円)	1,520,000円 (税込額 1,641,600円)	1,010,000円 (税込額 1,090,800円)
	100 "	1,568,000円 (税込額 1,693,440円)		1,568,000円 (税込額 1,693,440円)	1,058,000円 (税込額 1,142,640円)
	120 "	1,634,000円 (税込額 1,764,720円)		1,634,000円 (税込額 1,764,720円)	1,116,000円 (税込額 1,205,280円)
	140 "	1,710,000円 (税込額 1,846,800円)		1,710,000円 (税込額 1,846,800円)	1,160,000円 (税込額 1,252,800円)
	160 "	1,777,000円 (税込額 1,919,160円)		1,777,000円 (税込額 1,919,160円)	1,205,000円 (税込額 1,301,400円)
180 "	1,834,000円 (税込額 1,980,720円)	1,568,000円 (税込額 1,693,440円)	1,834,000円 (税込額 1,980,720円)		

離	200	”	1,890,000円 (税込額 2,041,200円)	1,890,000円 (税込額 2,041,200円)
	220	”	1,947,000円 (税込額 2,102,760円)	1,947,000円 (税込額 2,102,760円)
	240	”	2,004,000円 (税込額 2,164,320円)	2,004,000円 (税込額 2,164,320円)
	240kmを超えるもの		2,061,000円 (税込額 2,225,880円)	2,061,000円 (税込額 2,225,880円)

## (サ) 4.5Mb/s のもの

## 専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外のとき		その専用回線が接続専用回線であるとき	
		右欄以外のもの	その専用回線が同一府県内に終始するもの		
回	15 kmまでのもの	549,000円 (税込額 592,920円)	549,000円 (税込額 592,920円)	620,000円 (税込額 669,600円)	
	30 "	1,242,000円 (税込額 1,341,360円)	1,242,000円 (税込額 1,341,360円)	784,000円 (税込額 846,720円)	
	40 "	1,407,000円 (税込額 1,519,560円)	1,407,000円 (税込額 1,519,560円)	883,000円 (税込額 953,640円)	
	50 "	1,558,000円 (税込額 1,682,640円)	1,558,000円 (税込額 1,682,640円)	998,000円 (税込額 1,077,840円)	
	60 "	1,663,000円 (税込額 1,796,040円)	1,663,000円 (税込額 1,796,040円)	1,068,000円 (税込額 1,153,440円)	
	70 "	1,748,000円 (税込額 1,887,840円)	1,748,000円 (税込額 1,887,840円)	1,139,000円 (税込額 1,230,120円)	
	80 "	1,824,000円 (税込額 1,969,920円)	1,824,000円 (税込額 1,969,920円)	1,194,000円 (税込額 1,289,520円)	
	90 "	1,891,000円 (税込額 2,042,280円)	1,891,000円 (税込額 2,042,280円)	1,262,000円 (税込額 1,362,960円)	
	線	100 "	1,957,000円 (税込額 2,113,560円)		1,334,000円 (税込額 1,440,720円)
		120 "	2,043,000円 (税込額 2,206,440円)		1,387,000円 (税込額 1,497,960円)
140 "		2,147,000円 (税込額 2,318,760円)		1,444,000円 (税込額 1,559,520円)	
160 "		2,233,000円 (税込額 2,411,640円)			
180 "		2,318,000円 (税込額 2,503,440円)			
200 "		2,394,000円 (税込額 2,585,520円)	1,957,000円 (税込額 2,113,560円)	1,500,000円 (税込額 1,620,000円)	

離	220	"	2,480,000円 (税込額 2,678,400円)	
	240	"	2,556,000円 (税込額 2,760,480円)	
	240kmを超えるもの		2,632,000円 (税込額 2,842,560円)	

## (シ) 6Mb/s のもの

## A 通常クラスのもの

## 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線以外るとき			その専用回線 が接続専用回 線であるとき
		Y インタフェース以外のもの		Y インタフェ ースのもの	
右欄以外の もの	その専用回 線が同一府 県内に終始 するもの				
回 線	15 kmまでのもの	688,000円 (税込額 743,040円)	688,000円 (税込額 743,040円)	688,000円 (税込額 743,040円)	766,000円 (税込額 827,280円)
	30 "	1,568,000円 (税込額 1,693,440円)	1,568,000円 (税込額 1,693,440円)	1,568,000円 (税込額 1,693,440円)	958,000円 (税込額 1,034,640円)
	40 "	1,758,000円 (税込額 1,898,640円)	1,758,000円 (税込額 1,898,640円)	1,758,000円 (税込額 1,898,640円)	1,074,000円 (税込額 1,159,920円)
	50 "	1,900,000円 (税込額 2,052,000円)	1,900,000円 (税込額 2,052,000円)	1,900,000円 (税込額 2,052,000円)	1,208,000円 (税込額 1,304,640円)
	60 "	2,014,000円 (税込額 2,175,120円)	2,014,000円 (税込額 2,175,120円)	2,014,000円 (税込額 2,175,120円)	1,289,000円 (税込額 1,392,120円)
	70 "	2,128,000円 (税込額 2,298,240円)	2,128,000円 (税込額 2,298,240円)	2,128,000円 (税込額 2,298,240円)	1,379,000円 (税込額 1,489,320円)
	80 "	2,214,000円 (税込額 2,391,120円)	2,214,000円 (税込額 2,391,120円)	2,214,000円 (税込額 2,391,120円)	1,455,000円 (税込額 1,571,400円)
	90 "	2,299,000円 (税込額 2,482,920円)	2,299,000円 (税込額 2,482,920円)	2,299,000円 (税込額 2,482,920円)	1,539,000円 (税込額 1,662,120円)
	100 "	2,375,000円 (税込額 2,565,000円)		2,375,000円 (税込額 2,565,000円)	1,629,000円 (税込額 1,759,320円)
	120 "	2,480,000円 (税込額 2,678,400円)		2,480,000円 (税込額 2,678,400円)	1,695,000円 (税込額 1,830,600円)
	140 "	2,594,000円 (税込額 2,801,520円)		2,594,000円 (税込額 2,801,520円)	1,765,000円 (税込額 1,906,200円)
160 "	2,708,000円 (税込額 2,924,640円)	2,375,000円 (税込額 2,565,000円)	2,708,000円 (税込額 2,924,640円)		
距					

離	180	"	2,803,000円 (税込額 3,027,240円)	2,803,000円 (税込額 3,027,240円)	1,835,000円 (税込額 1,981,800円)
	200	"	2,898,000円 (税込額 3,129,840円)	2,898,000円 (税込額 3,129,840円)	
	220	"	2,993,000円 (税込額 3,232,440円)	2,993,000円 (税込額 3,232,440円)	
	240	"	3,088,000円 (税込額 3,335,040円)	3,088,000円 (税込額 3,335,040円)	
	240kmを超えるもの		3,179,000円 (税込額 3,433,320円)	3,179,000円 (税込額 3,433,320円)	

B エコノミークラスのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		その専用回線が接続専用回線 以外のとき		その専用回線が接続専用回線 であるとき	
		保守の区別 がタイプ1 のもの	保守の区別 がタイプ2 のもの	保守の区別 がタイプ1 のもの	保守の区別 がタイプ2 のもの
回        線        距        離	15 kmまでのもの	343,000円 (税込額 370,440円)	358,000円 (税込額 386,640円)	280,000円 (税込額 302,400円)	295,000円 (税込額 318,600円)
	30 "	691,000円 (税込額 746,280円)	728,000円 (税込額 786,240円)	469,000円 (税込額 506,520円)	485,000円 (税込額 523,800円)
	40 "	809,000円 (税込額 873,720円)	851,000円 (税込額 919,080円)	557,000円 (税込額 601,560円)	585,000円 (税込額 631,800円)
	50 "	867,000円 (税込額 936,360円)	913,000円 (税込額 986,040円)	613,000円 (税込額 662,040円)	644,000円 (税込額 695,520円)
	60 "	924,000円 (税込額 997,920円)	972,000円 (税込額 1,049,760円)	670,000円 (税込額 723,600円)	703,000円 (税込額 759,240円)
	70 "	980,000円 (税込額 1,058,400円)	1,032,000円 (税込額 1,114,560円)	726,000円 (税込額 784,080円)	763,000円 (税込額 824,040円)
	80 "	1,037,000円 (税込額 1,119,960円)	1,090,000円 (税込額 1,177,200円)	783,000円 (税込額 845,640円)	822,000円 (税込額 887,760円)
	90 "	1,094,000円 (税込額 1,181,520円)	1,150,000円 (税込額 1,242,000円)	840,000円 (税込額 907,200円)	882,000円 (税込額 952,560円)
	90 kmを超えるもの	1,150,000円 (税込額 1,242,000円)	1,209,000円 (税込額 1,305,720円)	896,000円 (税込額 967,680円)	941,000円 (税込額 1,016,280円)
備考 当社は、6Mb/sの品目であって、サービスクラスがエコノミークラスの専用回線については、その回線が同一府県内に終始する場合に限り提供します。					

イ 超高速品目

(ア) 50Mb/s及び150Mb/sのもの

A その専用回線が接続専用回線以外するとき

(A) 基本料

月額

料金種別	単位	料金額
(A) 中継回線によるもの	専用回線 1 回線ごとに	1,006,000円 (税込額1,086,480円)
(B) 端末回線のみによるもの	専用回線 1 回線ごとに	650,000円 (税込額702,000円)

(B) 加算料

a 中継回線によるもの

(a) 中継回線の部分

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料金額		
	50Mb/sのもの	150Mb/sのもの	
回線	15 kmまでのもの	471,000円 (税込額508,680円)	1,147,000円 (税込額1,238,760円)
	30 "	1,408,000円 (税込額1,520,640円)	3,525,000円 (税込額3,807,000円)
	40 "	1,782,000円 (税込額1,924,560円)	4,480,000円 (税込額4,838,400円)
	50 "	2,157,000円 (税込額2,329,560円)	5,434,000円 (税込額5,868,720円)
	60 "	2,503,000円 (税込額2,703,240円)	6,314,000円 (税込額6,819,120円)
	70 "	2,776,000円 (税込額2,998,080円)	7,013,000円 (税込額7,574,040円)
	80 "	3,042,000円 (税込額3,285,360円)	7,692,000円 (税込額8,307,360円)
	90 "	3,281,000円 (税込額3,543,480円)	8,302,000円 (税込額8,966,160円)
	100 "	3,511,000円 (税込額3,791,880円)	8,890,000円 (税込額9,601,200円)
	距離	120 "	3,868,000円 (税込額4,177,440円)
140 "		4,371,000円 (税込額4,720,680円)	11,088,000円 (税込額11,975,040円)
160 "		4,702,000円 (税込額5,078,160円)	11,936,000円 (税込額12,890,880円)
180 "		5,032,000円 (税込額5,434,560円)	12,781,000円 (税込額13,803,480円)

200	''	5,341,000円 (税込額5,768,280円)	13,575,000円 (税込額14,661,000円)
220	''	5,676,000円 (税込額6,130,080円)	14,435,000円 (税込額15,589,800円)
240	''	5,985,000円 (税込額6,463,800円)	15,228,000円 (税込額16,446,240円)
240	kmを超えるもの	6,563,000円 (税込額7,088,040円)	16,713,000円 (税込額18,050,040円)

(b) 端末回線の部分

		月額
区 分	単 位	料 金 額
その専用回線の終端と端局との間の部分	専用回線1回線につき 500mまでごとに	35,000円(税込額37,800円)

b 端末回線のみによるもの

月額

区 分	単 位	料 金 額
その専用回線の終端と端局との間の部分	専用回線 1 回線につき 500mまでごとに	35,000円(税込額37,800円)

B その専用回線が接続専用回線であるとき

(A) 基本料

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		50Mb/sのもの	150Mb/sのもの
端局と相互接続点との間の部分	接続専用回線 1 回線 ごとに	137,000 円 (税込額 147,960 円)	327,000 円 (税込額 353,160 円)
その接続専用回線の終端（相互接続点以外のものをいいます。）と端局との間の部分	接続専用回線 1 回線 ごとに	503,000円 (税込額 543,240円)	503,000 円 (税込額 543,240 円)

(B) 加算料

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		50Mb/sのもの	150Mb/sのもの
端局と相互接続点との間の部分	接続専用回線 1 回線 につき500mまでごとに	4,500 円 (税込額 4,860 円)	11,500 円 (税込額 12,420 円)
その接続専用回線の終端（相互接続点以外のものをいいます。）と端局との間の部分	接続専用回線 1 回線 につき500mまでごとに	35,000 円 (税込額 37,800 円)	35,000 円 (税込額 37,800 円)

(イ) 600Mb/sのもの

A B以外の部分

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額
回線距離	15 kmまでのもの	3,317,000円(税込額3,582,360円)
	30 "	9,264,000円(税込額10,005,120円)
	40 "	10,447,000円(税込額11,282,760円)
	50 "	11,631,000円(税込額12,561,480円)
	60 "	13,484,000円(税込額14,562,720円)
	70 "	13,722,000円(税込額14,819,760円)
	80 "	14,031,000円(税込額15,153,480円)
	90 "	14,148,000円(税込額15,279,840円)
	100 "	14,415,000円(税込額15,568,200円)
	120 "	14,660,000円(税込額15,832,800円)
	140 "	16,413,000円(税込額17,726,040円)
	160 "	16,855,000円(税込額18,203,400円)
	180 "	17,240,000円(税込額18,619,200円)
	200 "	17,625,000円(税込額19,035,000円)
	220 "	18,010,000円(税込額19,450,800円)
	240 "	18,395,000円(税込額19,866,600円)
240 kmを超えるもの	18,780,000円(税込額20,282,400円)	

B その専用回線の終端と収容局との間の部分

月額

単位	料金額
専用回線1回線につき 500mまでごとに	35,000円(税込額37,800円)

## (1-2) 西日本電信電話株式会社との相互接続によるとき

(ア) 64kb/s のもの

A エコノミークラスのもの

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に終始するもの	
		保守の区別 がタイプ1 のもの	保守の区別 がタイプ2 のもの	保守の区別 がタイプ1 のもの	保守の区別 がタイプ2 のもの
回 線 距	15 kmまでのもの	28,000円 (税込額 30,240円)	31,000円 (税込額 33,480円)	28,000円 (税込額 30,240円)	31,000円 (税込額 33,480円)
	30 "	42,000円 (税込額 45,360円)	45,000円 (税込額 48,600円)	42,000円 (税込額 45,360円)	45,000円 (税込額 48,600円)
	40 "	47,000円 (税込額 50,760円)	49,000円 (税込額 52,920円)	47,000円 (税込額 50,760円)	49,000円 (税込額 52,920円)
	50 "	48,000円 (税込額 51,840円)	51,000円 (税込額 55,080円)	48,000円 (税込額 51,840円)	51,000円 (税込額 55,080円)
	60 "	48,500円 (税込額 52,380円)	52,000円 (税込額 56,160円)	48,500円 (税込額 52,380円)	52,000円 (税込額 56,160円)
	70 "	49,000円 (税込額 52,920円)	53,000円 (税込額 57,240円)	49,000円 (税込額 52,920円)	53,000円 (税込額 57,240円)
	80 "	50,000円 (税込額 54,000円)	54,000円 (税込額 58,320円)	50,000円 (税込額 54,000円)	54,000円 (税込額 58,320円)
	90 "	51,000円 (税込額 55,080円)	55,000円 (税込額 59,400円)	51,000円 (税込額 55,080円)	55,000円 (税込額 59,400円)
	100 "	52,000円 (税込額 56,160円)	56,000円 (税込額 60,480円)		
	120 "	53,000円 (税込額 57,240円)	57,500円 (税込額 62,100円)		
	140 "	54,000円 (税込額 58,320円)	59,000円 (税込額 63,720円)		
	160 "	56,000円 (税込額 60,480円)	60,000円 (税込額 64,800円)		
180 "	57,000円 (税込額 61,560円)	60,300円 (税込額 65,124円)	52,000円 (税込額 56,160円)	56,000円 (税込額 60,480円)	

離	200	”	59,000円 (税込額 63,720円)	62,700円 (税込額 67,716円)	
	220	”	60,000円 (税込額 64,800円)	64,000円 (税込額 69,120円)	
	240	”	62,000円 (税込額 66,960円)	65,400円 (税込額 70,632円)	
	240kmを超えるもの		64,000円 (税込額 69,120円)	66,700円 (税込額 72,036円)	

## B シンプルクラスのもの

## 専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの	
回	15 kmまでのもの	その専用回線を64kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額		
	30 "			
線	40 "	45,000円(税込額48,600円)	49,000円(税込額52,920円)	
	50 "	45,500円(税込額49,140円)	50,000円(税込額54,000円)	
	60 "	46,000円(税込額49,680円)	51,000円(税込額55,080円)	
	70 "	46,500円(税込額50,220円)	51,000円(税込額55,080円)	
	80 "	47,000円(税込額50,760円)	51,500円(税込額55,620円)	
	90 "	47,500円(税込額51,300円)	52,000円(税込額56,160円)	
	100 "	48,000円(税込額51,840円)	52,000円(税込額56,160円)	
	120 "	49,000円(税込額52,920円)	53,000円(税込額57,240円)	
	距 離	140 "	50,000円(税込額54,000円)	54,000円(税込額58,320円)
		160 "	50,500円(税込額54,540円)	55,000円(税込額59,400円)
180 "		51,000円(税込額55,080円)	55,300円(税込額59,724円)	
200 "		52,000円(税込額56,160円)	56,800円(税込額61,344円)	
220 "		53,000円(税込額57,240円)	57,700円(税込額62,316円)	
240 "		54,000円(税込額58,320円)	58,600円(税込額63,288円)	
240kmを超えるもの		55,000円(税込額59,400円)	59,500円(税込額64,260円)	

(イ) 128kb/s のもの

A エコノミークラスのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額				
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に終始するもの		
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの	保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの	
回	15 kmまでのもの	38,000円 (税込額 41,040円)	41,000円 (税込額 44,280円)	38,000円 (税込額 41,040円)	41,000円 (税込額 44,280円)	
	30 "	64,000円 (税込額 69,120円)	67,000円 (税込額 72,360円)	64,000円 (税込額 69,120円)	67,000円 (税込額 72,360円)	
	40 "	72,000円 (税込額 77,760円)	73,000円 (税込額 78,840円)	72,000円 (税込額 77,760円)	73,000円 (税込額 78,840円)	
	50 "	75,000円 (税込額 81,000円)	76,000円 (税込額 82,080円)	75,000円 (税込額 81,000円)	76,000円 (税込額 82,080円)	
	60 "	79,000円 (税込額 85,320円)	80,000円 (税込額 86,400円)	79,000円 (税込額 85,320円)	80,000円 (税込額 86,400円)	
	70 "	82,000円 (税込額 88,560円)	83,000円 (税込額 89,640円)	82,000円 (税込額 88,560円)	83,000円 (税込額 89,640円)	
	80 "	83,000円 (税込額 89,640円)	86,000円 (税込額 92,880円)	83,000円 (税込額 89,640円)	86,000円 (税込額 92,880円)	
	90 "	85,000円 (税込額 91,800円)	88,000円 (税込額 95,040円)	85,000円 (税込額 91,800円)	88,000円 (税込額 95,040円)	
	線 距	100 "	87,000円 (税込額 93,960円)	90,000円 (税込額 97,200円)		
		120 "	89,000円 (税込額 96,120円)	93,000円 (税込額 100,440円)		
140 "		92,000円 (税込額 99,360円)	96,000円 (税込額 103,680円)			
160 "		95,000円 (税込額 102,600円)	98,500円 (税込額 106,380円)			
180 "		98,000円 (税込額 105,840円)	99,500円 (税込額 107,460円)	87,000円 (税込額 93,960円)	90,000円 (税込額 97,200円)	

離	200	”	101,000円 (税込額 109,080円)	103,600円 (税込額 111,888円)	
	220	”	104,000円 (税込額 112,320円)	106,100円 (税込額 114,588円)	
	240	”	107,000円 (税込額 115,560円)	108,700円 (税込額 117,396円)	
	240kmを超えるもの		110,000円 (税込額 118,800円)	111,300円 (税込額 120,204円)	

## B シンプルクラスのもの

## 専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの
回	15 kmまでのもの	その専用回線を128kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "		
線	40 "	71,000円(税込額76,680円)	72,000円(税込額77,760円)
	50 "	74,000円(税込額79,920円)	75,000円(税込額81,000円)
	60 "	76,000円(税込額82,080円)	79,000円(税込額85,320円)
	70 "	77,000円(税込額83,160円)	80,000円(税込額86,400円)
	80 "	78,000円(税込額84,240円)	81,000円(税込額87,480円)
	90 "	79,000円(税込額85,320円)	82,000円(税込額88,560円)
	100 "	79,500円(税込額85,860円)	82,500円(税込額89,100円)
	120 "	81,000円(税込額87,480円)	84,000円(税込額90,720円)
距	140 "	83,000円(税込額89,640円)	85,500円(税込額92,340円)
	160 "	84,000円(税込額90,720円)	87,000円(税込額93,960円)
	180 "	86,000円(税込額92,880円)	87,500円(税込額94,500円)
	200 "	88,000円(税込額95,040円)	90,600円(税込額97,848円)
離	220 "	90,000円(税込額97,200円)	92,400円(税込額99,792円)
	240 "	92,000円(税込額99,360円)	94,200円(税込額101,736円)
	240kmを超えるもの	94,000円(税込額101,520円)	96,000円(税込額103,680円)



			6 Mb/s	片方向	560,000円 (税込額 604,800円)
				両方向	1,000,000円 (税込額 1,080,000円)
超 高 速 品 目	50Mb/s 及び 150Mb/s	エ その分岐回線の終端と端局との間の部分の分岐回線専用料（分岐回線1回線につき500mまでごとに）	35,000円(税込額37,800円)		
	600Mb/s	オ その分岐回線の終端と回線距離測定局との間の部分の分岐回線専用料（分岐回線1回線につき500mまでごとに）	35,000円(税込額37,800円)		
		カ 分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金（1の回線自動切替装置ごとに）	60,000円(税込額64,800円)		
<p>専用契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。</p> <p>ただし、次の場合は、分岐の請求をすることができません。</p> <p>(1) その専用回線がYインタフェース以外のものであるとき又は1の収容区域内に終始するものであるとき（第33条（回線自動切替の提供）に規定する回線自動切替を利用している専用回線の場合を除きます。）。</p> <p>(2) 分岐回線をさらに分岐するとき。</p>					

2-2 加算額

月 額

料 金 種 別	単 位	区 分			料 金 額	
(1) 区域外線路専用料	専用回線の各 終端につき区 域外線路 100m までごとに	メタル配線の場合			270円 (税込額291円)	
		光配線の場合			1,000円 (税込額 1,080円)	
(2) 異経路の線路専用料					別に算定 する実費	
(3) 特別電気通信設備専用料					別に算定 する実費	
(4) 回線終端装置専用料	1台ごとに	64kb/s用のもの			7,000円 (税込額 7,560円)	
		192kb/s用のもの 384kb/s用 〃 768kb/s用 〃			26,000円 (税込額 28,080円)	
		1.5Mb/s用のもの	下記以外のもの		26,000円 (税込額 28,080円)	
			エコノミー クラスのもの の又はシン プルクラス のもの		9,500円 (税込額 10,260円)	
		3 Mb/s用のもの 6 Mb/s用 〃			28,000円 (税込額 30,240円)	
(5) 回線接続装置専用料	1台ごとに	64kb/s 又は 128kb/s 用のもの	多 ポ ー ト 型 以 外 の も の	メタル配線によるもの	下記以外のもの	1,700円 (税込額 1,836円)
					Yインタフェース 変換用	3,500円 (税込額 3,780円)
			光回線によるもの		6,000円 (税込額 6,480円)	
		多 ポ ー ト 型 の も の	基本料	4回線用		8,000円 (税込額 8,640円)
				12回線用		12,000円 (税込額 12,960円)
加算料 (2回線ごと)				3,000円 (税込額)		

				3,240円)
		192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、	下記以外の もの	19,000円 (税込額 20,520円)
		768kb/s、1Mb/s又は 1.5Mb/s用のもの	Yインター 変換用	21,000円 (税込額 22,680円)
		3Mb/s、4.5Mb/s又は	下記以外の もの	21,000円 (税込額 22,680円)
		6Mb/s用のもの	Yインター 変換用	24,000円 (税込額 25,920円)
		45Mb/s用のもの		58,000円 (税込額 62,640円)
		50Mb/s用のもの 150Mb/s用 //		61,000円 (税込額 65,880円)
	備考	(ア) 高速品目 (TTC標準のインターフェース (以下「インターフェース」といいます。)のものに限ります。)及び超高速品目に限り提供します。 (イ) 64kb/s 又は128kb/s用のもののうち、多ポート型の場合は、多重アクセスを利用する専用回線に限り提供します。		
(6) 配線設備 専用料	1 配線ごとに	メタル配線		70円 (税込額75円)
		光配線		2,000円 (税込額 2,160円)
	備考	配線には、次の種類があります。 (ア) メタル配線 (イ) 光配線		
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。				

## 第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料又は加算額

日 額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
備考 臨時専用契約は、高速品目の専用回線 (エコノミークラス及びシンプルクラスのものを除きます。) による場合に限り締結します。

### 第3類 ATM専用サービスに関する料金

#### 第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

##### 1 適用

区 分	内 容												
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでの品目（別表2に規定する伝送速度の符号伝送が可能なものとします。）を定めます。												
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(7) 利用する回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継回線によるもの</td> <td>中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>端末回線のみによるもの</td> <td>端末回線のみを利用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、その専用回線が接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）の場合は、中継回線によるものに限り提供します。</li> <li>当社は、接続専用回線については、回線距離が140kmまでのものに限り提供します。</li> </ol> <p>(イ) 1芯式と2芯式の区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1芯式</td> <td>その端末回線が1芯式のもの</td> </tr> <tr> <td>2芯式</td> <td>その端末回線が2芯式のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、45Mb/sから135Mb/sまでの品目にあつては2芯式、その他の品目にあつては1芯式又は2芯式のものを提供します。</li> <li>当社は、1芯式の端末回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</li> <li>端末回線多重を利用する場合において、1の端末回線多重を利用する端末回線については、1芯式と2芯式の区別は同一のものとします。</li> <li>1の端末回線多重を利用する専用回線の伝送速度の合計は、1芯式にあつては44.0Mb/s、2芯式にあつては134.7Mb/sまでとします。</li> </ol>	区 別	内 容	中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの	端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの	区 別	内 容	1芯式	その端末回線が1芯式のもの	2芯式	その端末回線が2芯式のもの
区 別	内 容												
中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの												
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの												
区 別	内 容												
1芯式	その端末回線が1芯式のもの												
2芯式	その端末回線が2芯式のもの												

	<p>イ 保守の態様による細目 サービスクラスによる区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス（デュアル）</td> <td>中継回線が二重化されているもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラス（シングル）</td> <td>中継回線が二重化されていないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）サービスクラスによる区別は、前アの（ア）に定める中継回線によるものに適用します。</p>	区 別	内 容	通常クラス（デュアル）	中継回線が二重化されているもの	エコノミークラス（シングル）	中継回線が二重化されていないもの
区 別	内 容						
通常クラス（デュアル）	中継回線が二重化されているもの						
エコノミークラス（シングル）	中継回線が二重化されていないもの						
(3) 回線距離の測定	回線距離は、高速デジタル伝送サービスの高品目の場合に準じて測定します。						
(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア ATM専用サービスには、臨時専用契約に係るもの、異経路によるもの並びに長期利用契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第 67 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定に係らず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目、1 芯式と 2 芯式の区別若しくはサービスクラス等の区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目、1 芯式と 2 芯式の区別又はサービスクラス等の区別の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料を合算して行います。</p>						
(5) 端末回線多重を利用している場合の料金の適用	端末回線多重を利用している場合の基本料（その端末多重に係るものに限り）は、2-1（基本額）の（1）（基本料）と同額を減額し、同一の端末回線多重を利用する専用回線（特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。）のうち 1 の専用回線について、2-1（基本額）の（1）（基本料）を加算して適用します。						
(6) 基本料の適用除外	基本料は、接続専用回線の相互接続点の部分には適用しません。						
(7) 特定協定事業者との相互接続（基本料）の適用	端末回線が 1 芯式のものの特定協定事業者（当社が別に定める特定協定事業者（別記 4 に定めます。））に限り、そのに係る基本料の一部については、当社が定めるものとし、その額は引込線 1 回線ごとに 2,000 円（税込額 2,160 円）とします。						
(8) 長期継続利用に係る基本額の適用	ア 当社は、専用契約者（臨時専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用						

(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における基本額については、2(料金額)の2-1(基本額)の額(この表の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額して適用します。

この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種類	継続して利用する期間	基本額の減額(月額)
(7) 3年利用	3年間	2-1の額に0.07を乗じて得た額
(4) 6年利用	6年間	2-1の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日)から適用します。

ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本額については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前にATM専用サービスの品目、1芯式と2芯式の区別、サービスクラス等の区別の変更若しくは専用回線の移転によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払を要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総

支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払を要する額とします。

区 分	支払を要する額
(ア) 品目の変更等により基本額が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の基本額の差額 (減少前の長期継続利用適用後の基本額から減少後の長期継続利用適用後の基本額を控除して得た額をいいます。)に 0.35 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本額に 0.35 を乗じて得た額

(注) この項の「残余の期間」とは満了日までの期間をいいます。

(9) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、ATM専用サービス（エコノミークラスのものを除きます。）に係る専用回線（接続専用回線を除きます。）の専用契約者（臨時専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（約款第 77 条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その時刻とします。）とします。）から起算して 1 時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は約款第 67 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定を適用します。

(ア) 約款第 61 条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。

(イ) 約款第 63 条（利用中止）第 1 項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における 2（料金額）に規定する料金（この表の (7) 欄を除く (1) 欄から (8) 欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上 2時間未満	10 %
2時間以上 4時間未満	20 %
4時間以上 6時間未満	30 %
6時間以上 8時間未満	40 %
8時間以上72時間未満	50 %
72時間以上	100 %

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る料金（その暦月において料金表通則の 2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の 2及び 3の規定に基づき算出した額とします。）の額（約款第 67条第 2項第 2号及び第 3項第 2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の 7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）

（イ）その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が 1 の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る 2 の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(10)欄の規定による料金の返還を 1 の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。

(10) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用

ア 当社は、約款第 12条（専用申込の承諾）の規定により ATM専用サービス（エノミークラスのものを除きます。）に係る回線（接続専用回線を除きます。）の専用契約の申込を承諾した場合において、当社とその専用契約者（臨時専用契約を除きます。以下この欄において同じとします。）とがその専用回線の提供の開始を合意した日（以下この欄において「開通予定日」といいます。）に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数（開通予定日

から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用契約に係る料金(以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。)を返還します。

イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における2(料金額)に規定する料金(この表の(7)欄を除く(1)欄から(8)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。)の合計額(以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上 15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金変換率に1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上 28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金変換率に15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日	50%

ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その専用回線の提供を開始した日を含む暦月におけるその専用契約に係る料金(その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。)の額(約款第67条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日その暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(9)欄の規定による料金の返還が1の暦月に同時に発生した場合、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が開通遅延期間返還上限額を超える場合は、当社は、開通遅延期間返還上限額を返還します。

(11) 回線内速度設定に係る料金の適用

回線内速度設定を利用している場合に、回線内速度設定に係る加算額を適用します。

(12) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	回線距離測定局の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外にある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合並びに当社が提供する特別電気通信設備、回線接続装置及び配線設備を利用している場合の料金の適用については、一般専用サービスの場合に準ずるものとし、第2（料金額）に定める額を適用します。
(14) 特定協定事業者との相互接続に係る料金額の適用	特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、当社及び特定協定事業者の専用サービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、第2（料金額）に定める額を適用します。

## 2 料金額

### 2-1 基本額

#### (1) 基本回線専用料（基本料）

単 位	料 金 額	
	1 芯式の場合	2 芯式の場合
引込線 1 回線ごとに	64,000 円 (税込額 69,120 円)	126,000 円 (税込額 136,080 円)
備考 ATM専用サービスに係る専用契約者が指定することのできる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用サービス取扱局の収容区域内に限ります。		

(2) 基本回線専用料 (加算料)

(ア) 0.5Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	45,000円 (税込額 48,600円)	29,000円 (税込額 31,320円)	45,000円 (税込額 48,600円)	29,000円 (税込額 31,320円)
	30 "	114,000円 (税込額 123,120円)	77,000円 (税込額 83,160円)	114,000円 (税込額 123,120円)	77,000円 (税込額 83,160円)
	40 "	122,000円 (税込額 131,760円)	88,000円 (税込額 95,040円)	122,000円 (税込額 131,760円)	88,000円 (税込額 95,040円)
	50 "	135,000円 (税込額 145,800円)	98,000円 (税込額 105,840円)	135,000円 (税込額 145,800円)	98,000円 (税込額 105,840円)
	60 "	144,000円 (税込額 155,520円)	105,000円 (税込額 113,400円)	144,000円 (税込額 155,520円)	105,000円 (税込額 113,400円)
	70 "	152,000円 (税込額 164,160円)	110,000円 (税込額 118,800円)	152,000円 (税込額 164,160円)	110,000円 (税込額 118,800円)
	80 "	160,000円 (税込額 172,800円)	115,000円 (税込額 124,200円)	160,000円 (税込額 172,800円)	115,000円 (税込額 124,200円)
	90 "	165,000円 (税込額 178,200円)	118,000円 (税込額 127,440円)	165,000円 (税込額 178,200円)	118,000円 (税込額 127,440円)
	100 "	172,000円 (税込額 185,760円)	122,000円 (税込額 131,760円)		
	120 "	180,000円 (税込額 194,400円)	128,000円 (税込額 138,240円)	172,000円 (税込額 185,760円)	122,000円 (税込額 131,760円)
	120 kmを超えるもの	180,000円(税込額194,400円)に120kmを超える20kmまでごとに5,900円(税込額6,372円)を加えた額	128,000円(税込額138,240円)に120kmを超える20kmまでごとに4,300円(税込額4,644円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額		
	通常クラス	エコミークラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	39,000円(税込額42,120円)	25,000円(税込額27,000円)
	30 "	75,000円(税込額81,000円)	46,000円(税込額49,680円)
	40 "	98,000円(税込額105,840円)	59,000円(税込額63,720円)
	50 "	116,000円(税込額125,280円)	69,000円(税込額74,520円)
	60 "	133,000円(税込額143,640円)	80,000円(税込額86,400円)
	70 "	151,000円(税込額163,080円)	89,000円(税込額96,120円)
	80 "	169,000円(税込額182,520円)	100,000円(税込額108,000円)
	90 "	186,000円(税込額200,880円)	110,000円(税込額118,800円)
	100 "	204,000円(税込額220,320円)	121,000円(税込額130,680円)
	120 "	231,000円(税込額249,480円)	137,000円(税込額147,960円)
	140 "	267,000円(税込額288,360円)	157,000円(税込額169,560円)

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1回線ごとに	3,000円(税込額3,240円)

## (イ) 1Mb/sのもの

## A 中継回線によるもの

## ①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	89,000円 (税込額 96,120円)	57,000円 (税込額 61,560円)	89,000円 (税込額 96,120円)	57,000円 (税込額 61,560円)
	30 "	226,000円 (税込額 244,080円)	153,000円 (税込額 165,240円)	226,000円 (税込額 244,080円)	153,000円 (税込額 165,240円)
	40 "	242,000円 (税込額 261,360円)	175,000円 (税込額 189,000円)	242,000円 (税込額 261,360円)	175,000円 (税込額 189,000円)
	50 "	268,000円 (税込額 289,440円)	194,000円 (税込額 209,520円)	268,000円 (税込額 289,440円)	194,000円 (税込額 209,520円)
	60 "	286,000円 (税込額 308,880円)	207,000円 (税込額 223,560円)	286,000円 (税込額 308,880円)	207,000円 (税込額 223,560円)
	70 "	303,000円 (税込額 327,240円)	218,000円 (税込額 235,440円)	303,000円 (税込額 327,240円)	218,000円 (税込額 235,440円)
	80 "	316,000円 (税込額 341,280円)	227,000円 (税込額 245,160円)	316,000円 (税込額 341,280円)	227,000円 (税込額 245,160円)
	90 "	329,000円 (税込額 355,320円)	235,000円 (税込額 253,800円)	329,000円 (税込額 355,320円)	235,000円 (税込額 253,800円)
	100 "	340,000円 (税込額 367,200円)	242,000円 (税込額 261,360円)	340,000円 (税込額 367,200円)	242,000円 (税込額 261,360円)
	120 "	356,000円 (税込額 384,480円)	252,000円 (税込額 272,160円)		
	120 kmを超えるもの	356,000円(税込額384,480円)に120kmを超える20kmまでごとに12,000円(税込額12,960円)を加えた額	252,000円(税込額272,160円)に120kmを超える20kmまでごとに8,500円(税込額9,180円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額	
		通常クラス	エコミークラス
回線距離	15 km までのもの	77,000円(税込額83,160円)	48,000円(税込額51,840円)
	30 "	150,000円(税込額162,000円)	90,000円(税込額97,200円)
	40 "	194,000円(税込額209,520円)	116,000円(税込額125,280円)
	50 "	229,000円(税込額247,320円)	137,000円(税込額147,960円)
	60 "	264,000円(税込額285,120円)	158,000円(税込額170,640円)
	70 "	299,000円(税込額322,920円)	178,000円(税込額192,240円)
	80 "	334,000円(税込額360,720円)	199,000円(税込額214,920円)
	90 "	370,000円(税込額399,600円)	219,000円(税込額236,520円)
	100 "	405,000円(税込額437,400円)	239,000円(税込額258,120円)
	120 "	458,000円(税込額494,640円)	270,000円(税込額291,600円)
140 "	528,000円(税込額570,240円)	312,000円(税込額336,960円)	

B 端末回線のみによるもの

月額

単位	料金額
専用回線 1 回線ごとに	7,000円(税込額7,560円)

(ウ) 2Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	159,000円 (税込額 171,720円)	102,000円 (税込額 110,160円)	159,000円 (税込額 171,720円)	102,000円 (税込額 110,160円)
	30 "	400,000円 (税込額 432,000円)	270,000円 (税込額 291,600円)	400,000円 (税込額 432,000円)	270,000円 (税込額 291,600円)
	40 "	426,000円 (税込額 460,080円)	309,000円 (税込額 333,720円)	426,000円 (税込額 460,080円)	309,000円 (税込額 333,720円)
	50 "	472,000円 (税込額 509,760円)	342,000円 (税込額 369,360円)	472,000円 (税込額 509,760円)	342,000円 (税込額 369,360円)
	60 "	503,000円 (税込額 543,240円)	365,000円 (税込額 394,200円)	503,000円 (税込額 543,240円)	365,000円 (税込額 394,200円)
	70 "	531,000円 (税込額 573,480円)	383,000円 (税込額 413,640円)	531,000円 (税込額 573,480円)	400,143円 (税込額 432,154円)
	80 "	555,000円 (税込額 599,400円)	399,000円 (税込額 430,920円)	555,000円 (税込額 599,400円)	399,000円 (税込額 430,920円)
	90 "	577,000円 (税込額 623,160円)	412,000円 (税込額 444,960円)	577,000円 (税込額 623,160円)	412,000円 (税込額 444,960円)
	100 "	596,000円 (税込額 643,680円)	424,000円 (税込額 457,920円)	596,000円 (税込額 643,680円)	424,000円 (税込額 457,920円)
	120 "	622,000円 (税込額 671,760円)	440,000円 (税込額 475,200円)		
	120 kmを超えるもの	622,000円(税込額671,760円)に120kmを超える20kmまでごとに21,200円(税込額22,896円)を加えた額	440,000円(税込額475,200円)に120kmを超える20kmまでごとに15,300円(税込額16,524円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額	
		通常クラス	エコミークラス
回線距離	15 km までのもの	138,000円(税込額149,040円)	86,000円(税込額92,880円)
	30 "	266,000円(税込額287,280円)	161,000円(税込額173,880円)
	40 "	344,000円(税込額371,520円)	206,000円(税込額222,480円)
	50 "	406,000円(税込額438,480円)	242,000円(税込額261,360円)
	60 "	468,000円(税込額505,440円)	278,000円(税込額300,240円)
	70 "	530,000円(税込額572,400円)	315,000円(税込額340,200円)
	80 "	593,000円(税込額640,440円)	352,000円(税込額380,160円)
	90 "	655,000円(税込額707,400円)	388,000円(税込額419,040円)
	100 "	717,000円(税込額774,360円)	424,000円(税込額457,920円)
	120 "	810,000円(税込額874,800円)	479,000円(税込額517,320円)
140 "	935,000円(税込額1,009,800円)	551,000円(税込額595,080円)	

B 端末回線のみによるもの

月額

単位	料金額
専用回線1回線ごとに	11,000円(税込額11,880円)

## (エ) 3Mb/sのもの

## A 中継回線によるもの

## ①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	229,000円 (税込額 247,320円)	147,000円 (税込額 158,760円)	229,000円 (税込額 247,320円)	147,000円 (税込額 158,760円)
	30 "	574,000円 (税込額 619,920円)	388,000円 (税込額 419,040円)	574,000円 (税込額 619,920円)	388,000円 (税込額 419,040円)
	40 "	612,000円 (税込額 660,960円)	443,000円 (税込額 478,440円)	612,000円 (税込額 660,960円)	443,000円 (税込額 478,440円)
	50 "	676,000円 (税込額 730,080円)	490,000円 (税込額 529,200円)	676,000円 (税込額 730,080円)	490,000円 (税込額 529,200円)
	60 "	722,000円 (税込額 779,760円)	523,000円 (税込額 564,840円)	722,000円 (税込額 779,760円)	523,000円 (税込額 564,840円)
	70 "	751,000円 (税込額 811,080円)	548,000円 (税込額 591,840円)	751,000円 (税込額 811,080円)	548,000円 (税込額 591,840円)
	80 "	795,000円 (税込額 858,600円)	570,000円 (税込額 615,600円)	795,000円 (税込額 858,600円)	570,000円 (税込額 615,600円)
	90 "	824,000円 (税込額 889,920円)	589,000円 (税込額 636,120円)	824,000円 (税込額 889,920円)	589,000円 (税込額 636,120円)
	100 "	852,000円 (税込額 920,160円)	606,000円 (税込額 654,480円)	852,000円 (税込額 920,160円)	606,000円 (税込額 654,480円)
	120 "	888,000円 (税込額 959,040円)	629,000円 (税込額 679,320円)		
	120 kmを超えるもの	888,000円(税込額959,040円)に120kmを超える20kmまでごとに28,500円(税込額30,780円)を加えた額	629,000円(税込額679,320円)に120kmを超える20kmまでごとに20,200円(税込額21,816円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料 金 額		
	通常クラス	エコミークラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	198,000円(税込額213,840円)	124,000円(税込額133,920円)
	30 "	382,000円(税込額412,560円)	231,000円(税込額249,480円)
	40 "	493,000円(税込額532,440円)	296,000円(税込額319,680円)
	50 "	582,000円(税込額628,560円)	348,000円(税込額375,840円)
	60 "	672,000円(税込額725,760円)	400,000円(税込額432,000円)
	70 "	761,000円(税込額821,880円)	452,000円(税込額488,160円)
	80 "	850,000円(税込額918,000円)	504,000円(税込額544,320円)
	90 "	940,000円(税込額1,015,200円)	557,000円(税込額601,560円)
	100 "	1,029,000円 (税込額1,111,320円)	609,000円(税込額657,720円)
	120 "	1,163,000円 (税込額1,256,040円)	687,000円(税込額741,960円)
140 "	1,342,000円 (税込額1,449,360円)	791,000円(税込額854,280円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	16,000円(税込額17,280円)

(オ) 4Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	264,000円 (税込額 285,120円)	169,000円 (税込額 182,520円)	264,000円 (税込額 285,120円)	169,000円 (税込額 182,520円)
	30 "	661,000円 (税込額 713,880円)	447,000円 (税込額 482,760円)	661,000円 (税込額 713,880円)	447,000円 (税込額 482,760円)
	40 "	704,000円 (税込額 760,320円)	510,000円 (税込額 550,800円)	704,000円 (税込額 760,320円)	510,000円 (税込額 550,800円)
	50 "	779,000円 (税込額 841,320円)	564,000円 (税込額 609,120円)	779,000円 (税込額 841,320円)	564,000円 (税込額 609,120円)
	60 "	832,000円 (税込額 898,560円)	603,000円 (税込額 651,240円)	832,000円 (税込額 898,560円)	603,000円 (税込額 651,240円)
	70 "	877,000円 (税込額 947,160円)	632,000円 (税込額 682,560円)	877,000円 (税込額 947,160円)	632,000円 (税込額 682,560円)
	80 "	916,000円 (税込額 989,280円)	658,000円 (税込額 710,640円)	916,000円 (税込額 989,280円)	658,000円 (税込額 710,640円)
	90 "	953,000円 (税込額 1,029,240円)	681,000円 (税込額 735,480円)	953,000円 (税込額 1,029,240円)	681,000円 (税込額 735,480円)
	100 "	985,000円 (税込額 1,063,800円)	700,000円 (税込額 756,000円)		
	120 "	1,029,000円 (税込額 1,111,320円)	728,000円 (税込額 786,240円)		
	120 kmを超えるもの	1,029,000円 (税込額 1,111,320円) に120kmを超える20kmまで ごとに 35,900円(税込額38,772円)を 加えた額	728,000円(税込額786,240円)に120kmを超える20kmまで ごとに 26,400円(税込額28,512円)を 加えた額	985,000円 (税込額 1,063,800円)	700,000円 (税込額 756,000円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	227,000円(税込額245,160円)	143,000円(税込額154,440円)
	30 "	438,000円(税込額473,040円)	265,000円(税込額286,200円)
	40 "	565,000円(税込額610,200円)	339,000円(税込額366,120円)
	50 "	668,000円(税込額721,440円)	399,000円(税込額430,920円)
	60 "	770,000円(税込額831,600円)	459,000円(税込額495,720円)
	70 "	872,000円(税込額941,760円)	519,000円(税込額560,520円)
	80 "	975,000円(税込額1,053,000円)	578,000円(税込額624,240円)
	90 "	1,076,000円 (税込額1,162,080円)	637,000円(税込額687,960円)
	100 "	1,179,000円 (税込額1,273,320円)	697,000円(税込額752,760円)
	120 "	1,333,000円 (税込額1,439,640円)	787,000円(税込額849,960円)
	140 "	1,537,000円 (税込額1,659,960円)	906,000円(税込額978,480円)

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1回線ごとに	18,000円(税込額19,440円)

(カ) 5Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	299,000円 (税込額 322,920円)	192,000円 (税込額 207,360円)	299,000円 (税込額 322,920円)	192,000円 (税込額 207,360円)
	30 "	748,000円 (税込額 807,840円)	506,000円 (税込額 546,480円)	748,000円 (税込額 807,840円)	506,000円 (税込額 546,480円)
	40 "	796,000円 (税込額 859,680円)	576,000円 (税込額 622,080円)	796,000円 (税込額 859,680円)	576,000円 (税込額 622,080円)
	50 "	883,000円 (税込額 953,640円)	639,000円 (税込額 690,120円)	883,000円 (税込額 953,640円)	639,000円 (税込額 690,120円)
	60 "	942,000円 (税込額 1,017,360円)	683,000円 (税込額 737,640円)	942,000円 (税込額 1,017,360円)	683,000円 (税込額 737,640円)
	70 "	994,000円 (税込額 1,073,520円)	717,000円 (税込額 774,360円)	994,000円 (税込額 1,073,520円)	717,000円 (税込額 774,360円)
	80 "	1,040,000円 (税込額 1,123,200円)	746,000円 (税込額 805,680円)	1,040,000円 (税込額 1,123,200円)	746,000円 (税込額 805,680円)
	90 "	1,081,000円 (税込額 1,167,480円)	773,000円 (税込額 834,840円)	1,081,000円 (税込額 1,167,480円)	773,000円 (税込額 834,840円)
	100 "	1,118,000円 (税込額 1,207,440円)	796,000円 (税込額 859,680円)	1,118,000円 (税込額 1,207,440円)	796,000円 (税込額 859,680円)
	120 "	1,167,000円 (税込額 1,260,360円)	827,000円 (税込額 893,160円)		
	120 kmを超えるもの	1,167,000円(税込額1,260,360円)に120kmを超える20kmまでごとに40,500円(税込額43,740円)を加えた額	827,000円(税込額893,160円)に120kmを超える20kmまでごとに30,000円(税込額32,400円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	257,000円 (税込額277,560円)	161,000円 (税込額173,880円)
	30 "	494,000円 (税込額533,520円)	299,000円 (税込額322,920円)
	40 "	638,000円 (税込額689,040円)	383,000円 (税込額413,640円)
	50 "	753,000円 (税込額813,240円)	450,000円 (税込額486,000円)
	60 "	868,000円 (税込額937,440円)	518,000円 (税込額559,440円)
	70 "	983,000円 (税込額1,061,640円)	584,000円 (税込額630,720円)
	80 "	1,098,000円 (税込額1,185,840円)	652,000円 (税込額704,160円)
	90 "	1,214,000円 (税込額1,311,120円)	719,000円 (税込額776,520円)
	100 "	1,329,000円 (税込額1,435,320円)	786,000円 (税込額848,880円)
	120 "	1,502,000円 (税込額1,622,160円)	886,000円 (税込額956,880円)
140 "	1,732,000円 (税込額1,870,560円)	1,021,000円 (税込額1,102,680円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	20,000円(税込額21,600円)

(4) 6Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	334,000円 (税込額 360,720円)	215,000円 (税込額 232,200円)	334,000円 (税込額 360,720円)	215,000円 (税込額 232,200円)
	30 "	834,000円 (税込額 900,720円)	564,000円 (税込額 609,120円)	834,000円 (税込額 900,720円)	564,000円 (税込額 609,120円)
	40 "	888,000円 (税込額 959,040円)	643,000円 (税込額 694,440円)	888,000円 (税込額 959,040円)	643,000円 (税込額 694,440円)
	50 "	985,000円 (税込額 1,063,800円)	713,000円 (税込額 770,040円)	985,000円 (税込額 1,063,800円)	713,000円 (税込額 770,040円)
	60 "	1,052,000円 (税込額 1,136,160円)	762,000円 (税込額 822,960円)	1,052,000円 (税込額 1,136,160円)	762,000円 (税込額 822,960円)
	70 "	1,111,000円 (税込額 1,199,880円)	802,000円 (税込額 866,160円)	1,111,000円 (税込額 1,199,880円)	802,000円 (税込額 866,160円)
	80 "	1,162,000円 (税込額 1,254,960円)	835,000円 (税込額 901,800円)	1,162,000円 (税込額 1,254,960円)	835,000円 (税込額 901,800円)
	90 "	1,210,000円 (税込額 1,306,800円)	864,000円 (税込額 933,120円)	1,210,000円 (税込額 1,306,800円)	864,000円 (税込額 933,120円)
	100 "	1,252,000円 (税込額 1,352,160円)	891,000円 (税込額 962,280円)	1,252,000円 (税込額 1,352,160円)	891,000円 (税込額 962,280円)
	120 "	1,308,000円 (税込額 1,412,640円)	927,000円 (税込額 1,001,160円)		
	120 kmを超えるもの	1,308,000円(税込額1,412,640円)に120kmを超える20kmまでごとに42,300円(税込額45,684円)を加えた額	927,000円(税込額1,001,160円)に120kmを超える20kmまでごとに31,300円(税込額33,804円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	287,000円 (税込額309,960円)	180,000円 (税込額194,400円)
	30 "	550,000円 (税込額594,000円)	333,000円 (税込額359,640円)
	40 "	711,000円 (税込額767,880円)	427,000円 (税込額461,160円)
	50 "	839,000円 (税込額906,120円)	502,000円 (税込額542,160円)
	60 "	966,000円 (税込額1,043,280円)	576,000円 (税込額622,080円)
	70 "	1,094,000円 (税込額1,181,520円)	651,000円 (税込額703,080円)
	80 "	1,223,000円 (税込額1,320,840円)	725,000円 (税込額783,000円)
	90 "	1,351,000円 (税込額1,459,080円)	800,000円 (税込額864,000円)
	100 "	1,478,000円 (税込額1,596,240円)	875,000円 (税込額945,000円)
	120 "	1,671,000円 (税込額1,804,680円)	987,000円 (税込額1,065,960円)
140 "	1,927,000円 (税込額2,081,160円)	1,136,000円 (税込額1,226,880円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1回線ごとに	22,000円 (税込額 23,760円)

(ク) 7Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	343,200円 (税込額 370,656円)	221,000円 (税込額 238,680円)	343,200円 (税込額 370,656円)	221,000円 (税込額 238,680円)
	30 "	861,000円 (税込額 929,880円)	581,600円 (税込額 628,128円)	861,000円 (税込額 929,880円)	581,600円 (税込額 628,128円)
	40 "	916,000円 (税込額 989,280円)	663,700円 (税込額 716,796円)	916,000円 (税込額 989,280円)	663,700円 (税込額 716,796円)
	50 "	1,016,000円 (税込額 1,097,280円)	736,500円 (税込額 795,420円)	1,016,000円 (税込額 1,097,280円)	736,500円 (税込額 795,420円)
	60 "	1,088,000円 (税込額 1,175,040円)	787,600円 (税込額 850,608円)	1,088,000円 (税込額 1,175,040円)	787,600円 (税込額 850,608円)
	70 "	1,149,000円 (税込額 1,240,920円)	829,400円 (税込額 895,752円)	1,149,000円 (税込額 1,240,920円)	829,400円 (税込額 895,752円)
	80 "	1,202,000円 (税込額 1,298,160円)	864,100円 (税込額 933,228円)	1,202,000円 (税込額 1,298,160円)	864,100円 (税込額 933,228円)
	90 "	1,251,000円 (税込額 1,351,080円)	894,600円 (税込額 966,168円)	1,251,000円 (税込額 1,351,080円)	894,600円 (税込額 966,168円)
	100 "	1,297,000円 (税込額 1,400,760円)	923,000円 (税込額 996,840円)	1,297,000円 (税込額 1,400,760円)	923,000円 (税込額 996,840円)
	120 "	1,355,000円 (税込額 1,463,400円)	961,000円 (税込額 1,037,880円)		
	120 kmを超えるもの	1,355,000円(税込額1,463,400円)に120kmを超える20kmまでごとに45,100円(税込額48,708円)を加えた額	961,000円(税込額1,037,880円)に120kmを超える20kmまでごとに33,300円(税込額35,964円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	295,300円 (税込額318,924円)	185,100円 (税込額199,908円)
	30 "	566,600円 (税込額611,928円)	343,000円 (税込額370,440円)
	40 "	732,700円 (税込額791,316円)	439,900円 (税込額475,092円)
	50 "	864,700円 (税込額933,876円)	517,300円 (税込額558,684円)
	60 "	995,700円 (税込額1,075,356円)	593,700円 (税込額641,196円)
	70 "	1,127,800円 (税込額1,218,024円)	671,000円 (税込額724,680円)
	80 "	1,260,800円 (税込額1,361,664円)	747,400円 (税込額807,192円)
	90 "	1,392,900円 (税込額1,504,332円)	824,800円 (税込額890,784円)
	100 "	1,523,900円 (税込額1,645,812円)	902,100円 (税込額974,268円)
	120 "	1,723,000円 (税込額1,860,840円)	1,017,700円 (税込額1,099,116円)
140 "	1,987,000円 (税込額2,145,960円)	1,171,300円 (税込額1,265,004円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	22,600円(税込額24,408円)

(ケ) 8Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	352,400円 (税込額 380,592円)	227,000円 (税込額 245,160円)	352,400円 (税込額 380,592円)	227,000円 (税込額 245,160円)
	30 "	886,000円 (税込額 956,880円)	599,200円 (税込額 647,136円)	886,000円 (税込額 956,880円)	599,200円 (税込額 647,136円)
	40 "	944,000円 (税込額 1,019,520円)	684,400円 (税込額 739,152円)	944,000円 (税込額 1,019,520円)	684,400円 (税込額 739,152円)
	50 "	1,049,000円 (税込額 1,132,920円)	760,000円 (税込額 820,800円)	1,049,000円 (税込額 1,132,920円)	760,000円 (税込額 820,800円)
	60 "	1,123,000円 (税込額 1,212,840円)	813,200円 (税込額 878,256円)	1,123,000円 (税込額 1,212,840円)	813,200円 (税込額 878,256円)
	70 "	1,204,143円 (税込額 1,300,474円)	856,800円 (税込額 925,344円)	1,204,143円 (税込額 1,300,474円)	856,800円 (税込額 925,344円)
	80 "	1,243,000円 (税込額 1,342,440円)	893,200円 (税込額 964,656円)	1,243,000円 (税込額 1,342,440円)	893,200円 (税込額 964,656円)
	90 "	1,294,000円 (税込額 1,397,520円)	925,200円 (税込額 999,216円)	1,294,000円 (税込額 1,397,520円)	925,200円 (税込額 999,216円)
	100 "	1,341,000円 (税込額 1,448,280円)	955,000円 (税込額 1,031,400円)	1,341,000円 (税込額 1,448,280円)	955,000円 (税込額 1,031,400円)
	120 "	1,403,000円 (税込額 1,515,240円)	995,000円 (税込額 1,074,600円)		
	120 kmを超えるもの	1,403,000円(税込額1,515,240円)に120kmを超える20kmまでごとに47,900円(税込額51,732円)を加えた額	995,000円(税込額1,074,600円)に120kmを超える20kmまでごとに35,300円(税込額38,124円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	303,600円 (税込額327,888円)	190,200円 (税込額205,416円)
	30 "	583,200円 (税込額629,856円)	353,000円 (税込額381,240円)
	40 "	754,400円 (税込額814,752円)	452,800円 (税込額489,024円)
	50 "	890,400円 (税込額961,632円)	532,600円 (税込額575,208円)
	60 "	1,025,400円 (税込額1,107,432円)	611,400円 (税込額660,312円)
	70 "	1,161,600円 (税込額1,254,528円)	691,000円 (税込額746,280円)
	80 "	1,298,600円 (税込額1,402,488円)	769,800円 (税込額831,384円)
	90 "	1,434,800円 (税込額1,549,584円)	849,600円 (税込額917,568円)
	100 "	1,569,800円 (税込額1,695,384円)	929,200円 (税込額1,003,536円)
	120 "	1,775,000円 (税込額1,917,000円)	1,048,400円 (税込額1,132,272円)
140 "	2,047,000円 (税込額2,210,760円)	1,206,600円 (税込額1,303,128円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	23,200 円(税込額 25,056 円)

(コ) 9Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	361,600円 (税込額 390,528円)	233,000円 (税込額 251,640円)	361,600円 (税込額 390,528円)	233,000円 (税込額 251,640円)
	30 "	913,000円 (税込額 986,040円)	616,800円 (税込額 666,144円)	913,000円 (税込額 986,040円)	616,800円 (税込額 666,144円)
	40 "	973,000円 (税込額 1,050,840円)	705,100円 (税込額 761,508円)	973,000円 (税込額 1,050,840円)	705,100円 (税込額 761,508円)
	50 "	1,082,000円 (税込額 1,168,560円)	783,500円 (税込額 846,180円)	1,082,000円 (税込額 1,168,560円)	783,500円 (税込額 846,180円)
	60 "	1,158,000円 (税込額 1,250,640円)	838,800円 (税込額 905,904円)	1,158,000円 (税込額 1,250,640円)	838,800円 (税込額 905,904円)
	70 "	1,225,000円 (税込額 1,323,000円)	884,200円 (税込額 954,936円)	1,225,000円 (税込額 1,323,000円)	884,200円 (税込額 954,936円)
	80 "	1,283,000円 (税込額 1,385,640円)	922,300円 (税込額 996,084円)	1,283,000円 (税込額 1,385,640円)	922,300円 (税込額 996,084円)
	90 "	1,337,000円 (税込額 1,443,960円)	955,800円 (税込額 1,032,264円)	1,337,000円 (税込額 1,443,960円)	955,800円 (税込額 1,032,264円)
	100 "	1,386,000円 (税込額 1,496,880円)	987,000円 (税込額 1,065,960円)	1,386,000円 (税込額 1,496,880円)	987,000円 (税込額 1,065,960円)
	120 "	1,452,000円 (税込額 1,568,160円)	1,029,000円 (税込額 1,111,320円)		
	120 kmを超えるもの	1,452,000円 (税込額 1,568,160円)に 120kmを超 える20kmまで ごとに51,700円 (税込額55,836 円)を加えた額	1,029,000円 (税込額 1,111,320円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 38,100円(税込 額41,148円)を 加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコクラス
回 線 距 離	15 km までのもの	311,900円 (税込額336,852円)	195,300円 (税込額210,924円)
	30 "	599,800円 (税込額647,784円)	363,000円 (税込額392,040円)
	40 "	776,100円 (税込額838,188円)	465,700円 (税込額502,956円)
	50 "	916,100円 (税込額989,388円)	547,900円 (税込額591,732円)
	60 "	1,055,100円 (税込額1,139,508円)	629,100円 (税込額679,428円)
	70 "	1,195,400円 (税込額1,291,032円)	711,000円 (税込額767,880円)
	80 "	1,336,400円 (税込額1,443,312円)	792,200円 (税込額855,576円)
	90 "	1,476,700円 (税込額1,594,836円)	874,400円 (税込額944,352円)
	100 "	1,615,700円 (税込額1,744,956円)	956,300円 (税込額1,032,804円)
	120 "	1,827,000円 (税込額1,973,160円)	1,079,100円 (税込額1,165,428円)
140 "	2,107,000円 (税込額2,275,560円)	1,241,900円 (税込額1,341,252円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	23,800 円 (税込額 25,704 円)

## (サ) 10Mb/sのもの

## A 中継回線によるもの

## ①その専用回線が接続専用回線以外のとき

## 専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコクラス	通常クラス	エコクラス
回 線 距 離	15 km までのもの	370,800円 (税込額 400,464円)	239,000円 (税込額 258,120円)	370,800円 (税込額 400,464円)	239,000円 (税込額 258,120円)
	30 "	938,000円 (税込額 1,013,040円)	634,400円 (税込額 685,152円)	938,000円 (税込額 1,013,040円)	634,400円 (税込額 685,152円)
	40 "	1,001,000円 (税込額 1,081,080円)	725,800円 (税込額 783,864円)	1,001,000円 (税込額 1,081,080円)	725,800円 (税込額 783,864円)
	50 "	1,114,000円 (税込額 1,203,120円)	807,000円 (税込額 871,560円)	1,114,000円 (税込額 1,203,120円)	807,000円 (税込額 871,560円)
	60 "	1,193,000円 (税込額 1,288,440円)	864,400円 (税込額 933,552円)	1,193,000円 (税込額 1,288,440円)	864,400円 (税込額 933,552円)
	70 "	1,263,000円 (税込額 1,364,040円)	911,600円 (税込額 984,528円)	1,263,000円 (税込額 1,364,040円)	911,600円 (税込額 984,528円)
	80 "	1,324,000円 (税込額 1,429,920円)	951,400円 (税込額 1,027,512円)	1,324,000円 (税込額 1,429,920円)	951,400円 (税込額 1,027,512円)
	90 "	1,380,000円 (税込額 1,490,400円)	986,400円 (税込額 1,065,312円)	1,380,000円 (税込額 1,490,400円)	986,400円 (税込額 1,065,312円)
	100 "	1,431,000円 (税込額 1,545,480円)	1,019,000円 (税込額 1,100,520円)	1,431,000円 (税込額 1,545,480円)	1,019,000円 (税込額 1,100,520円)
	120 "	1,499,000円 (税込額 1,618,920円)	1,063,000円 (税込額 1,148,040円)		
120 kmを超えるもの	1,499,000円(税込額1,618,920円)に120kmを超える20kmまでごとに51,800円(税込額55,944円)を加えた額	1,063,000円(税込額1,148,040円)に120kmを超える20kmまでごとに38,100円(税込額41,148円)を加えた額			

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	616,400円 (税込額665,712円)	200,400円 (税込額216,432円)
	30 "	797,800円 (税込額861,624円)	373,000円 (税込額402,840円)
	40 "	941,800円 (税込額1,017,144円)	478,600円 (税込額516,888円)
	50 "	1,084,800円 (税込額1,171,584円)	563,200円 (税込額608,256円)
	60 "	1,229,200円 (税込額1,327,536円)	646,800円 (税込額698,544円)
	70 "	1,374,200円 (税込額1,484,136円)	731,000円 (税込額789,480円)
	80 "	1,518,600円 (税込額1,640,088円)	814,600円 (税込額879,768円)
	90 "	1,661,600円 (税込額1,794,528円)	899,200円 (税込額971,136円)
	100 "	1,879,000円 (税込額2,029,320円)	983,400円 (税込額1,062,072円)
	120 "	2,167,000円 (税込額2,340,360円)	1,109,800円 (税込額1,198,584円)
140 "	616,400円 (税込額665,712円)	1,277,200円 (税込額1,379,376円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	24,400 円 (税込額 26,352 円)

(シ) 11Mb/sから15Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	380,000円 (税込額 410,400円)	245,000円 (税込額 264,600円)	380,000円 (税込額 410,400円)	245,000円 (税込額 264,600円)
	30 "	964,000円 (税込額 1,041,120円)	652,000円 (税込額 704,160円)	964,000円 (税込額 1,041,120円)	652,000円 (税込額 704,160円)
	40 "	1,030,000円 (税込額 1,112,400円)	746,500円 (税込額 806,220円)	1,030,000円 (税込額 1,112,400円)	746,500円 (税込額 806,220円)
	50 "	1,147,000円 (税込額 1,238,760円)	830,500円 (税込額 896,940円)	1,147,000円 (税込額 1,238,760円)	830,500円 (税込額 896,940円)
	60 "	1,228,000円 (税込額 1,326,240円)	890,000円 (税込額 961,200円)	1,228,000円 (税込額 1,326,240円)	890,000円 (税込額 961,200円)
	70 "	1,301,000円 (税込額 1,405,080円)	939,000円 (税込額 1,014,120円)	1,301,000円 (税込額 1,405,080円)	939,000円 (税込額 1,014,120円)
	80 "	1,365,000円 (税込額 1,474,200円)	980,500円 (税込額 1,058,940円)	1,365,000円 (税込額 1,474,200円)	980,500円 (税込額 1,058,940円)
	90 "	1,423,000円 (税込額 1,536,840円)	1,017,000円 (税込額 1,098,360円)	1,423,000円 (税込額 1,536,840円)	1,017,000円 (税込額 1,098,360円)
	100 "	1,451,000円 (税込額 1,567,080円)	1,028,000円 (税込額 1,110,240円)	1,477,000円 (税込額 1,595,160円)	1,051,000円 (税込額 1,135,080円)
	120 "	1,506,000円 (税込額 1,626,480円)	1,068,000円 (税込額 1,153,440円)		
120 kmを超えるもの	1,506,000円(税込額1,626,480円)に120kmを超える20kmまでごとに51,900円(税込額56,052円)を加えた額	1,068,000円(税込額1,153,440円)に120kmを超える20kmまでごとに38,100円(税込額41,148円)を加えた額			

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	328,500円 (税込額354,780円)	205,500円 (税込額221,940円)
	30 "	633,000円 (税込額683,640円)	383,000円 (税込額413,640円)
	40 "	819,500円 (税込額885,060円)	491,500円 (税込額530,820円)
	50 "	967,500円 (税込額1,044,900円)	578,500円 (税込額624,780円)
	60 "	1,114,500円 (税込額1,203,660円)	664,500円 (税込額717,660円)
	70 "	1,263,000円 (税込額1,364,040円)	751,000円 (税込額811,080円)
	80 "	1,412,000円 (税込額1,524,960円)	837,000円 (税込額903,960円)
	90 "	1,560,500円 (税込額1,685,340円)	924,000円 (税込額997,920円)
	100 "	1,707,500円 (税込額1,844,100円)	1,010,500円 (税込額1,091,340円)
	120 "	1,931,000円 (税込額2,085,480円)	1,140,500円 (税込額1,231,740円)
140 "	2,227,000円 (税込額2,405,160円)	1,312,500円 (税込額1,417,500円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	25,000 円 (税込額 27,000 円)

(ス) 16Mb/sから20Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	426,000円 (税込額 460,080円)	275,000円 (税込額 297,000円)	426,000円 (税込額 460,080円)	275,000円 (税込額 297,000円)
	30 "	1,095,000円 (税込額 1,182,600円)	740,000円 (税込額 799,200円)	1,095,000円 (税込額 1,182,600円)	740,000円 (税込額 799,200円)
	40 "	1,173,000円 (税込額 1,266,840円)	850,000円 (税込額918,000 円)	1,173,000円 (税込額 1,266,840円)	850,000円 (税込額 918,000円)
	50 "	1,309,000円 (税込額 1,413,720円)	948,000円 (税込額 1,023,840円)	1,309,000円 (税込額 1,413,720円)	948,000円 (税込額 1,023,840円)
	60 "	1,338,000円 (税込額 1,445,040円)	970,000円 (税込額 1,047,600円)	1,405,000円 (税込額 1,517,400円)	1,018,000円 (税込額 1,099,440円)
	70 "	1,398,000円 (税込額 1,509,840円)	990,000円 (税込額 1,069,200円)	1,491,000円 (税込額 1,610,280円)	1,076,000円 (税込額 1,162,080円)
	80 "	1,426,000円 (税込額 1,540,080円)	1,011,000円 (税込額 1,091,880円)	1,567,000円 (税込額 1,692,360円)	1,126,000円 (税込額 1,216,080円)
	90 "	1,450,000円 (税込額 1,566,000円)	1,028,000円 (税込額 1,110,240円)	1,637,000円 (税込額 1,767,960円)	1,170,000円 (税込額 1,263,600円)
	100 "	1,466,000円 (税込額 1,583,280円)	1,039,000円 (税込額 1,122,120円)		
	120 "	1,513,000円 (税込額 1,634,040円)	1,072,000円 (税込額 1,157,760円)		
	120 kmを超えるもの	1,513,000円 (税込額 1,634,040円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 60,300円(税込額 65,124円)を 加えた額	1,072,000円(税 込額 1,157,760 円)に 120kmを超え る20kmまでごとに 43,000円(税込額 46,440円)を加え た額	1,702,000円 (税込額 1,838,160円)	1,211,000円 (税込額 1,307,880円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	370,000円 (税込額399,600円)	231,000円 (税込額249,480円)
	30 "	716,000円 (税込額773,280円)	433,000円 (税込額467,640円)
	40 "	928,000円 (税込額1,002,240円)	556,000円 (税込額600,480円)
	50 "	1,096,000円 (税込額1,183,680円)	655,000円 (税込額707,400円)
	60 "	1,263,000円 (税込額1,364,040円)	753,000円 (税込額813,240円)
	70 "	1,432,000円 (税込額1,546,560円)	851,000円 (税込額919,080円)
	80 "	1,601,000円 (税込額1,729,080円)	949,000円 (税込額1,024,920円)
	90 "	1,770,000円 (税込額1,911,600円)	1,048,000円 (税込額1,131,840円)
	100 "	1,937,000円 (税込額2,091,960円)	1,146,000円 (税込額1,237,680円)
	120 "	2,191,000円 (税込額2,366,280円)	1,294,000円 (税込額1,397,520円)
140 "	2,527,000円 (税込額2,729,160円)	1,489,000円 (税込額1,608,120円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	28,000 円 (税込額 30,240 円)

(七) 21Mb/sから25Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	472,000円 (税込額 509,760円)	305,000円 (税込額 329,400円)	472,000円 (税込額 509,760円)	305,000円 (税込額 329,400円)
	30 "	1,225,000円 (税込額 1,323,000円)	828,000円 (税込額 894,240円)	1,225,000円 (税込額 1,323,000円)	828,000円 (税込額 894,240円)
	40 "	1,316,000円 (税込額 1,421,280円)	953,500円 (税込額 1,029,780円)	1,316,000円 (税込額 1,421,280円)	953,500円 (税込額 1,029,780円)
	50 "	1,470,000円 (税込額 1,587,600円)	1,065,500円 (税込額 1,150,740円)	1,470,000円 (税込額 1,587,600円)	1,065,500円 (税込額 1,150,740円)
	60 "	1,581,000円 (税込額 1,707,480円)	1,146,000円 (税込額 1,237,680円)	1,581,000円 (税込額 1,707,480円)	1,146,000円 (税込額 1,237,680円)
	70 "	1,681,000円 (税込額 1,815,480円)	1,213,000円 (税込額 1,310,040円)	1,681,000円 (税込額 1,815,480円)	1,213,000円 (税込額 1,310,040円)
	80 "	1,770,000円 (税込額 1,911,600円)	1,271,500円 (税込額 1,373,220円)	1,770,000円 (税込額 1,911,600円)	1,271,500円 (税込額 1,373,220円)
	90 "	1,850,000円 (税込額 1,998,000円)	1,323,000円 (税込額 1,428,840円)	1,850,000円 (税込額 1,998,000円)	1,323,000円 (税込額 1,428,840円)
	100 "	1,926,000円 (税込額 2,080,080円)	1,371,000円 (税込額 1,480,680円)	1,926,000円 (税込額 2,080,080円)	1,371,000円 (税込額 1,480,680円)
	120 "	2,029,000円 (税込額 2,191,320円)	1,437,000円 (税込額 1,551,960円)		
	120 kmを超えるもの	2,029,000円(税込額 2,191,320円)に120kmを超 える20kmまでごと に76,500円(税込額 82,620円) を加えた額	1,437,000円 (税込額 1,551,960円) に120kmを超え る20kmまでごと に58,600円(税込額 63,288円) を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	411,500円 (税込額444,420円)	256,500円 (税込額277,020円)
	30 "	799,000円 (税込額862,920円)	483,000円 (税込額521,640円)
	40 "	1,036,500円 (税込額1,119,420円)	620,500円 (税込額670,140円)
	50 "	1,224,500円 (税込額1,322,460円)	731,500円 (税込額790,020円)
	60 "	1,411,500円 (税込額1,524,420円)	841,500円 (税込額908,820円)
	70 "	1,601,000円 (税込額1,729,080円)	951,000円 (税込額1,027,080円)
	80 "	1,790,000円 (税込額1,933,200円)	1,061,000円 (税込額1,145,880円)
	90 "	1,979,500円 (税込額2,137,860円)	1,172,000円 (税込額1,265,760円)
	100 "	2,166,500円 (税込額2,339,820円)	1,281,500円 (税込額1,384,020円)
	120 "	2,451,000円 (税込額2,647,080円)	1,447,500円 (税込額1,563,300円)
140 "	2,827,000円 (税込額3,053,160円)	1,665,500円 (税込額1,798,740円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	31,000 円 (税込額 33,480 円)

(ウ) 26Mb/sから30Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	518,000円 (税込額 559,440円)	335,000円 (税込額361,800 円)	518,000円 (税込額 559,440円)	335,000円 (税込額 361,800円)
	30 "	1,355,000円 (税込額 1,463,400円)	916,000円 (税込額989,280 円)	1,355,000円 (税込額 1,463,400円)	916,000円 (税込額 989,280円)
	40 "	1,458,000円 (税込額 1,574,640円)	1,057,000円 (税込額 1,141,560円)	1,458,000円 (税込額 1,574,640円)	1,057,000円 (税込額 1,141,560円)
	50 "	1,626,000円 (税込額 1,756,080円)	1,178,000円 (税込額 1,272,240円)	1,632,000円 (税込額 1,762,560円)	1,183,000円 (税込額 1,277,640円)
	60 "	1,724,000円 (税込額 1,861,920円)	1,252,000円 (税込額 1,352,160円)	1,758,000円 (税込額 1,898,640円)	1,274,000円 (税込額 1,375,920円)
	70 "	1,855,000円 (税込額 2,003,400円)	1,313,000円 (税込額 1,418,040円)	1,871,000円 (税込額 2,020,680円)	1,350,000円 (税込額 1,458,000円)
	80 "	1,932,000円 (税込額 2,086,560円)	1,368,000円 (税込額 1,477,440円)	1,972,000円 (税込額 2,129,760円)	1,417,000円 (税込額 1,530,360円)
	90 "	1,996,000円 (税込額 2,155,680円)	1,415,000円 (税込額 1,528,200円)	2,064,000円 (税込額 2,229,120円)	1,476,000円 (税込額 1,594,080円)
	100 "	2,060,000円 (税込額 2,224,800円)	1,460,000円 (税込額 1,576,800円)		
	120 "	2,139,000円 (税込額 2,310,120円)	1,515,000円 (税込額 1,636,200円)		
120 kmを超えるもの	2,139,000円 (税込額 2,310,120円) に120kmを超える 20kmまでごとに 82,500円(税込額 89,100円) を加えた額	1,515,000円(税 込額1,636,200 円)に120kmを超 える20kmまでご とに62,700円(税 込額67,716円) を加えた額	2,151,000円 (税込額 2,323,080円)	1,531,000円 (税込額 1,653,480円)	

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	453,000円 (税込額489,240円)	282,000円 (税込額304,560円)
	30 "	882,000円 (税込額952,560円)	533,000円 (税込額575,640円)
	40 "	1,145,000円 (税込額1,236,600円)	685,000円 (税込額739,800円)
	50 "	1,353,000円 (税込額1,461,240円)	808,000円 (税込額872,640円)
	60 "	1,560,000円 (税込額1,684,800円)	930,000円 (税込額1,004,400円)
	70 "	1,770,000円 (税込額1,911,600円)	1,051,000円 (税込額1,135,080円)
	80 "	1,979,000円 (税込額2,137,320円)	1,173,000円 (税込額1,266,840円)
	90 "	2,189,000円 (税込額2,364,120円)	1,296,000円 (税込額1,399,680円)
	100 "	2,396,000円 (税込額2,587,680円)	1,417,000円 (税込額1,530,360円)
	120 "	2,711,000円 (税込額2,927,880円)	1,601,000円 (税込額1,729,080円)
140 "	3,127,000円 (税込額3,377,160円)	1,842,000円 (税込額1,989,360円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	34,000 円 (税込額 36,720 円)

(タ) 31Mb/sから35Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	564,000円 (税込額 609,120円)	365,000円 (税込額 394,200円)	564,000円 (税込額 609,120円)	365,000円 (税込額 394,200円)
	30 "	1,485,000円 (税込額 1,603,800円)	1,004,000円 (税込額 1,084,320円)	1,485,000円 (税込額 1,603,800円)	1,004,000円 (税込額 1,084,320円)
	40 "	1,601,000円 (税込額 1,729,080円)	1,160,500円 (税込額 1,253,340円)	1,601,000円 (税込額 1,729,080円)	1,160,500円 (税込額 1,253,340円)
	50 "	1,742,000円 (税込額 1,881,360円)	1,262,000円 (税込額 1,362,960円)	1,794,000円 (税込額 1,937,520円)	1,300,500円 (税込額 1,404,540円)
	60 "	1,841,000円 (税込額 1,988,280円)	1,334,000円 (税込額 1,440,720円)	1,934,000円 (税込額 2,088,720円)	1,402,000円 (税込額 1,514,160円)
	70 "	1,968,000円 (税込額 2,125,440円)	1,393,000円 (税込額 1,504,440円)	2,061,000円 (税込額 2,225,880円)	1,487,000円 (税込額 1,605,960円)
	80 "	2,044,000円 (税込額 2,207,520円)	1,448,000円 (税込額 1,563,840円)	2,175,000円 (税込額 2,349,000円)	1,562,500円 (税込額 1,687,500円)
	90 "	2,106,000円 (税込額 2,274,480円)	1,493,000円 (税込額 1,612,440円)	2,277,000円 (税込額 2,459,160円)	1,629,000円 (税込額 1,759,320円)
	100 "	2,168,000円 (税込額 2,341,440円)	1,537,000円 (税込額 1,659,960円)		
	120 "	2,237,000円 (税込額 2,415,960円)	1,584,000円 (税込額 1,710,720円)		
	120 kmを超えるもの	2,237,000円(税込額 2,415,960円)に120kmを超え る20kmまでごとに 89,200円(税込額 96,336円)を加えた額	1,584,000円 (税込額 1,710,720円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 67,700円(税込額 73,116円)を 加えた額	2,376,000円 (税込額 2,566,080円)	1,691,000円 (税込額 1,826,280円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	494,500円 (税込額534,060円)	307,500円 (税込額332,100円)
	30 "	965,000円 (税込額1,042,200円)	583,000円 (税込額629,640円)
	40 "	1,253,500円 (税込額1,353,780円)	749,500円 (税込額809,460円)
	50 "	1,481,500円 (税込額1,600,020円)	884,500円 (税込額955,260円)
	60 "	1,708,500円 (税込額1,845,180円)	1,018,500円 (税込額1,099,980円)
	70 "	1,939,000円 (税込額2,094,120円)	1,151,000円 (税込額1,243,080円)
	80 "	2,168,000円 (税込額2,341,440円)	1,285,000円 (税込額1,387,800円)
	90 "	2,398,500円 (税込額2,590,380円)	1,420,000円 (税込額1,533,600円)
	100 "	2,625,500円 (税込額2,835,540円)	1,552,500円 (税込額1,676,700円)
	120 "	2,971,000円 (税込額3,208,680円)	1,754,500円 (税込額1,894,860円)
140 "	3,427,000円 (税込額3,701,160円)	2,018,500円 (税込額2,179,980円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	37,000 円(税込額 39,960 円)

(フ) 36Mb/sから40Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	610,000円 (税込額 658,800円)	395,000円 (税込額 426,600円)	610,000円 (税込額 658,800円)	395,000円 (税込額 426,600円)
	30 "	1,615,000円 (税込額 1,744,200円)	1,092,000円 (税込額 1,179,360円)	1,615,000円 (税込額 1,744,200円)	1,092,000円 (税込額 1,179,360円)
	40 "	1,743,000円 (税込額 1,882,440円)	1,264,000円 (税込額 1,365,120円)	1,743,000円 (税込額 1,882,440円)	1,264,000円 (税込額 1,365,120円)
	50 "	1,804,000円 (税込額 1,948,320円)	1,306,000円 (税込額 1,410,480円)	1,956,000円 (税込額 2,112,480円)	1,418,000円 (税込額 1,531,440円)
	60 "	1,901,000円 (税込額 2,053,080円)	1,378,000円 (税込額 1,488,240円)	2,111,000円 (税込額 2,279,880円)	1,530,000円 (税込額 1,652,400円)
	70 "	2,029,000円 (税込額 2,191,320円)	1,436,000円 (税込額 1,550,880円)	2,252,000円 (税込額 2,432,160円)	1,624,000円 (税込額 1,753,920円)
	80 "	2,102,000円 (税込額 2,270,160円)	1,489,000円 (税込額 1,608,120円)	2,377,000円 (税込額 2,567,160円)	1,708,000円 (税込額 1,844,640円)
	90 "	2,164,000円 (税込額 2,337,120円)	1,535,000円 (税込額 1,657,800円)	2,491,000円 (税込額 2,690,280円)	1,782,000円 (税込額 1,924,560円)
	100 "	2,225,000円 (税込額 2,403,000円)	1,577,000円 (税込額 1,703,160円)		
	120 "	2,289,000円 (税込額 2,472,120円)	1,620,000円 (税込額 1,749,600円)		
	120 kmを超えるもの	2,289,000円(税込額 2,472,120円)に120kmを超え る20kmまでごとに 94,100円(税込額 101,628円)を加えた額	1,620,000円 (税込額 1,749,600円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 72,100円(税込額 77,868円)を 加えた額	2,601,000円 (税込額 2,809,080円)	1,851,000円 (税込額 1,999,080円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	536,000円 (税込額578,880円)	333,000円 (税込額359,640円)
	30 "	1,048,000円 (税込額1,131,840円)	633,000円 (税込額683,640円)
	40 "	1,362,000円 (税込額1,470,960円)	814,000円 (税込額879,120円)
	50 "	1,610,000円 (税込額1,738,800円)	961,000円 (税込額1,037,880円)
	60 "	1,857,000円 (税込額2,005,560円)	1,107,000円 (税込額1,195,560円)
	70 "	2,108,000円 (税込額2,276,640円)	1,251,000円 (税込額1,351,080円)
	80 "	2,357,000円 (税込額2,545,560円)	1,397,000円 (税込額1,508,760円)
	90 "	2,608,000円 (税込額2,816,640円)	1,544,000円 (税込額1,667,520円)
	100 "	2,855,000円 (税込額3,083,400円)	1,688,000円 (税込額1,823,040円)
	120 "	3,231,000円 (税込額3,489,480円)	1,908,000円 (税込額2,060,640円)
140 "	3,727,000円 (税込額4,025,160円)	2,195,000円 (税込額2,370,600円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	40,000 円 (税込額 43,200 円)

(ツ) 41Mb/sから45Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	656,000円 (税込額 708,480円)	425,000円 (税込額 459,000円)	656,000円 (税込額 708,480円)	425,000円 (税込額 459,000円)
	30 "	1,745,000円 (税込額 1,884,600円)	1,100,000円 (税込額 1,188,000円)	1,745,000円 (税込額 1,884,600円)	1,180,000円 (税込額 1,274,400円)
	40 "	1,886,000円 (税込額 2,036,880円)	1,367,500円 (税込額 1,476,900円)	1,886,000円 (税込額 2,036,880円)	1,367,500円 (税込額 1,476,900円)
	50 "	2,042,000円 (税込額 2,205,360円)	1,480,000円 (税込額 1,598,400円)	2,118,000円 (税込額 2,287,440円)	1,535,500円 (税込額 1,658,340円)
	60 "	2,134,000円 (税込額 2,304,720円)	1,546,000円 (税込額 1,669,680円)	2,287,000円 (税込額 2,469,960円)	1,658,000円 (税込額 1,790,640円)
	70 "	2,262,000円 (税込額 2,442,960円)	1,601,000円 (税込額 1,729,080円)	2,442,000円 (税込額 2,637,360円)	1,761,000円 (税込額 1,901,880円)
	80 "	2,330,000円 (税込額 2,516,400円)	1,651,000円 (税込額 1,783,080円)	2,580,000円 (税込額 2,786,400円)	1,853,500円 (税込額 2,001,780円)
	90 "	2,389,000円 (税込額 2,580,120円)	1,694,000円 (税込額 1,829,520円)	2,705,000円 (税込額 2,921,400円)	1,935,000円 (税込額 2,089,800円)
	100 "	2,440,000円 (税込額 2,635,200円)	1,732,000円 (税込額 1,870,560円)		
	120 "	2,488,000円 (税込額 2,687,040円)	1,762,000円 (税込額 1,902,960円)		
	120 kmを超えるもの	2,488,000円 (税込額 2,687,040円) に 120km を超え る 20km までごと に 97,000円(税 込額 104,760 円)を加えた額	1,762,000円 (税込額 1,902,960円) に 120km を超え る 20km までごと に 72,100円(税 込額 77,868円) を加えた額	2,826,000円 (税込額 3,052,080円)	2,011,000円 (税込額 2,171,880円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	577,500円 (税込額623,700円)	358,500円 (税込額387,180円)
	30 "	1,131,000円 (税込額1,221,480円)	683,000円 (税込額737,640円)
	40 "	1,470,500円 (税込額1,588,140円)	878,500円 (税込額948,780円)
	50 "	1,738,500円 (税込額1,877,580円)	1,037,500円 (税込額1,120,500円)
	60 "	2,005,500円 (税込額2,165,940円)	1,195,500円 (税込額1,291,140円)
	70 "	2,277,000円 (税込額2,459,160円)	1,351,000円 (税込額1,459,080円)
	80 "	2,546,000円 (税込額2,749,680円)	1,509,000円 (税込額1,629,720円)
	90 "	2,817,500円 (税込額3,042,900円)	1,668,000円 (税込額1,801,440円)
	100 "	3,084,500円 (税込額3,331,260円)	1,823,500円 (税込額1,969,380円)
	120 "	3,491,000円 (税込額3,770,280円)	2,061,500円 (税込額2,226,420円)
140 "	4,027,000円 (税込額4,349,160円)	2,371,500円 (税込額2,561,220円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	43,000 円 (税込額 46,440 円)

(7) 46Mb/sから50Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	702,000円 (税込額758,160円)	455,000円 (税込額491,400円)	702,000円 (税込額758,160円)	455,000円 (税込額491,400円)
	30 "	1,875,000円 (税込額2,025,000円)	1,268,000円 (税込額1,369,440円)	1,875,000円 (税込額2,025,000円)	1,268,000円 (税込額1,369,440円)
	40 "	2,028,000円 (税込額2,190,240円)	1,471,000円 (税込額1,588,680円)	2,028,000円 (税込額2,190,240円)	1,471,000円 (税込額1,588,680円)
	50 "	2,280,000円 (税込額2,462,400円)	1,640,000円 (税込額1,771,200円)	2,280,000円 (税込額2,462,400円)	1,653,000円 (税込額1,785,240円)
	60 "	2,352,000円 (税込額2,540,160円)	1,705,000円 (税込額1,841,400円)	2,464,000円 (税込額2,661,120円)	1,786,000円 (税込額1,928,880円)
	70 "	2,479,000円 (税込額2,677,320円)	1,755,000円 (税込額1,895,400円)	2,632,000円 (税込額2,842,560円)	1,898,000円 (税込額2,049,840円)
	80 "	2,543,000円 (税込額2,746,440円)	1,802,000円 (税込額1,946,160円)	2,782,000円 (税込額3,004,560円)	1,999,000円 (税込額2,158,920円)
	90 "	2,599,000円 (税込額2,806,920円)	1,844,000円 (税込額1,991,520円)	2,919,000円 (税込額3,152,520円)	2,088,000円 (税込額2,255,040円)
	100 "	2,650,000円 (税込額2,862,000円)	1,879,000円 (税込額2,029,320円)		
	120 "	2,676,000円 (税込額2,890,080円)	1,894,000円 (税込額2,045,520円)		
	120 kmを超えるもの	2,676,000円(税込額2,890,080円)に120kmを超える20kmまでごとに97,800円(税込額105,624円)を加えた額	1,894,000円(税込額2,045,520円)に120kmを超える20kmまでごとに72,100円(税込額77,868円)を加えた額	3,051,000円 (税込額3,295,080円)	2,171,000円 (税込額2,344,680円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	619,000円 (税込額668,520円)	384,000円 (税込額414,720円)
	30 "	1,214,000円 (税込額1,311,120円)	733,000円 (税込額791,640円)
	40 "	1,579,000円 (税込額1,705,320円)	943,000円 (税込額1,018,440円)
	50 "	1,867,000円 (税込額2,016,360円)	1,114,000円 (税込額1,203,120円)
	60 "	2,154,000円 (税込額2,326,320円)	1,284,000円 (税込額1,386,720円)
	70 "	2,446,000円 (税込額2,641,680円)	1,451,000円 (税込額1,567,080円)
	80 "	2,735,000円 (税込額2,953,800円)	1,621,000円 (税込額1,750,680円)
	90 "	3,027,000円 (税込額3,269,160円)	1,792,000円 (税込額1,935,360円)
	100 "	3,314,000円 (税込額3,579,120円)	1,959,000円 (税込額2,115,720円)
	120 "	3,751,000円 (税込額4,051,080円)	2,215,000円 (税込額2,392,200円)
140 "	4,327,000円 (税込額4,673,160円)	2,548,000円 (税込額2,751,840円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1回線ごとに	46,000 円 (税込額 49,680 円)

(ト) 51Mb/sから60Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	746,800円 (税込額 806,544円)	479,400円 (税込額 517,752円)	746,800円 (税込額 806,544円)	479,400円 (税込額 517,752円)
	30 "	2,001,000円 (税込額 2,161,080円)	1,353,900円 (税込額 1,462,212円)	2,001,000円 (税込額 2,161,080円)	1,353,900円 (税込額 1,462,212円)
	40 "	2,163,000円 (税込額 2,336,040円)	1,567,200円 (税込額 1,692,576円)	2,163,000円 (税込額 2,336,040円)	1,567,200円 (税込額 1,692,576円)
	50 "	2,433,000円 (税込額 2,627,640円)	1,763,300円 (税込額 1,904,364円)	2,433,000円 (税込額 2,627,640円)	1,763,300円 (税込額 1,904,364円)
	60 "	2,632,000円 (税込額 2,842,560円)	1,906,800円 (税込額 2,059,344円)	2,632,000円 (税込額 2,842,560円)	1,906,800円 (税込額 2,059,344円)
	70 "	2,812,000円 (税込額 3,036,960円)	2,028,100円 (税込額 2,190,348円)	2,812,000円 (税込額 3,036,960円)	2,028,100円 (税込額 2,190,348円)
	80 "	2,974,000円 (税込額 3,211,920円)	2,135,300円 (税込額 2,306,124円)	2,974,000円 (税込額 3,211,920円)	2,135,300円 (税込額 2,306,124円)
	90 "	3,123,000円 (税込額 3,372,840円)	2,232,300円 (税込額 2,410,884円)	3,123,000円 (税込額 3,372,840円)	2,232,300円 (税込額 2,410,884円)
	100 "	3,266,000円 (税込額 3,527,280円)	2,323,200円 (税込額 2,509,056円)	3,266,000円 (税込額 3,527,280円)	2,323,200円 (税込額 2,509,056円)
	120 "	3,457,000円 (税込額 3,733,560円)	2,448,500円 (税込額 2,644,380円)		
	120 kmを超えるもの	3,457,000円(税込額 3,733,560円)に120kmを超 える20kmまでごと に117,200円(税込額 126,576円) を加えた額	2,448,500円(税込額 2,644,380円)に120kmを超 える20kmまでごと に90,500円(税込額 97,740円) を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	658,500円 (税込額711,180円)	411,000円 (税込額443,880円)
	30 "	1,294,400円 (税込額1,397,952円)	782,100円 (税込額844,668円)
	40 "	1,680,700円 (税込額1,815,156円)	1,007,600円 (税込額1,088,208円)
	50 "	1,990,100円 (税込額2,149,308円)	1,187,500円 (税込額1,282,500円)
	60 "	2,299,400円 (税込額2,483,352円)	1,368,500円 (税込額1,477,980円)
	70 "	2,608,800円 (税込額2,817,504円)	1,548,400円 (税込額1,672,272円)
	80 "	2,918,300円 (税込額3,151,764円)	1,729,400円 (税込額1,867,752円)
	90 "	3,227,600円 (税込額3,485,808円)	1,910,400円 (税込額2,063,232円)
	100 "	3,537,000円 (税込額3,819,960円)	2,090,400円 (税込額2,257,632円)
	120 "	4,002,000円 (税込額4,322,160円)	2,360,400円 (税込額2,549,232円)
140 "	4,619,900円 (税込額4,989,492円)	2,721,400円 (税込額2,939,112円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	48,400 円 (税込額 52,272 円)

(ナ) 61Mb/sから70Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	814,800円 (税込額879,984円)	523,400円 (税込額565,272円)	814,800円 (税込額879,984円)	523,400円 (税込額565,272円)
	30 "	2,208,000円 (税込額2,384,640円)	1,492,900円 (税込額1,612,332円)	2,208,000円 (税込額2,384,640円)	1,492,900円 (税込額1,612,332円)
	40 "	2,387,000円 (税込額2,577,960円)	1,729,200円 (税込額1,867,536円)	2,387,000円 (税込額2,577,960円)	1,729,200円 (税込額1,867,536円)
	50 "	2,686,000円 (税込額2,900,880円)	1,946,300円 (税込額2,102,004円)	2,686,000円 (税込額2,900,880円)	1,946,300円 (税込額2,102,004円)
	60 "	2,906,000円 (税込額3,138,480円)	2,104,800円 (税込額2,273,184円)	2,906,000円 (税込額3,138,480円)	2,104,800円 (税込額2,273,184円)
	70 "	3,105,000円 (税込額3,353,400円)	2,239,100円 (税込額2,418,228円)	3,105,000円 (税込額3,353,400円)	2,239,100円 (税込額2,418,228円)
	80 "	3,284,000円 (税込額3,546,720円)	2,358,300円 (税込額2,546,964円)	3,284,000円 (税込額3,546,720円)	2,358,300円 (税込額2,546,964円)
	90 "	3,448,000円 (税込額3,723,840円)	2,465,300円 (税込額2,662,524円)	3,448,000円 (税込額3,723,840円)	2,465,300円 (税込額2,662,524円)
	100 "	3,606,000円 (税込額3,894,480円)	2,565,200円 (税込額2,770,416円)	3,606,000円 (税込額3,894,480円)	2,565,200円 (税込額2,770,416円)
	120 "	3,817,000円 (税込額4,122,360円)	2,703,500円 (税込額2,919,780円)		
120 kmを超えるもの	3,817,000円(税込額4,122,360円)に120kmを超える20kmまでごとに132,000円(税込額142,560円)を加えた額	2,703,500円(税込額2,919,780円)に120kmを超える20kmまでごとに102,000円(税込額110,160円)を加えた額			

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	723,500円 (税込額781,380円)	451,000円 (税込額487,080円)
	30 "	1,428,400円 (税込額1,542,672円)	863,100円 (税込額932,148円)
	40 "	1,857,700円 (税込額2,006,316円)	1,113,600円 (税込額1,202,688円)
	50 "	2,201,100円 (税込額2,377,188円)	1,312,500円 (税込額1,417,500円)
	60 "	2,543,400円 (税込額2,746,872円)	1,513,500円 (税込額1,634,580円)
	70 "	2,886,800円 (税込額3,117,744円)	1,712,400円 (税込額1,849,392円)
	80 "	3,231,300円 (税込額3,489,804円)	1,913,400円 (税込額2,066,472円)
	90 "	3,573,600円 (税込額3,859,488円)	2,114,400円 (税込額2,283,552円)
	100 "	3,917,000円 (税込額4,230,360円)	2,314,400円 (税込額2,499,552円)
	120 "	4,432,000円 (税込額4,786,560円)	2,614,400円 (税込額2,823,552円)
140 "	5,118,900円 (税込額5,528,412円)	3,015,400円 (税込額3,256,632円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	52,400 円 (税込額 56,592 円)

(二) 71Mb/sから80Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	882,800円 (税込額 953,424円)	567,400円 (税込額 612,792円)	882,800円 (税込額 953,424円)	567,400円 (税込額 612,792円)
	30 "	2,414,000円 (税込額 2,607,120円)	1,631,900円 (税込額 1,762,452円)	2,414,000円 (税込額 2,607,120円)	1,631,900円 (税込額 1,762,452円)
	40 "	2,612,000円 (税込額 2,820,960円)	1,891,200円 (税込額 2,042,496円)	2,612,000円 (税込額 2,820,960円)	1,891,200円 (税込額 2,042,496円)
	50 "	2,938,000円 (税込額 3,173,040円)	2,129,300円 (税込額 2,299,644円)	2,938,000円 (税込額 3,173,040円)	2,129,300円 (税込額 2,299,644円)
	60 "	3,076,000円 (税込額 3,322,080円)	2,228,000円 (税込額 2,406,240円)	3,179,000円 (税込額 3,433,320円)	2,302,800円 (税込額 2,487,024円)
	70 "	3,325,000円 (税込額 3,591,000円)	2,354,000円 (税込額 2,542,320円)	3,397,000円 (税込額 3,668,760円)	2,450,100円 (税込額 2,646,108円)
	80 "	3,484,000円 (税込額 3,762,720円)	2,468,000円 (税込額 2,665,440円)	3,594,000円 (税込額 3,881,520円)	2,581,300円 (税込額 2,787,804円)
	90 "	3,629,000円 (税込額 3,919,320円)	2,571,000円 (税込額 2,776,680円)	3,774,000円 (税込額 4,075,920円)	2,698,300円 (税込額 2,914,164円)
	100 "	3,748,000円 (税込額 4,047,840円)	2,654,000円 (税込額 2,866,320円)	3,947,000円 (税込額 4,262,760円)	2,807,200円 (税込額 3,031,776円)
	120 "	3,908,000円 (税込額 4,220,640円)	2,768,000円 (税込額 2,989,440円)		
120 kmを超えるもの	3,908,000円(税込額 4,220,640円)に120kmを超え る20kmまでごとに 132,000円(税込額 142,560円)を 加えた額	2,768,000円(税込額 2,989,440円)に120kmを超 える20kmまでごと に102,000円(税込額 110,160円) を加えた額			

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	788,500円 (税込額851,580円)	491,200円 (税込額530,496円)
	30 "	1,562,400円 (税込額1,687,392円)	944,100円 (税込額1,019,628円)
	40 "	2,034,700円 (税込額2,197,476円)	1,219,600円 (税込額1,317,168円)
	50 "	2,412,100円 (税込額2,605,068円)	1,437,500円 (税込額1,552,500円)
	60 "	2,787,400円 (税込額3,010,392円)	1,658,500円 (税込額1,791,180円)
	70 "	3,164,800円 (税込額3,417,984円)	1,876,400円 (税込額2,026,512円)
	80 "	3,544,300円 (税込額3,827,844円)	2,097,400円 (税込額2,265,192円)
	90 "	3,919,600円 (税込額4,233,168円)	2,318,400円 (税込額2,503,872円)
	100 "	4,297,000円 (税込額4,640,760円)	2,538,400円 (税込額2,741,472円)
	120 "	4,862,000円 (税込額5,250,960円)	2,868,400円 (税込額3,097,872円)
140 "	5,617,900円 (税込額6,067,332円)	3,309,400円 (税込額3,574,152円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	56,400 円 (税込額 60,912 円)

(ヌ) 81Mb/sから90Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	950,800円 (税込額 1,026,864円)	611,400円 (税込額 660,312円)	950,800円 (税込額 1,026,864円)	611,400円 (税込額 660,312円)
	30 "	2,620,000円 (税込額 2,829,600円)	1,770,900円 (税込額 1,912,572円)	2,620,000円 (税込額 2,829,600円)	1,770,900円 (税込額 1,912,572円)
	40 "	2,836,000円 (税込額 3,062,880円)	2,053,200円 (税込額 2,217,456円)	2,836,000円 (税込額 3,062,880円)	2,053,200円 (税込額 2,217,456円)
	50 "	3,191,000円 (税込額 3,446,280円)	2,312,300円 (税込額 2,497,284円)	3,191,000円 (税込額 3,446,280円)	2,312,300円 (税込額 2,497,284円)
	60 "	3,246,000円 (税込額 3,505,680円)	2,351,000円 (税込額 2,539,080円)	3,453,000円 (税込額 3,729,240円)	2,500,800円 (税込額 2,700,864円)
	70 "	3,487,000円 (税込額 3,765,960円)	2,469,000円 (税込額 2,666,520円)	3,690,000円 (税込額 3,985,200円)	2,661,100円 (税込額 2,873,988円)
	80 "	3,640,000円 (税込額 3,931,200円)	2,579,000円 (税込額 2,785,320円)	3,904,000円 (税込額 4,216,320円)	2,804,300円 (税込額 3,028,644円)
	90 "	3,779,000円 (税込額 4,081,320円)	2,677,000円 (税込額 2,891,160円)	4,100,000円 (税込額 4,428,000円)	2,931,300円 (税込額 3,165,804円)
	100 "	3,872,000円 (税込額 4,181,760円)	2,742,000円 (税込額 2,961,360円)		
	120 "	4,000,000円 (税込額 4,320,000円)	2,833,000円 (税込額 3,059,640円)		
	120 kmを超えるもの	4,000,000円 (税込額 4,320,000円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 132,000円(税 込額 142,560 円)を加えた額	2,833,000円 (税込額 3,059,640円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 102,000円(税 込額 110,160 円)を加えた額	4,287,000円 (税込額 4,629,960円)	3,049,200円 (税込額 3,293,136円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	853,500円 (税込額921,780円)	531,000円 (税込額573,480円)
	30 "	1,696,400円 (税込額1,832,112円)	1,025,100円 (税込額1,107,108円)
	40 "	2,211,700円 (税込額2,388,636円)	1,325,600円 (税込額1,431,648円)
	50 "	2,623,100円 (税込額2,832,948円)	1,562,500円 (税込額1,687,500円)
	60 "	3,031,400円 (税込額3,273,912円)	1,803,500円 (税込額1,947,780円)
	70 "	3,442,800円 (税込額3,718,224円)	2,040,400円 (税込額2,203,632円)
	80 "	3,857,300円 (税込額4,165,884円)	2,281,400円 (税込額2,463,912円)
	90 "	4,265,600円 (税込額4,606,848円)	2,522,400円 (税込額2,724,192円)
	100 "	4,677,000円 (税込額5,051,160円)	2,762,400円 (税込額2,983,392円)
	120 "	5,292,000円 (税込額5,715,360円)	3,122,400円 (税込額3,372,192円)
140 "	6,116,900円 (税込額6,606,252円)	3,603,400円 (税込額3,891,672円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1回線ごとに	60,400円(税込額 65,232円)

(※) 91Mb/sから100Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	1,018,800円 (税込額 1,100,304円)	655,400円 (税込額 707,832円)	1,018,800円 (税込額 1,100,304円)	655,400円 (税込額 707,832円)
	30 "	2,827,000円 (税込額 3,053,160円)	1,909,900円 (税込額 2,062,692円)	2,827,000円 (税込額 3,053,160円)	1,909,900円 (税込額 2,062,692円)
	40 "	3,061,000円 (税込額 3,305,880円)	2,215,200円 (税込額 2,392,416円)	3,061,000円 (税込額 3,305,880円)	2,215,200円 (税込額 2,392,416円)
	50 "	3,251,000円 (税込額 3,511,080円)	2,354,000円 (税込額 2,542,320円)	3,443,000円 (税込額 3,718,440円)	2,495,300円 (税込額 2,694,924円)
	60 "	3,416,000円 (税込額 3,689,280円)	2,473,000円 (税込額 2,670,840円)	3,727,000円 (税込額 4,025,160円)	2,698,800円 (税込額 2,914,704円)
	70 "	3,651,000円 (税込額 3,943,080円)	2,585,000円 (税込額 2,791,800円)	3,982,000円 (税込額 4,300,560円)	2,872,100円 (税込額 3,101,868円)
	80 "	3,795,000円 (税込額 4,098,600円)	2,689,000円 (税込額 2,904,120円)	4,214,000円 (税込額 4,551,120円)	3,027,300円 (税込額 3,269,484円)
	90 "	3,928,000円 (税込額 4,242,240円)	2,783,000円 (税込額 3,005,640円)	4,425,000円 (税込額 4,779,000円)	3,164,300円 (税込額 3,417,444円)
	100 "	3,997,000円 (税込額 4,316,760円)	2,830,000円 (税込額 3,056,400円)		
	120 "	4,091,000円 (税込額 4,418,280円)	2,898,000円 (税込額 3,129,840円)		
	120 kmを超えるもの	4,091,000円 (税込額 4,418,280円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 132,000円(税込額 142,560円)を加えた額	2,898,000円(税込額 3,129,840円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 102,000円(税込額 110,160円)を加えた額	4,628,000円 (税込額 4,998,240円)	3,291,200円 (税込額 3,554,496円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	918,500円 (税込額991,980円)	571,000円 (税込額616,680円)
	30 "	1,830,400円 (税込額1,976,832円)	1,106,100円 (税込額1,194,588円)
	40 "	2,388,700円 (税込額2,579,796円)	1,431,600円 (税込額1,546,128円)
	50 "	2,834,100円 (税込額3,060,828円)	1,687,500円 (税込額1,822,500円)
	60 "	3,275,400円 (税込額3,537,432円)	1,948,500円 (税込額2,104,380円)
	70 "	3,720,800円 (税込額4,018,464円)	2,204,400円 (税込額2,380,752円)
	80 "	4,170,300円 (税込額4,503,924円)	2,465,400円 (税込額2,662,632円)
	90 "	4,611,600円 (税込額4,980,528円)	2,726,400円 (税込額2,944,512円)
	100 "	5,057,000円 (税込額5,461,560円)	2,986,400円 (税込額3,225,312円)
	120 "	5,722,000円 (税込額6,179,760円)	3,376,400円 (税込額3,646,512円)
140 "	6,615,900円 (税込額7,145,172円)	3,897,400円 (税込額4,209,192円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1回線ごとに	64,400円(税込額 69,552円)

(/) 101Mb/sから110Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	1,086,800円 (税込額 1,173,744円)	699,400円 (税込額 755,352円)	1,086,800円 (税込額 1,173,744円)	699,400円 (税込額 755,352円)
	30 "	3,032,000円 (税込額 3,274,560円)	2,048,900円 (税込額 2,212,812円)	3,032,000円 (税込額 3,274,560円)	2,048,900円 (税込額 2,212,812円)
	40 "	3,285,000円 (税込額 3,547,800円)	2,377,200円 (税込額 2,567,376円)	3,285,000円 (税込額 3,547,800円)	2,377,200円 (税込額 2,567,376円)
	50 "	3,575,000円 (税込額 3,861,000円)	2,589,000円 (税込額 2,796,120円)	3,696,000円 (税込額 3,991,680円)	2,678,300円 (税込額 2,892,564円)
	60 "	3,795,000円 (税込額 4,098,600円)	2,748,000円 (税込額 2,967,840円)	4,000,000円 (税込額 4,320,000円)	2,896,800円 (税込額 3,128,544円)
	70 "	4,041,000円 (税込額 4,364,280円)	2,861,000円 (税込額 3,089,880円)	4,275,000円 (税込額 4,617,000円)	3,083,100円 (税込額 3,329,748円)
	80 "	4,176,000円 (税込額 4,510,080円)	2,959,000円 (税込額 3,195,720円)	4,523,000円 (税込額 4,884,840円)	3,250,300円 (税込額 3,510,324円)
	90 "	4,298,000円 (税込額 4,641,840円)	3,046,000円 (税込額 3,289,680円)	4,751,000円 (税込額 5,131,080円)	3,397,300円 (税込額 3,669,084円)
	100 "	4,374,000円 (税込額 4,723,920円)	3,097,000円 (税込額 3,344,760円)		
	120 "	4,472,000円 (税込額 4,829,760円)	3,168,000円 (税込額 3,421,440円)		
	120 kmを超えるもの	4,472,000円(税込額 4,829,760円)に120kmを超え る20kmまでごとに 132,000円(税込額 142,560円)を加えた額	3,168,000円(税込額 3,421,440円)に 120kmを超える 20kmまでごとに 102,000円(税込額 110,160円)を加えた額	4,968,000円 (税込額 5,365,440円)	3,533,200円 (税込額 3,815,856円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	983,500円 (税込額 1,062,180円)	611,000円 (税込額 659,880円)
	30 "	1,964,400円 (税込額 2,121,552円)	1,187,100円 (税込額 1,282,068円)
	40 "	2,565,700円 (税込額 2,770,956円)	1,537,600円 (税込額 1,660,608円)
	50 "	3,045,100円 (税込額 3,288,708円)	1,812,500円 (税込額 1,957,500円)
	60 "	3,519,400円 (税込額 3,800,952円)	2,093,500円 (税込額 2,260,980円)
	70 "	3,998,800円 (税込額 4,318,704円)	2,368,400円 (税込額 2,557,872円)
	80 "	4,483,300円 (税込額 4,841,964円)	2,649,400円 (税込額 2,861,352円)
	90 "	4,957,600円 (税込額 5,354,208円)	2,930,400円 (税込額 3,164,832円)
	100 "	5,437,000円 (税込額 5,871,960円)	3,210,400円 (税込額 3,467,232円)
	120 "	6,152,000円 (税込額 6,644,160円)	3,630,400円 (税込額 3,920,832円)
140 "	7,114,900円 (税込額 7,684,092円)	4,191,400円 (税込額 4,526,712円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	68,400 円 (税込額 73,872 円)

(ハ) 111Mb/sから120Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの		
	通常クラス	エコミ-クラス	通常クラス	エコミ-クラス	
回 線 距 離	15 km までのもの	1,154,800円 (税込額 1,247,184円)	743,400円 (税込額 802,872円)	1,154,800円 (税込額 1,247,184円)	743,400円 (税込額 802,872円)
	30 "	3,238,000円 (税込額 3,497,040円)	2,187,900円 (税込額 2,362,932円)	3,238,000円 (税込額 3,497,040円)	2,187,900円 (税込額 2,362,932円)
	40 "	3,509,000円 (税込額 3,789,720円)	2,539,200円 (税込額 2,742,336円)	3,509,000円 (税込額 3,789,720円)	2,539,200円 (税込額 2,742,336円)
	50 "	3,884,000円 (税込額 4,194,720円)	2,813,000円 (税込額 3,038,040円)	3,949,000円 (税込額 4,264,920円)	2,861,300円 (税込額 3,090,204円)
	60 "	4,157,000円 (税込額 4,489,560円)	3,010,000円 (税込額 3,250,800円)	4,362,000円 (税込額 4,710,960円)	3,094,800円 (税込額 3,342,384円)
	70 "	4,413,000円 (税込額 4,766,040円)	3,124,000円 (税込額 3,373,920円)	4,568,000円 (税込額 4,933,440円)	3,294,100円 (税込額 3,557,628円)
	80 "	4,538,000円 (税込額 4,901,040円)	3,216,000円 (税込額 3,473,280円)	4,833,000円 (税込額 5,219,640円)	3,473,300円 (税込額 3,751,164円)
	90 "	4,652,000円 (税込額 5,024,160円)	3,296,000円 (税込額 3,559,680円)	5,076,000円 (税込額 5,482,080円)	3,630,300円 (税込額 3,920,724円)
	100 "	4,732,000円 (税込額 5,110,560円)	3,352,000円 (税込額 3,620,160円)		
	120 "	4,833,000円 (税込額 5,219,640円)	3,424,000円 (税込額 3,697,920円)		
	120 kmを超えるもの	4,833,000円(税込額5,219,640円)に120kmを超える20kmまでごとに132,000円(税込額142,560円)を加えた額	3,424,000円(税込額3,697,920円)に120kmを超える20kmまでごとに102,000円(税込額110,160円)を加えた額	5,309,000円(税込額5,733,720円)	3,775,200円(税込額4,077,216円)

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	1,048,500円 (税込額1,132,380円)	651,000円 (税込額703,080円)
	30 "	2,098,400円 (税込額2,266,272円)	1,268,100円 (税込額1,369,548円)
	40 "	2,742,700円 (税込額2,962,116円)	1,643,600円 (税込額1,775,088円)
	50 "	3,256,100円 (税込額3,516,588円)	1,937,500円 (税込額2,092,500円)
	60 "	3,763,400円 (税込額4,064,472円)	2,238,500円 (税込額2,417,580円)
	70 "	4,276,800円 (税込額4,618,944円)	2,532,400円 (税込額2,734,992円)
	80 "	4,796,300円 (税込額5,180,004円)	2,833,400円 (税込額3,060,072円)
	90 "	5,303,600円 (税込額5,727,888円)	3,134,400円 (税込額3,385,152円)
	100 "	5,817,000円 (税込額6,282,360円)	3,434,400円 (税込額3,709,152円)
	120 "	6,582,000円 (税込額7,108,560円)	3,884,400円 (税込額4,195,152円)
140 "	7,613,900円 (税込額8,223,012円)	4,485,400円 (税込額4,844,232円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1回線ごとに	72,400円(税込額 78,192円)

(七) 121Mb/sから130Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外のとき

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	1,222,800円 (税込額 1,320,624円)	787,400円 (税込額 850,392円)	1,222,800円 (税込額 1,320,624円)	787,400円 (税込額 850,392円)
	30 "	3,444,000円 (税込額 3,719,520円)	2,326,900円 (税込額 2,513,052円)	3,444,000円 (税込額 3,719,520円)	2,326,900円 (税込額 2,513,052円)
	40 "	3,734,000円 (税込額 4,032,720円)	2,701,200円 (税込額 2,917,296円)	3,734,000円 (税込額 4,032,720円)	2,701,200円 (税込額 2,917,296円)
	50 "	4,176,000円 (税込額 4,510,080円)	3,024,000円 (税込額 3,265,920円)	4,201,000円 (税込額 4,537,080円)	3,044,300円 (税込額 3,287,844円)
	60 "	4,499,000円 (税込額 4,858,920円)	3,257,000円 (税込額 3,517,560円)	4,548,000円 (税込額 4,911,840円)	3,292,800円 (税込額 3,556,224円)
	70 "	4,764,000円 (税込額 5,145,120円)	3,372,000円 (税込額 3,641,760円)	4,860,000円 (税込額 5,248,800円)	3,505,100円 (税込額 3,785,508円)
	80 "	4,879,000円 (税込額 5,269,320円)	3,458,000円 (税込額 3,734,640円)	5,143,000円 (税込額 5,554,440円)	3,696,300円 (税込額 3,992,004円)
	90 "	4,985,000円 (税込額 5,383,800円)	3,533,000円 (税込額 3,815,640円)	5,402,000円 (税込額 5,834,160円)	3,863,300円 (税込額 4,172,364円)
	100 "	5,072,000円 (税込額 5,477,760円)	3,592,000円 (税込額 3,879,360円)	5,649,000円 (税込額 6,100,920円)	4,017,200円 (税込額 4,338,576円)
	120 "	5,175,000円 (税込額 5,589,000円)	3,666,000円 (税込額 3,959,280円)		
	120 kmを超えるもの	5,175,000円(税込額5,589,000円)に120kmを超える20kmまでごとに132,000円(税込額142,560円)を加えた額	3,666,000円(税込額3,959,280円)に120kmを超える20kmまでごとに102,000円(税込額110,160円)を加えた額		

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	1,113,500円 (税込額1,202,580円)	691,000円 (税込額746,280円)
	30 "	2,232,400円 (税込額2,410,992円)	1,349,100円 (税込額1,457,028円)
	40 "	2,919,700円 (税込額3,153,276円)	1,749,600円 (税込額1,889,568円)
	50 "	3,467,100円 (税込額3,744,468円)	2,062,500円 (税込額2,227,500円)
	60 "	4,007,400円 (税込額4,327,992円)	2,383,500円 (税込額2,574,180円)
	70 "	4,554,800円 (税込額4,919,184円)	2,696,400円 (税込額2,912,112円)
	80 "	5,109,300円 (税込額5,518,044円)	3,017,400円 (税込額3,258,792円)
	90 "	5,649,600円 (税込額6,101,568円)	3,338,400円 (税込額3,605,472円)
	100 "	6,197,000円 (税込額6,692,760円)	3,658,400円 (税込額3,951,072円)
	120 "	7,012,000円 (税込額7,572,960円)	4,138,400円 (税込額4,469,472円)
140 "	8,112,900円 (税込額8,761,932円)	4,779,400円 (税込額5,161,752円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	76,400 円 (税込額 82,512 円)

(7) 131Mb/sから135Mb/sのもの

A 中継回線によるもの

①その専用回線が接続専用回線以外するとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		右欄以外のもの		その専用回線が同一府県内に 終始するもの	
		通常クラス	エコミークラス	通常クラス	エコミークラス
回 線 距 離	15 km までのもの	1,290,800円 (税込額 1,394,064円)	831,400円 (税込額 897,912円)	1,290,800円 (税込額 1,394,064円)	831,400円 (税込額 897,912円)
	30 "	3,651,000円 (税込額 3,943,080円)	2,465,900円 (税込額 2,663,172円)	3,651,000円 (税込額 3,943,080円)	2,465,900円 (税込額 2,663,172円)
	40 "	3,958,000円 (税込額 4,274,640円)	2,863,200円 (税込額 3,092,256円)	3,958,000円 (税込額 4,274,640円)	2,863,200円 (税込額 3,092,256円)
	50 "	4,454,000円 (税込額 4,810,320円)	3,227,300円 (税込額 3,485,484円)	4,454,000円 (税込額 4,810,320円)	3,227,300円 (税込額 3,485,484円)
	60 "	4,822,000円 (税込額 5,207,760円)	3,490,800円 (税込額 3,770,064円)	4,822,000円 (税込額 5,207,760円)	3,490,800円 (税込額 3,770,064円)
	70 "	5,095,000円 (税込額 5,502,600円)	3,607,000円 (税込額 3,895,560円)	5,153,000円 (税込額 5,565,240円)	3,716,100円 (税込額 4,013,388円)
	80 "	5,203,000円 (税込額 5,619,240円)	3,687,000円 (税込額 3,981,960円)	5,453,000円 (税込額 5,889,240円)	3,919,300円 (税込額 4,232,844円)
	90 "	5,302,000円 (税込額 5,726,160円)	3,757,000円 (税込額 4,057,560円)	5,728,000円 (税込額 6,186,240円)	4,096,300円 (税込額 4,424,004円)
	100 "	5,394,000円 (税込額 5,825,520円)	3,820,000円 (税込額 4,125,600円)		
	120 "	5,499,000円 (税込額 5,938,920円)	3,896,000円 (税込額 4,207,680円)	5,990,000円 (税込額 6,469,200円)	4,259,200円 (税込額 4,599,936円)
120 kmを超えるもの	5,499,000円(税込額5,938,920円)に120kmを超える20kmまでごとに132,000円(税込額142,560円)を加えた額	3,896,000円(税込額4,207,680円)に120kmを超える20kmまでごとに102,000円(税込額110,160円)を加えた額			

②その専用回線が接続専用回線であるとき

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額	
		通常クラス	エコミ-クラス
回 線 距 離	15 km までのもの	1,178,500円 (税込額1,272,780円)	731,000円 (税込額789,480円)
	30 "	2,366,400円 (税込額2,555,712円)	1,430,100円 (税込額1,544,508円)
	40 "	3,096,700円 (税込額3,344,436円)	1,855,600円 (税込額2,004,048円)
	50 "	3,678,100円 (税込額3,972,348円)	2,187,500円 (税込額2,362,500円)
	60 "	4,251,400円 (税込額4,591,512円)	2,528,500円 (税込額2,730,780円)
	70 "	4,832,800円 (税込額5,219,424円)	2,860,400円 (税込額3,089,232円)
	80 "	5,422,300円 (税込額5,856,084円)	3,201,400円 (税込額3,457,512円)
	90 "	5,995,600円 (税込額6,475,248円)	3,542,400円 (税込額3,825,792円)
	100 "	6,577,000円 (税込額7,103,160円)	3,882,400円 (税込額4,192,992円)
	120 "	7,442,000円 (税込額8,037,360円)	4,392,400円 (税込額4,743,792円)
140 "	8,611,900円 (税込額9,300,852円)	5,073,400円 (税込額5,479,272円)	

B 端末回線のみによるもの

月 額

単 位	料 金 額
専用回線 1 回線ごとに	80,400 円 (税込額 86,832 円)

2-2 加算額

月 額

料金種別	単 位	区 分	料 金 額	
(1) 回線内速度設定専用料	専用回線1回線ごとに	—	1,000円 (税込額 1,080円)	
(2) 区域外線路専用料	専用回線の各終端につき区域外線路100mまでごとに	—	1,000円 (税込額 1,080円)	
(3) 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する 実費	
(4) 特別電気通信設備専用料	—	—	別に算定する 実費	
(5) 回線終端装置専用料	1台ごとに	端末側インタフェースがメトリックケーブルのもの	11,000円 (税込額 11,880円)	
		端末側インタフェースが同軸ケーブルのもの	20,000円 (税込額 21,600円)	
		端末側インタフェースが光ケーブルのもの	I型	33,000円 (税込額 35,640円)
			II型	29,000円 (税込額 31,320円)
		端末側インタフェースがイーサネット接続のもの	25,000円 (税込額 27,000円)	
	備考	1 端末側インタフェースが光ケーブルのものI型及びII型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATM-Forum準拠のものをいいます。 2 端末側インタフェースがイーサネット接続のものは、次の場合には利用できません。 (1) 回線内速度設定を利用するとき。 (2) 端末回線多重を利用するとき。		
(6) 回線接続装置専用料	1台ごとに	I型	42,000円 (税込額 45,360円)	
		II型	38,000円 (税込額 41,040円)	
	備考	(7) 2芯式の端末回線の終端に限り提供します。 (イ) I型及びII型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATM-Forum準拠のものをいいます。		
(7) 配線設備専用料	1配線ごとに	—	2,000円 (税込額 2,160円)	
	備考	2芯式の端末回線に限り提供します。		
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。				

第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料（基本料、加算料）又は加算額

日 額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される  
料金額の10分の1

#### 第4類 高速イーサネット専用サービスに関する料金

##### 第1 適用

区 分	内 容																																																																			
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>ア イ以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5Mb/sのもの</td><td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Mb/sのもの</td><td>1Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2Mb/sのもの</td><td>2Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3Mb/sのもの</td><td>3Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4Mb/sのもの</td><td>4Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5Mb/sのもの</td><td>5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>6Mb/sのもの</td><td>6Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>7Mb/sのもの</td><td>7Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>8Mb/sのもの</td><td>8Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>9Mb/sのもの</td><td>9Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>10Mb/sのもの</td><td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>20Mb/sのもの</td><td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>30Mb/sのもの</td><td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>40Mb/sのもの</td><td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>50Mb/sのもの</td><td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>60Mb/sのもの</td><td>60Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>70Mb/sのもの</td><td>70Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>80Mb/sのもの</td><td>80Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>90Mb/sのもの</td><td>90Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100Mb/sのもの</td><td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>200Mb/sのもの</td><td>200Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300Mb/sのもの</td><td>300Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400Mb/sのもの</td><td>400Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>500Mb/sのもの</td><td>500Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>600Mb/sのもの</td><td>600Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>700Mb/sのもの</td><td>700Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>800Mb/sのもの</td><td>800Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>900Mb/sのもの</td><td>900Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>超高速品目</td><td>1Gb/sのもの</td><td>1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td></td><td>10Gb/sのもの</td><td>10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td></td><td>100Gb/sのもの</td><td>100Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	0.5Mb/sのもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/sのもの	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/sのもの	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/sのもの	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4Mb/sのもの	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/sのもの	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6Mb/sのもの	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7Mb/sのもの	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8Mb/sのもの	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9Mb/sのもの	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/sのもの	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/sのもの	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/sのもの	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/sのもの	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60Mb/sのもの	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70Mb/sのもの	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80Mb/sのもの	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	90Mb/sのもの	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	200Mb/sのもの	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300Mb/sのもの	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400Mb/sのもの	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500Mb/sのもの	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	600Mb/sのもの	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	700Mb/sのもの	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	800Mb/sのもの	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	900Mb/sのもの	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	超高速品目	1Gb/sのもの	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの		10Gb/sのもの	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの		100Gb/sのもの	100Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																																																		
0.5Mb/sのもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
1Mb/sのもの	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
2Mb/sのもの	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
3Mb/sのもの	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
4Mb/sのもの	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
5Mb/sのもの	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
6Mb/sのもの	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
7Mb/sのもの	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
8Mb/sのもの	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
9Mb/sのもの	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
20Mb/sのもの	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
30Mb/sのもの	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
40Mb/sのもの	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
50Mb/sのもの	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
60Mb/sのもの	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
70Mb/sのもの	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
80Mb/sのもの	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
90Mb/sのもの	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
200Mb/sのもの	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
300Mb/sのもの	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
400Mb/sのもの	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
500Mb/sのもの	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
600Mb/sのもの	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
700Mb/sのもの	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
800Mb/sのもの	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
900Mb/sのもの	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																			
超高速品目	1Gb/sのもの	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																		
	10Gb/sのもの	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																		
	100Gb/sのもの	100Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																																																		
	<p>備考</p> <p>1 専用契約者が指定することができる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。</p> <p>2 当社は、高速イーサネット専用サービスの専用回線(200Mb/sから100Gb/sまでの品目に限り</p>																																																																			

ます。)の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

イ 専用回線の片端が特定サービス取扱局内に終端するもの

品目	内容
0.5Mb/sのもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/sのもの	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2Mb/sのもの	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/sのもの	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4Mb/sのもの	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5Mb/sのもの	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/sのもの	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7Mb/sのもの	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/sのもの	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9Mb/sのもの	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/sのもの	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/sのもの	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/sのもの	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/sのもの	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/sのもの	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/sのもの	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/sのもの	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/sのもの	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/sのもの	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/sのもの	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/sのもの	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/sのもの	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/sのもの	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/sのもの	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/sのもの	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/sのもの	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
高速品目	備考 1 専用契約者が指定することができる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める特定サービス取扱局の収容地点内に限ります。

(2) 回線距離の測定

回線距離は、高速デジタル伝送サービスの高速品目の場合に準じて測定します。

(3) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 高速イーサネット専用サービスには、異経路によるもの並びに長期利用契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。  
イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第 67 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定に係らず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）

に相当する額を、一括して支払っていただきます。

ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

エ ウの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に新設等の専用回線の料金乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

(4) 長期継続利用に係る基本額の適用

ア 当社は、専用契約者から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、第2（料金額）の1（基本額）の額（この表の（3）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）
(7) 3年利用	3年間	第2の1の額に0.07を乗じて得た額
(4) 6年利用	6年間	第2の1の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本額については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。こ

の場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

の満了前に専用サービスの品目の変更若しくは専用回線の移転によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払を要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払を要する額とします。

区 分	支払を要する額
(ア) 品目の変更等により基本額が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の基本額の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本額から減少後の長期継続利用適用後の基本額を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本額に 0.35 を乗じて得た額

(注) この項の「残余の期間」とは満了日までの期間をいいます。

(5) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、高速イーサネット専用サービスに係る専用回線（接続専用回線を除きます。以下この(5)欄から(8)欄まで同じとします。）の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（約款第 77 条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その時刻とします。）とします。）から起算して 1 時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は約款第 67 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定を適用します。

(ア) 約款第 61 条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。

(イ) 約款第 63 条（利用中止）第 1 項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。

イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回

線等を全く利用できない状態が連続した時点における、第2(料金額)に規定する料金(この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)の合計額(以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上 2時間未満	10 %
2時間以上 4時間未満	20 %
4時間以上 6時間未満	30 %
6時間以上 8時間未満	40 %
8時間以上72時間未満	50 %
72時間以上	100 %

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下、「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る料金(その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。)の額(約款第67条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(6)欄から(8)欄までの規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。

(6) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用

- ア 当社は、高速イーサネット専用サービスに係る専用回線の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることを専用契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその専用契約者との協議により定めたもの）に通知しなかったときに限り、その専用契約に係る料金（以下、「故障通知時間返還料金額」といいます。）を返還します。ただし、次の場合には、この限りではありません。
- (7) 約款第61条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。
  - (イ) 約款第63条（利用中止）第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。
  - (ウ) 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内に約款第77条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたとき。
  - (エ) 約款第77条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたことにより、当社がその専用回線等を全く利用できない状態であることを知ったとき。
  - (オ) 当社の責めによらない理由により、当社からその連絡先に通知ができないとき。
- イ アに規定する故障通知時間返還料金額は、その専用回線等が全く利用できない状態であることを当社が知った時点における、第2（料金額）に規定する基本額（基本回線専用料）（この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下、「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額とします。
- ウ 当社は、イの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下、「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。
- (ア) (イ) 以外の場合
- その暦月におけるその専用契約に係る料金（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。）の額（約款第67条第2項第2号及び第3

	<p>項第 2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の 7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)</p> <p>(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その専用回線等が全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその故障をその専用契約者に通知しなかった場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(5)欄又は(7)欄から(8)欄までの規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障通知時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(7) サービス品質(稼働率)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した稼働率(専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態が生じた場合の時間(そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。))を1の暦月ごとに合算した時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)</p> <p>について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、1の暦月における高速イーサネット専用サービスの基本額(基本回線専用料)(この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則の2の規定(約款第67条(料金の支払義務)第2項第2号又は第3項第2号の規定に係るものを除きます。))による場合は、適用した後の額とします。)に次表に定める料金返還率を乗じて得た金額(以下、「稼働率返還料金額」といいます。)をその専用契約者に返還します。</p> <p>ただし、その状態が生じた場合において約款第61条(接続専用回線の接続休止)又は約款第63条(利用中止)</p>

があったときは、この限りではありません。

稼働率	料金返還率
99.80%以上99.99%未満	1/90
98.00%以上99.80%未満	1/30
95.00%以上98.00%未満	1/10
90.00%以上95.00%未満	1/5
90.00%未満	1/1

イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(5)欄から(6)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の稼働率返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。

(8) サービス品質(開通遅延期間)に係る料金の適用

ア 当社は、約款第12条(専用申込の承諾)の規定により高速イーサネット専用サービスに係る回線の専用契約の申込を承諾した場合において、当社とその専用契約者とその専用回線の提供の開始を合意した日(以下この欄において「開通予定日」といいます。)に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数(開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用契約に係る料金(以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。)を返還します。

イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における第2(料金額)に規定する料金(この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。)の合計額(以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上 15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金変換率に1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上 28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金変換率に15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日	50%

ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下、「開通遅延期間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

	<p>(ア) (イ) 以外の場合</p> <p>その専用回線の提供を開始した日を含む暦月におけるその専用契約に係る料金（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。）の額（約款第67条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合</p> <p>その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ この欄の規定及びこの表の(5)欄から(7)欄までの規定のうちいずれか2以上を1の暦月に同時に適用する場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、故障通知時間返還料金額、稼働率返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
(9) 配線設備に係る料金の適用	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。</p> <p>ア 専用回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>
(10) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	<p>回線距離測定局の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外にある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合並びに当社が提供する特別電気通信設備及び回線接続装置を利用している場合の料金の適用については、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。</p>
(11) 特定協定事業者との相互接続に係る料金額の適用	<p>特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、当社及び特定協定事業者の専用サービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、第2（料金額）1 アに定める額を適用します。</p>

## 第2 料金額

### 1 基本額（基本回線専用料）

ア イ以外のもの

(ア) 0.5Mb/s, 1Mb/s又は2Mb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		0.5Mb/sのもの	1Mb/sのもの	2Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	72,000円 (税込額 77,760円)	86,000円 (税込額 92,880円)	106,000円 (税込額 114,480円)
	30 "	94,000円 (税込額 101,520円)	110,000円 (税込額 118,800円)	136,000円 (税込額 146,880円)
	40 "	102,000円 (税込額 110,160円)	120,000円 (税込額 129,600円)	148,000円 (税込額 159,840円)
	50 "	110,000円 (税込額 118,800円)	130,000円 (税込額 140,400円)	158,000円 (税込額 170,640円)
	60 "	118,000円 (税込額 127,440円)	140,000円 (税込額 151,200円)	170,000円 (税込額 183,600円)
	70 "	126,000円 (税込額 136,080円)	150,000円 (税込額 162,000円)	182,000円 (税込額 196,560円)
	80 "	134,000円 (税込額 144,720円)	158,000円 (税込額 170,640円)	194,000円 (税込額 209,520円)
	90 "	140,000円 (税込額 151,200円)	164,000円 (税込額 177,120円)	200,000円 (税込額 216,000円)
	100 "	144,000円 (税込額 155,520円)	168,000円 (税込額 181,440円)	206,000円 (税込額 222,480円)
	120 "	148,000円 (税込額 159,840円)	174,000円 (税込額 187,920円)	212,000円 (税込額 228,960円)
	120kmを超えるもの	156,000円 (税込額 168,480円)	184,000円 (税込額 198,720円)	222,000円 (税込額 239,760円)

(イ) 3Mb/s, 4Mb/s又は5Mb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		3Mb/sのもの	4Mb/sのもの	5Mb/sのもの

回 線 距 離	15kmまでのもの	136,000円 (税込額 146,880円)	166,000円 (税込額 179,280円)	216,000円 (税込額 233,280円)
	30 "	174,000円 (税込額 187,920円)	210,000円 (税込額 226,800円)	272,000円 (税込額 293,760円)
	40 "	188,000円 (税込額 203,040円)	228,000円 (税込額 246,240円)	296,000円 (税込額 319,680円)
	50 "	202,000円 (税込額 218,160円)	246,000円 (税込額 265,680円)	318,000円 (税込額 343,440円)
	60 "	216,000円 (税込額 233,280円)	262,000円 (税込額 282,960円)	340,000円 (税込額 367,200円)
	70 "	230,000円 (税込額 248,400円)	280,000円 (税込額 302,400円)	362,000円 (税込額 390,960円)
	80 "	246,000円 (税込額 265,680円)	298,000円 (税込額 321,840円)	384,000円 (税込額 414,720円)
	90 "	254,000円 (税込額 274,320円)	306,000円 (税込額 330,480円)	396,000円 (税込額 427,680円)
	100 "	260,000円 (税込額 280,800円)	314,000円 (税込額 339,120円)	406,000円 (税込額 438,480円)
	120 "	268,000円 (税込額 289,440円)	324,000円 (税込額 349,920円)	418,000円 (税込額 451,440円)
	120 kmを超えるもの	282,000円 (税込額 304,560円)	342,000円 (税込額 369,360円)	440,000円 (税込額 475,200円)

## (ウ) 6Mb/s, 7Mb/s又は8Mb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		6Mb/sのもの	7Mb/sのもの	8Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	230,000円 (税込額 248,400円)	244,000円 (税込額 263,520円)	258,000円 (税込額 278,640円)
	30 "	355,000円 (税込額 383,400円)	438,000円 (税込額 473,040円)	521,000円 (税込額 562,680円)
	40 "	390,000円 (税込額 421,200円)	484,000円 (税込額 522,720円)	578,000円 (税込額 624,240円)
	50 "	423,000円 (税込額 456,840円)	528,000円 (税込額 570,240円)	633,000円 (税込額 683,640円)
	60 "	451,000円 (税込額 487,080円)	562,000円 (税込額 606,960円)	673,000円 (税込額 726,840円)
	70 "	477,000円 (税込額 515,160円)	592,000円 (税込額 639,360円)	707,000円 (税込額 763,560円)
	80 "	501,000円 (税込額 541,080円)	618,000円 (税込額 667,440円)	735,000円 (税込額 793,800円)
	90 "	517,000円 (税込額 558,360円)	638,000円 (税込額 689,040円)	759,000円 (税込額 819,720円)
	100 "	531,000円 (税込額 573,480円)	656,000円 (税込額 708,480円)	781,000円 (税込額 843,480円)
	120 "	549,000円 (税込額 592,920円)	680,000円 (税込額 734,400円)	811,000円 (税込額 875,880円)
	120 kmを超えるもの	573,000円 (税込額 618,840円)	706,000円 (税込額 762,480円)	839,000円 (税込額 906,120円)

## (エ) 9Mb/s, 10Mb/s又は20Mb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		9Mb/sのもの	10Mb/sのもの	20Mb/sのもの
	15kmまでのもの	272,000円 (税込額 293,760円)	284,000円 (税込額 306,720円)	286,500円 (税込額 309,420円)

回 線 距 離	30	"	604,000円 (税込額 652,320円)	686,000円 (税込額 740,880円)	726,000円 (税込額 784,080円)
	40	"	672,000円 (税込額 725,760円)	768,000円 (税込額 829,440円)	808,000円 (税込額 872,640円)
	50	"	738,000円 (税込額 797,040円)	842,000円 (税込額 909,360円)	879,000円 (税込額 949,320円)
	60	"	784,000円 (税込額 846,720円)	893,000円 (税込額 964,440円)	925,000円 (税込額 999,000円)
	70	"	822,000円 (税込額 887,760円)	936,000円 (税込額 1,010,880円)	968,500円 (税込額 1,045,980円)
	80	"	852,000円 (税込額 920,160円)	971,000円 (税込額 1,048,680円)	1,005,000円 (税込額 1,085,400円)
	90	"	880,000円 (税込額 950,400円)	1,003,000円 (税込額 1,083,240円)	1,039,000円 (税込額 1,122,120円)
	100	"	906,000円 (税込額 978,480円)	1,032,000円 (税込額 1,114,560円)	1,070,000円 (税込額 1,155,600円)
	120	"	942,000円 (税込額 1,017,360円)	1,072,000円 (税込額 1,157,760円)	1,116,500円 (税込額 1,205,820円)
		120 kmを超えるもの		972,000円 (税込額 1,049,760円)	1,106,000円 (税込額 1,194,480円)

## (オ) 30Mb/s, 40Mb/s又は50Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		30Mb/sのもの	40Mb/sのもの	50Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	289,000円 (税込額 312,120円)	291,500円 (税込額 314,820円)	294,000円 (税込額 317,520円)
	30 "	769,000円 (税込額 830,520円)	812,000円 (税込額 876,960円)	855,000円 (税込額 923,400円)
	40 "	847,000円 (税込額 914,760円)	886,000円 (税込額 956,880円)	925,000円 (税込額 999,000円)
	50 "	916,000円 (税込額 989,280円)	953,000円 (税込額 1,029,240円)	990,000円 (税込額 1,069,200円)
	60 "	957,000円 (税込額 1,033,560円)	989,000円 (税込額 1,068,120円)	1,021,000円 (税込額 1,102,680円)
	70 "	1,001,000円 (税込額 1,081,080円)	1,033,000円 (税込額 1,115,640円)	1,065,000円 (税込額 1,150,200円)
	80 "	1,039,000円 (税込額 1,122,120円)	1,073,000円 (税込額 1,158,840円)	1,107,000円 (税込額 1,195,560円)
	90 "	1,075,000円 (税込額 1,161,000円)	1,111,000円 (税込額 1,199,880円)	1,147,000円 (税込額 1,238,760円)
	100 "	1,108,000円 (税込額 1,196,640円)	1,146,000円 (税込額 1,237,680円)	1,184,000円 (税込額 1,278,720円)
	120 "	1,161,000円 (税込額 1,253,880円)	1,205,000円 (税込額 1,301,400円)	1,249,000円 (税込額 1,348,920円)
	120 kmを超えるもの	1,209,000円 (税込額 1,305,720円)	1,260,000円 (税込額 1,360,800円)	1,311,000円 (税込額 1,415,880円)

## (カ) 60Mb/s, 70Mb/s又は80Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		60Mb/sのもの	70Mb/sのもの	80Mb/sのもの
	15kmまでのもの	296,500円 (税込額 320,220円)	299,000円 (税込額 322,920円)	301,500円 (税込額 325,620円)

回 線 距 離	30	"	898,000円 (税込額 969,840円)	941,000円 (税込額 1,016,280円)	984,000円 (税込額 1,062,720円)
	40	"	964,000円 (税込額 1,041,120円)	1,003,000円 (税込額 1,083,240円)	1,042,000円 (税込額 1,125,360円)
	50	"	1,027,000円 (税込額 1,109,160円)	1,064,000円 (税込額 1,149,120円)	1,101,000円 (税込額 1,189,080円)
	60	"	1,053,000円 (税込額 1,137,240円)	1,085,000円 (税込額 1,171,800円)	1,117,000円 (税込額 1,206,360円)
	70	"	1,097,000円 (税込額 1,184,760円)	1,129,000円 (税込額 1,219,320円)	1,161,000円 (税込額 1,253,880円)
	80	"	1,141,000円 (税込額 1,232,280円)	1,175,000円 (税込額 1,269,000円)	1,209,000円 (税込額 1,305,720円)
	90	"	1,183,000円 (税込額 1,277,640円)	1,219,000円 (税込額 1,316,520円)	1,255,000円 (税込額 1,355,400円)
	100	"	1,222,000円 (税込額 1,319,760円)	1,260,000円 (税込額 1,360,800円)	1,298,000円 (税込額 1,401,840円)
	120	"	1,293,000円 (税込額 1,396,440円)	1,337,000円 (税込額 1,443,960円)	1,381,000円 (税込額 1,491,480円)
		120 kmを超えるもの		1,362,000円 (税込額 1,470,960円)	1,413,000円 (税込額 1,526,040円)

(キ) 90Mb/s, 100Mb/s又は200Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		90Mb/sのもの	100Mb/sのもの	200Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	304,000円 (税込額 328,320円)	306,000円 (税込額 330,480円)	612,000円 (税込額 660,960円)
	30 "	1,027,000円 (税込額 1,109,160円)	1,071,000円 (税込額 1,156,680円)	2,142,000円 (税込額 2,313,360円)
	40 "	1,081,000円 (税込額 1,167,480円)	1,121,000円 (税込額 1,210,680円)	2,242,000円 (税込額 2,421,360円)
	50 "	1,138,000円 (税込額 1,229,040円)	1,172,000円 (税込額 1,265,760円)	2,344,000円 (税込額 2,531,520円)
	60 "	1,149,000円 (税込額 1,240,920円)	1,180,000円 (税込額 1,274,400円)	2,360,000円 (税込額 2,548,800円)
	70 "	1,193,000円 (税込額 1,288,440円)	1,228,000円 (税込額 1,326,240円)	2,456,000円 (税込額 2,652,480円)
	80 "	1,243,000円 (税込額 1,342,440円)	1,277,000円 (税込額 1,379,160円)	2,554,000円 (税込額 2,758,320円)
	90 "	1,291,000円 (税込額 1,394,280円)	1,325,000円 (税込額 1,431,000円)	2,650,000円 (税込額 2,862,000円)
	100 "	1,336,000円 (税込額 1,442,880円)	1,374,000円 (税込額 1,483,920円)	2,748,000円 (税込額 2,967,840円)
	120 "	1,425,000円 (税込額 1,539,000円)	1,471,000円 (税込額 1,588,680円)	2,942,000円 (税込額 3,177,360円)
	120 kmを超えるもの	1,515,000円 (税込額 1,636,200円)	1,568,000円 (税込額 1,693,440円)	3,136,000円 (税込額 3,386,880円)

(ク) 300Mb/s, 400Mb/s又は500Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		300Mb/sのもの	400Mb/sのもの	500Mb/sのもの
	15kmまでのもの	662,000円 (税込額 714,960円)	712,000円 (税込額 768,960円)	762,000円 (税込額 822,960円)

回 線 距 離	30	"	2,542,000円 (税込額 2,745,360円)	2,942,000円 (税込額 3,177,360円)	3,342,000円 (税込額 3,609,360円)
	40	"	2,642,000円 (税込額 2,853,360円)	3,042,000円 (税込額 3,285,360円)	3,442,000円 (税込額 3,717,360円)
	50	"	2,744,000円 (税込額 2,963,520円)	3,144,000円 (税込額 3,395,520円)	3,544,000円 (税込額 3,827,520円)
	60	"	2,760,000円 (税込額 2,980,800円)	3,160,000円 (税込額 3,412,800円)	3,560,000円 (税込額 3,844,800円)
	70	"	2,856,000円 (税込額 3,084,480円)	3,256,000円 (税込額 3,516,480円)	3,656,000円 (税込額 3,948,480円)
	80	"	2,954,000円 (税込額 3,190,320円)	3,354,000円 (税込額 3,622,320円)	3,754,000円 (税込額 4,054,320円)
	90	"	3,050,000円 (税込額 3,294,000円)	3,450,000円 (税込額 3,726,000円)	3,850,000円 (税込額 4,158,000円)
	100	"	3,148,000円 (税込額 3,399,840円)	3,548,000円 (税込額 3,831,840円)	3,948,000円 (税込額 4,263,840円)
	120	"	3,342,000円 (税込額 3,609,360円)	3,742,000円 (税込額 4,041,360円)	4,142,000円 (税込額 4,473,360円)
		120 kmを超えるもの		3,536,000円 (税込額 3,818,880円)	3,936,000円 (税込額 4,250,880円)

## (ケ) 600Mb/s, 700Mb/s又は800Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		600Mb/sのもの	700Mb/sのもの	800Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	812,000円 (税込額 876,960円)	862,000円 (税込額 930,960円)	912,000円 (税込額 984,960円)
	30 "	3,742,000円 (税込額 4,041,360円)	4,142,000円 (税込額 4,473,360円)	4,542,000円 (税込額 4,905,360円)
	40 "	3,842,000円 (税込額 4,149,360円)	4,242,000円 (税込額 4,581,360円)	4,642,000円 (税込額 5,013,360円)
	50 "	3,944,000円 (税込額 4,259,520円)	4,344,000円 (税込額 4,691,520円)	4,744,000円 (税込額 5,123,520円)
	60 "	3,960,000円 (税込額 4,276,800円)	4,360,000円 (税込額 4,708,800円)	4,760,000円 (税込額 5,140,800円)
	70 "	4,056,000円 (税込額 4,380,480円)	4,456,000円 (税込額 4,812,480円)	4,856,000円 (税込額 5,244,480円)
	80 "	4,154,000円 (税込額 4,486,320円)	4,554,000円 (税込額 4,918,320円)	4,954,000円 (税込額 5,350,320円)
	90 "	4,250,000円 (税込額 4,590,000円)	4,650,000円 (税込額 5,022,000円)	5,050,000円 (税込額 5,454,000円)
	100 "	4,348,000円 (税込額 4,695,840円)	4,748,000円 (税込額 5,127,840円)	5,148,000円 (税込額 5,559,840円)
	120 "	4,542,000円 (税込額 4,905,360円)	4,942,000円 (税込額 5,337,360円)	5,342,000円 (税込額 5,769,360円)
	120 kmを超えるもの	4,736,000円 (税込額 5,114,880円)	5,136,000円 (税込額 5,546,880円)	5,536,000円 (税込額 5,978,880円)

## (コ) 900Mb/s, 1Gb/s又は10Gb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		900Mb/sのもの	1Gb/sのもの	10Gb/sのもの
	15kmまでのもの	962,000円 (税込額 1,038,960円)	1,080,000円 (税込額 1,166,400円)	2,680,000円 (税込額 2,894,400円)

回 線 距 離	30	"	4,942,000円 (税込額 5,337,360円)	5,050,000円 (税込額 5,454,000円)	7,380,000円 (税込額 7,970,400円)
	40	"	5,042,000円 (税込額 5,445,360円)	5,470,000円 (税込額 5,907,600円)	7,880,000円 (税込額 8,510,400円)
	50	"	5,144,000円 (税込額 5,555,520円)	6,090,000円 (税込額 6,577,200円)	8,380,000円 (税込額 9,050,400円)
	60	"	5,160,000円 (税込額 5,572,800円)	6,480,000円 (税込額 6,998,400円)	8,880,000円 (税込額 9,590,400円)
	70	"	5,256,000円 (税込額 5,676,480円)	6,590,000円 (税込額 7,117,200円)	9,880,000円 (税込額 10,670,400円)
	80	"	5,354,000円 (税込額 5,782,320円)	6,740,000円 (税込額 7,279,200円)	10,880,000円 (税込額 11,750,400円)
	90	"	5,450,000円 (税込額 5,886,000円)	6,780,000円 (税込額 7,322,400円)	11,880,000円 (税込額 12,830,400円)
	100	"	5,548,000円 (税込額 5,991,840円)	6,930,000円 (税込額 7,484,400円)	12,880,000円 (税込額 13,910,400円)
	120	"	5,742,000円 (税込額 6,201,360円)	7,280,000円 (税込額 7,862,400円)	13,880,000円 (税込額 14,990,400円)
		120 kmを超えるもの		5,936,000円 (税込額 6,410,880円)	7,280,000円 (税込額 7,862,400円)

(サ) 100Gb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料金額	
		100Gb/sのもの	
回 線 距 離	15kmまでのもの		4,300,000円(税込額4,644,000円)
	30	"	—
	40	"	—
	50	"	—
	60	"	—
	70	"	—
	80	"	—
	90	"	—
	100	"	—
	120	"	—
	120 kmを超えるもの		—

イ 専用回線の片端が特定サービス取扱局内に終端するもの

(ア) 0.5Mb/s, 1Mb/s又は2Mb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		0.5Mb/sのもの	1Mb/sのもの	2Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	72,000円 (税込額 77,760円)	86,000円 (税込額 92,880円)	106,000円 (税込額 114,480円)
	30 "	94,000円 (税込額 101,520円)	110,000円 (税込額 118,800円)	136,000円 (税込額 146,880円)
	40 "	102,000円 (税込額 110,160円)	120,000円 (税込額 129,600円)	148,000円 (税込額 159,840円)
	50 "	110,000円 (税込額 118,800円)	130,000円 (税込額140,40 0円)	158,000円 (税込額 170,640円)
	60 "	118,000円 (税込額 127,440円)	140,000円 (税込額 151,200円)	170,000円 (税込額 183,600円)
	70 "	126,000円 (税込額 136,080円)	150,000円 (税込額 162,000円)	182,000円 (税込額 196,560円)
	80 "	134,000円 (税込額 144,720円)	158,000円 (税込額 170,640円)	194,000円 (税込額 209,520円)
	90 "	140,000円 (税込額 151,200円)	164,000円 (税込額 177,120円)	200,000円 (税込額 216,000円)
	100 "	144,000円 (税込額 155,520円)	168,000円 (税込額 181,440円)	206,000円 (税込額 222,480円)
	120 "	148,000円 (税込額 159,840円)	174,000円 (税込額 187,920円)	212,000円 (税込額 228,960円)
	120kmを超えるもの	156,000円 (税込額 168,480円)	184,000円 (税込額 198,720円)	222,000円 (税込額 239,760円)

(イ) 3Mb/s, 4Mb/s又は5Mb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		3Mb/sのもの	4Mb/sのもの	5Mb/sのもの
	15kmまでのもの	136,000円 (税込額 146,880円)	166,000円 (税込額 179,280円)	216,000円 (税込額 233,280円)

回 線 距 離	30	"	174,000円 (税込額 187,920円)	210,000円 (税込額 226,800円)	272,000円 (税込額 293,760円)
	40	"	188,000円 (税込額 203,040円)	228,000円 (税込額 246,240円)	296,000円 (税込額 319,680円)
	50	"	202,000円 (税込額 218,160円)	246,000円 (税込額 265,680円)	318,000円 (税込額 343,440円)
	60	"	216,000円 (税込額 233,280円)	262,000円 (税込額 282,960円)	340,000円 (税込額 367,200円)
	70	"	230,000円 (税込額 248,400円)	280,000円 (税込額 302,400円)	362,000円 (税込額 390,960円)
	80	"	246,000円 (税込額 265,680円)	298,000円 (税込額 321,840円)	384,000円 (税込額 414,720円)
	90	"	254,000円 (税込額 274,320円)	306,000円 (税込額 330,480円)	396,000円 (税込額 427,680円)
	100	"	260,000円 (税込額 280,800円)	314,000円 (税込額 339,120円)	406,000円 (税込額 438,480円)
	120	"	268,000円 (税込額 289,440円)	324,000円 (税込額 349,920円)	418,000円 (税込額 451,440円)
	120 kmを超えるもの		282,000円 (税込額 304,560円)	342,000円 (税込額 369,360円)	440,000円 (税込額 475,200円)

## (ウ) 6Mb/s, 7Mb/s又は8Mb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		6Mb/sのもの	7Mb/sのもの	8Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	230,000円 (税込額 248,400円)	244,000円 (税込額 263,520円)	258,000円 (税込額 278,640円)
	30 "	355,000円 (税込額 383,400円)	438,000円 (税込額 473,040円)	521,000円 (税込額 562,680円)
	40 "	390,000円 (税込額 421,200円)	484,000円 (税込額 522,720円)	578,000円 (税込額 624,240円)
	50 "	423,000円 (税込額 456,840円)	528,000円 (税込額 570,240円)	633,000円 (税込額 683,640円)
	60 "	451,000円 (税込額 487,080円)	562,000円 (税込額 606,960円)	673,000円 (税込額 726,840円)
	70 "	477,000円 (税込額 515,160円)	592,000円 (税込額 639,360円)	707,000円 (税込額 763,560円)
	80 "	501,000円 (税込額 541,080円)	618,000円 (税込額 667,440円)	735,000円 (税込額 793,800円)
	90 "	517,000円 (税込額 558,360円)	638,000円 (税込額 689,040円)	759,000円 (税込額 819,720円)
	100 "	531,000円 (税込額 573,480円)	656,000円 (税込額 708,480円)	781,000円 (税込額 843,480円)
	120 "	549,000円 (税込額 592,920円)	680,000円 (税込額 734,400円)	811,000円 (税込額 875,880円)
	120 kmを超えるもの	573,000円 (税込額 618,840円)	706,000円 (税込額 762,480円)	839,000円 (税込額 906,120円)

## (エ) 9Mb/s, 10Mb/s又は20Mb/sのもの

専用線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		9Mb/sのもの	10Mb/sのもの	20Mb/sのもの
	15kmまでのもの	272,000円 (税込額 293,760円)	284,000円 (税込額 306,720円)	286,500円 (税込額 309,420円)

回 線 距 離	30	"	604,000円 (税込額 652,320円)	686,000円 (税込額 740,880円)	726,000円 (税込額 784,080円)
	40	"	672,000円 (税込額 725,760円)	768,000円 (税込額 829,440円)	808,000円 (税込額 872,640円)
	50	"	738,000円 (税込額 797,040円)	842,000円 (税込額 909,360円)	879,000円 (税込額 949,320円)
	60	"	784,000円 (税込額 846,720円)	893,000円 (税込額 964,440円)	925,000円 (税込額 999,000円)
	70	"	822,000円 (税込額 887,760円)	936,000円 (税込額 1,010,880円)	968,500円 (税込額 1,045,980円)
	80	"	852,000円 (税込額 920,160円)	971,000円 (税込額 1,048,680円)	1,005,000円 (税込額 1,085,400円)
	90	"	880,000円 (税込額 950,400円)	1,003,000円 (税込額 1,083,240円)	1,039,000円 (税込額 1,122,120円)
	100	"	906,000円 (税込額 978,480円)	1,032,000円 (税込額 1,114,560円)	1,070,000円 (税込額 1,155,600円)
	120	"	942,000円 (税込額 1,017,360円)	1,072,000円 (税込額 1,157,760円)	1,116,500円 (税込額 1,205,820円)
		120 kmを超えるもの		972,000円 (税込額 1,049,760円)	1,106,000円 (税込額 1,194,480円)

## (オ) 30Mb/s, 40Mb/s又は50Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		30Mb/sのもの	40Mb/sのもの	50Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	289,000円 (税込額 312,120円)	291,500円 (税込額 314,820円)	294,000円 (税込額 317,520円)
	30 "	769,000円 (税込額 830,520円)	812,000円 (税込額 876,960円)	855,000円 (税込額 923,400円)
	40 "	847,000円 (税込額 914,760円)	886,000円 (税込額 956,880円)	925,000円 (税込額 999,000円)
	50 "	916,000円 (税込額 989,280円)	953,000円 (税込額 1,029,240円)	990,000円 (税込額 1,069,200円)
	60 "	957,000円 (税込額 1,033,560円)	989,000円 (税込額 1,068,120円)	1,021,000円 (税込額 1,102,680円)
	70 "	1,001,000円 (税込額 1,081,080円)	1,033,000円 (税込額 1,115,640円)	1,065,000円 (税込額 1,150,200円)
	80 "	1,039,000円 (税込額 1,122,120円)	1,073,000円 (税込額 1,158,840円)	1,107,000円 (税込額 1,195,560円)
	90 "	1,075,000円 (税込額 1,161,000円)	1,111,000円 (税込額 1,199,880円)	1,147,000円 (税込額 1,238,760円)
	100 "	1,108,000円 (税込額 1,196,640円)	1,146,000円 (税込額 1,237,680円)	1,184,000円 (税込額 1,278,720円)
	120 "	1,161,000円 (税込額 1,253,880円)	1,205,000円 (税込額 1,301,400円)	1,249,000円 (税込額 1,348,920円)
	120 kmを超えるもの	1,209,000円 (税込額 1,305,720円)	1,260,000円 (税込額 1,360,800円)	1,311,000円 (税込額 1,415,880円)

## (カ) 60Mb/s, 70Mb/s又は80Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		60Mb/sのもの	70Mb/sのもの	80Mb/sのもの
	15kmまでのもの	296,500円 (税込額 320,220円)	299,000円 (税込額 322,920円)	301,500円 (税込額 325,620円)

回 線 距 離	30	"	898,000円 (税込額 969,840円)	941,000円 (税込額 1,016,280円)	984,000円 (税込額 1,062,720円)
	40	"	964,000円 (税込額 1,041,120円)	1,003,000円 (税込額 1,083,240円)	1,042,000円 (税込額 1,125,360円)
	50	"	1,027,000円 (税込額 1,109,160円)	1,064,000円 (税込額 1,149,120円)	1,101,000円 (税込額 1,189,080円)
	60	"	1,053,000円 (税込額 1,137,240円)	1,085,000円 (税込額 1,171,800円)	1,117,000円 (税込額 1,206,360円)
	70	"	1,097,000円 (税込額 1,184,760円)	1,129,000円 (税込額 1,219,320円)	1,161,000円 (税込額 1,253,880円)
	80	"	1,141,000円 (税込額 1,232,280円)	1,175,000円 (税込額 1,269,000円)	1,209,000円 (税込額 1,305,720円)
	90	"	1,183,000円 (税込額 1,277,640円)	1,219,000円 (税込額 1,316,520円)	1,255,000円 (税込額 1,355,400円)
	100	"	1,222,000円 (税込額 1,319,760円)	1,260,000円 (税込額 1,360,800円)	1,298,000円 (税込額 1,401,840円)
	120	"	1,293,000円 (税込額 1,396,440円)	1,337,000円 (税込額 1,443,960円)	1,381,000円 (税込額 1,491,480円)
		120 kmを超えるもの		1,362,000円 (税込額 1,470,960円)	1,413,000円 (税込額 1,526,040円)

(キ) 90Mb/s, 100Mb/s又は200Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		90Mb/sのもの	100Mb/sのもの	200Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	304,000円 (税込額 328,320円)	306,000円 (税込額 330,480円)	612,000円 (税込額 660,960円)
	30 "	1,027,000円 (税込額 1,109,160円)	1,071,000円 (税込額 1,156,680円)	2,142,000円 (税込額 2,313,360円)
	40 "	1,081,000円 (税込額 1,167,480円)	1,121,000円 (税込額 1,210,680円)	2,242,000円 (税込額 2,421,360円)
	50 "	1,138,000円 (税込額 1,229,040円)	1,172,000円 (税込額 1,265,760円)	2,344,000円 (税込額 2,531,520円)
	60 "	1,149,000円 (税込額 1,240,920円)	1,180,000円 (税込額 1,274,400円)	2,360,000円 (税込額 2,548,800円)
	70 "	1,193,000円 (税込額 1,288,440円)	1,228,000円 (税込額 1,326,240円)	2,456,000円 (税込額 2,652,480円)
	80 "	1,243,000円 (税込額 1,342,440円)	1,277,000円 (税込額 1,379,160円)	2,554,000円 (税込額 2,758,320円)
	90 "	1,291,000円 (税込額 1,394,280円)	1,325,000円 (税込額 1,431,000円)	2,650,000円 (税込額 2,862,000円)
	100 "	1,336,000円 (税込額 1,442,880円)	1,374,000円 (税込額 1,483,920円)	2,748,000円 (税込額 2,967,840円)
	120 "	1,425,000円 (税込額 1,539,000円)	1,471,000円 (税込額 1,588,680円)	2,942,000円 (税込額 3,177,360円)
	120 kmを超えるもの	1,515,000円 (税込額 1,636,200円)	1,568,000円 (税込額 1,693,440円)	3,136,000円 (税込額 3,386,880円)

(ク) 300Mb/s, 400Mb/s又は500Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		300Mb/sのもの	400Mb/sのもの	500Mb/sのもの
	15kmまでのもの	662,000円 (税込額 714,960円)	712,000円 (税込額 768,960円)	762,000円 (税込額 822,960円)

回 線 距 離	30	"	2,542,000円 (税込額 2,745,360円)	2,942,000円 (税込額 3,177,360円)	3,342,000円 (税込額 3,609,360円)
	40	"	2,642,000円 (税込額 2,853,360円)	3,042,000円 (税込額 3,285,360円)	3,442,000円 (税込額 3,717,360円)
	50	"	2,744,000円 (税込額 2,963,520円)	3,144,000円 (税込額 3,395,520円)	3,544,000円 (税込額 3,827,520円)
	60	"	2,760,000円 (税込額 2,980,800円)	3,160,000円 (税込額 3,412,800円)	3,560,000円 (税込額 3,844,800円)
	70	"	2,856,000円 (税込額 3,084,480円)	3,256,000円 (税込額 3,516,480円)	3,656,000円 (税込額 3,948,480円)
	80	"	2,954,000円 (税込額 3,190,320円)	3,354,000円 (税込額 3,622,320円)	3,754,000円 (税込額 4,054,320円)
	90	"	3,050,000円 (税込額 3,294,000円)	3,450,000円 (税込額 3,726,000円)	3,850,000円 (税込額 4,158,000円)
	100	"	3,148,000円 (税込額 3,399,840円)	3,548,000円 (税込額 3,831,840円)	3,948,000円 (税込額 4,263,840円)
	120	"	3,342,000円 (税込額 3,609,360円)	3,742,000円 (税込額 4,041,360円)	4,142,000円 (税込額 4,473,360円)
		120 kmを超えるもの		3,536,000円 (税込額 3,818,880円)	3,936,000円 (税込額 4,250,880円)

## (ケ) 600Mb/s, 700Mb/s又は800Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額		
		600Mb/sのもの	700Mb/sのもの	800Mb/sのもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	812,000円 (税込額 876,960円)	862,000円 (税込額 930,960円)	912,000円 (税込額 984,960円)
	30 "	3,742,000円 (税込額 4,041,360円)	4,142,000円 (税込額 4,473,360円)	4,542,000円 (税込額 4,905,360円)
	40 "	3,842,000円 (税込額 4,149,360円)	4,242,000円 (税込額 4,581,360円)	4,642,000円 (税込額 5,013,360円)
	50 "	3,944,000円 (税込額 4,259,520円)	4,344,000円 (税込額 4,691,520円)	4,744,000円 (税込額 5,123,520円)
	60 "	3,960,000円 (税込額 4,276,800円)	4,360,000円 (税込額 4,708,800円)	4,760,000円 (税込額 5,140,800円)
	70 "	4,056,000円 (税込額 4,380,480円)	4,456,000円 (税込額 4,812,480円)	4,856,000円 (税込額 5,244,480円)
	80 "	4,154,000円 (税込額 4,486,320円)	4,554,000円 (税込額 4,918,320円)	4,954,000円 (税込額 5,350,320円)
	90 "	4,250,000円 (税込額 4,590,000円)	4,650,000円 (税込額 5,022,000円)	5,050,000円 (税込額 5,454,000円)
	100 "	4,348,000円 (税込額 4,695,840円)	4,748,000円 (税込額 5,127,840円)	5,148,000円 (税込額 5,559,840円)
	120 "	4,542,000円 (税込額 4,905,360円)	4,942,000円 (税込額 5,337,360円)	5,342,000円 (税込額 5,769,360円)
	120 kmを超えるもの	4,736,000円 (税込額 5,114,880円)	5,136,000円 (税込額 5,546,880円)	5,536,000円 (税込額 5,978,880円)

## (コ) 900Mb/sのもの

専用線 1回線ごとに月額

距離区分		料 金 額
		900Mb/sのもの
回 線	15kmまでのもの	962,000円 (税込額1,038,960円)
	30 "	4,942,000円 (税込額5,337,360円)
	40 "	5,042,000円 (税込額5,445,360円)
	50 "	5,144,000円 (税込額5,555,520円)
	60 "	5,160,000円 (税込額5,572,800円)

距 離	70	''	5,256,000円(税込額5,676,480円)
	80	''	5,354,000円(税込額5,782,320円)
	90	''	5,450,000円(税込額5,886,000円)
	100	''	5,548,000円(税込額5,991,840円)
	120	''	5,742,000円(税込額6,201,360円)
	120 kmを超えるもの		5,936,000円(税込額6,410,880円)

## 2 加算額

月 額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
(1) 区域外線路専用料	専用回線の各終端につき区域外線路 100mまでごとに	1,000 円 (税込額 1,080 円)
(2) 異経路の線路専用料	—	別に算定する実費
(3) 特別電気通信設備専用料	—	別に算定する実費
(4) 回線終端装置専用料 (200Mb/sから10Gb/s用のもの)	1 台ごとに	60,000 円 (税込額 64,800 円)
(5) 回線終端装置専用料 (100Gb/s用のもの)	1 台ごとに	200,000 円 (税込額 216,000 円)
(6) 回線接続装置専用料	1 台ごとに	5,000 円 (税込額 5,400 円)
(7) 配線設備専用料	1 配線ごとに	2,000 円 (税込額 2,160 円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。		

第5類 映像伝送サービスに関する料金

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容													
(1) 種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="574 459 696 491">種 類</th> <th data-bbox="696 459 1313 491">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="574 491 696 758">一般映像伝送サービス</td> <td data-bbox="696 491 1313 758">テレビジョンの白黒又はカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 4MHzまで、映像に付随する音響等にあつては通常 50Hzから 10 kHzまでの周波数帯域を伝送すること又は通常 50Hzから 15kHz (2ch) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 758 696 993">AVラインサービス</td> <td data-bbox="696 758 1313 993">テレビジョンの白黒の映像伝送及び映像に付随する制御信号を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 4MHzまで、制御信号にあつては通常 0.3kHzから 3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 993 696 1257">高画質映像伝送サービス</td> <td data-bbox="696 993 1313 1257">テレビジョンの白黒又はカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 50Hzから 6MHzまで、映像に付随する音響等にあつては通常 20Hzから 20kHz (4ch) までの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1257 696 1556">多チャンネル映像伝送サービス</td> <td data-bbox="696 1257 1313 1556">テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 6.5MHzまでの周波数帯域若しくは 143Mbit/s相当の符号又は 270Mbit/s相当の符号、映像に付随する音響にあつては通常 20Hzから 20kHzまでの周波数帯域又は 6Mbit/s相当の符号を複数チャンネル伝送することが可能な専用サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1556 696 1722">広帯域映像伝送サービス</td> <td data-bbox="696 1556 1313 1722">テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、通常 5MHzから 770MHzまでの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	内 容	一般映像伝送サービス	テレビジョンの白黒又はカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 4MHzまで、映像に付随する音響等にあつては通常 50Hzから 10 kHzまでの周波数帯域を伝送すること又は通常 50Hzから 15kHz (2ch) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス	AVラインサービス	テレビジョンの白黒の映像伝送及び映像に付随する制御信号を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 4MHzまで、制御信号にあつては通常 0.3kHzから 3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス	高画質映像伝送サービス	テレビジョンの白黒又はカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 50Hzから 6MHzまで、映像に付随する音響等にあつては通常 20Hzから 20kHz (4ch) までの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス	多チャンネル映像伝送サービス	テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 6.5MHzまでの周波数帯域若しくは 143Mbit/s相当の符号又は 270Mbit/s相当の符号、映像に付随する音響にあつては通常 20Hzから 20kHzまでの周波数帯域又は 6Mbit/s相当の符号を複数チャンネル伝送することが可能な専用サービス	広帯域映像伝送サービス	テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、通常 5MHzから 770MHzまでの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス
種 類	内 容													
一般映像伝送サービス	テレビジョンの白黒又はカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 4MHzまで、映像に付随する音響等にあつては通常 50Hzから 10 kHzまでの周波数帯域を伝送すること又は通常 50Hzから 15kHz (2ch) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス													
AVラインサービス	テレビジョンの白黒の映像伝送及び映像に付随する制御信号を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 4MHzまで、制御信号にあつては通常 0.3kHzから 3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス													
高画質映像伝送サービス	テレビジョンの白黒又はカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 50Hzから 6MHzまで、映像に付随する音響等にあつては通常 20Hzから 20kHz (4ch) までの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス													
多チャンネル映像伝送サービス	テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 6.5MHzまでの周波数帯域若しくは 143Mbit/s相当の符号又は 270Mbit/s相当の符号、映像に付随する音響にあつては通常 20Hzから 20kHzまでの周波数帯域又は 6Mbit/s相当の符号を複数チャンネル伝送することが可能な専用サービス													
広帯域映像伝送サービス	テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、通常 5MHzから 770MHzまでの周波数帯域を伝送することが可能で、その伝送距離が一定の範囲内に限定される専用サービス													

ハイビジョン映像伝送サービス	HVラインサービス	専らハイビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hzから 30MHzまでの周波数帯域又は 1.5Gbit/s相当の符号を、映像に付随する音響にあつては通常 20Hzから 20kHz (4ch) までの周波数帯域又は 6Mbit/s相当の符号を伝送することが可能な専用サービス
多機能型多チャンネル映像伝送サービス	Mラインプラスサービス	ハイビジョンのカラー又はテレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響、制御信号を伝送するため、ハイビジョンのカラー映像及び付随する音響にあつては1.5 Gbit/s相当の符号、映像に付随する制御信号にあつては100Mbit/s相当の符号、テレビジョンのカラー映像にあつては通常60Hzから6MHzまでの周波数帯域若しくは270Mbit/s相当の符号、及び映像に付随する音響にあつては通常20Hzから20kHzまでの周波数帯域若しくは270Mbit/s相当の符号、制御信号にあつては100 Mbit/s相当の符号、OFDMで多重された映像等にあつては中心周波数が130MHzの周波数帯域の信号を複数チャンネル（8ch）伝送することが可能な専用サービス。
<p>備考</p> <p>1 映像伝送サービスは、片方向サービスとして提供します。 (Mラインプラスサービスのものを除きます)</p> <p>2 映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。</p> <p>3 Vラインサービスは、画像制御システムの用途のみに利用することができるものとします。</p>		

(2) 回線距離の測定

回線距離は、次のとおり測定します。

区 分	回線距離の測定方法
ア その専用回線を分岐していない場合	(7) その専用回線が同一の収容区域内に終始する場合 その収容区域の回線距離測定局とその専用回線の双方の終端との間の直線距離の合計により測定します。
イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分	(イ) その専用回線の双方の終端がそれぞれ異なる収容区域内にある場合 その専用回線の双方の終端が所在する収容区域の回線距離測定局相互間の直線距離とそれぞれの専用回線の終端の回線距離測定局とその専用回線の終端との間の直線距離の合計により測定します。

	<p>岐している場合でその回線距離測定局と分岐箇所回線距離測定局が同じ場合</p> <p>ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合</p>	<p>その分岐箇所の回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離の合計と、それぞれの専用回線の終端の回線距離測定局とその専用回線の終端との間の直線距離の合計により測定します。</p>
	<p>備考</p> <p>1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用サービス取扱局をいいます。</p> <p>2 回線距離測定局は、別表3（2の規定は除きます。）のとおり定めます。</p>	
(3) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 映像伝送サービスには、臨時専用契約に係るもの並びに異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第67条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料及び分岐回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に分岐回線の廃止、映像伝送サービスの種類の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、分岐回線の廃止又は映像伝送サービスの種類の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p>	
(4) 専用回線に関する料金の適用	<p>専用回線の料金については、2（料金額）の額から引込線1回線ごとに1,000円（税込額1,080円）（月額）を減額して適用します。</p>	
(5) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	<p>回線距離測定局の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外にある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合並びに当社が提供する特別電気通信設備、回線接続装置及び配線設備を利用している場合の料金の適用については、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。</p>	

## 2 料金額

### 2-1 AVラインサービスに関するもの

#### (1) 基本回線専用料

専用回線 1 回線につき 500mまでごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回線 距離	15kmまでのもの	9,000 円 (税込額 9,720 円)
	15kmを超え、30kmまでのもの	19,000 円 (税込額 20,520 円)
	30kmを超え、110kmまでのもの	30,000 円 (税込額 32,400 円)

#### (2) 分岐回線専用料又は分岐料

分岐回線 1 回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
ア 分岐回線専用料	500mまでごとに基本回線専用料と同額
イ 分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金（分岐装置により分岐する場合に限ります。）	73,000 円 (税込額 78,840 円)
備考	
1 専用回線の分岐は、AVラインサービスに限り提供します。	
2 AVラインサービスの専用契約者は、分岐回線をさらに分岐する場合を除いて、当社が別に定める分岐の数の限度内で、その専用回線の分岐の請求をすることができます。	

## (3) 加算額

			月 額
料金種別	単 位	区 分	料 金 額
ア 区域外線路専用 料	専用回線の各終端につき区 域外線路 100mまでごとに	—	1,000 円 (税込額 1,080 円)
イ 異経路の線路専 用料	—	—	別に算定 する実費
ウ 特別電気通信設 備専用料	—	—	別に算定 する実費
エ 回線接続装置専 用料	1 台ごとに	送	音声伝送機能が あるもの(2Ch) 18,000 円 (税込額 19,440 円)
		信	音声伝送機能が あるもの(1Ch) 11,000 円 (税込額 11,880 円)
		用	音声伝送機能が ないもの 9,000 円 (税込額 9,720 円)
		受	音声伝送機能が あるもの(2Ch) 18,000 円 (税込額 19,440 円)
		信	音声伝送機能が あるもの(1Ch) 15,000 円 (税込額 16,200 円)
		用	音声伝送機能が ないもの 12,000 円 (税込額 12,960 円)
オ 配線設備専用料	1 配線ごとに	—	1,000 円 (税込額 1,080 円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。			

## 2-2 Vラインサービスに関するもの

### (1) 基本回線専用料

500mまでごとに月額

料金種別	単位	料金額
専用料	1回線につき	7,000円 (税込額 7,560円)

### (2) 加算額

月額

料金種別	単位	料金額
ア 回線接続装置専用料	送受信1回線ごとに	21,000円 (税込額 22,680円)
イ 端末制御装置専用料	1台ごとに	12,000円 (税込額 12,960円)
ウ 配線設備専用料	1配線ごとに	1,000円 (税込額 1,080円)

## 2-3 Uラインサービスに関するもの

### (1) 基本回線専用料

月額

料金種別	単位	料金額
専用料	基本料	1回線ごとに 30,000円 (税込額 32,400円)
	加算料	500mまでごとに 9,000円 (税込額 9,720円)

### (2) 加算額

月額

料金種別	単位	区分	料金額
ア 区域外線路専用料	専用回線の各終端につき 区域外線路 100mまでごとに	—	1,000円 (税込額 1,080円)
イ 異経路の線路専用料	—	—	別に算定 する実費
ウ 特別電気通信設備専用料	—	—	別に算定 する実費
エ 回線接続装置専用料	1台ごとに	基本料 (音声 2ch)	64,000円 (税込額 69,120円)
	1台ごとに	加算料 (音声 2ch追加ごとに)	9,000円 (税込額 9,720円)
オ 配線設備専用料	1配線ごとに	—	1,000円 (税込額 1,080円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。			

## 2-4 Mラインサービスに関するもの

### (1) 基本回線専用料

月額

料金種別		単位	料金額
専用料	基本料	1回線ごとに	165,000円 (税込額178,200円)
	加算料	500mまでごとに	9,000円 (税込額9,720円)

### (2) 加算額

月額

料金種別		単位		区分	料金額
ア 区域外線路専用料		専用回線の各終端につき区域外線路 100mまでごとに		—	1,000円 (税込額1,080円)
イ 異経路の線路専用料		—		—	別に算定する実費
ウ 特別電気通信設備専用料		—		—	別に算定する実費
エ 回線接続装置専用料	基本料	送受信 1回線ごとに		—	128,000円 (税込額138,240円)
	加算料	映像	1チャンネルごとに	アナログ用のもの	38,000円 (税込額41,040円)
		音声	4チャンネルごとに		8,000円 (税込額8,640円)
	料	1チャンネルごとに		デジタル用のもの	60,000円 (税込額64,800円)
備考	<p>1 1の回線接続装置は、パッケージを追加することにより、次のチャンネル数を伝送することができます。 また、(1)から(3)を組み合わせて利用することもできます。 (1) アナログ用のものについては、映像6チャンネル及び音声12チャンネルまで。 (2) デジタル用のもの(143Mbit/s)については、映像6チャンネル(音声12チャンネルを含む。)まで。 (3) デジタル用のもの(270Mbit/s)については、映像3チャンネル(音声6チャンネルを含む。)まで。 2 デジタル用のものの送信用及び受信用1チャンネルには、音声2チャンネルが含まれます。</p>				
オ 配線設備専用料		1配線ごとに		—	1,000円 (税込額1,080円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。					

## 2-5 Wラインサービスに関するもの

### (1) 基本回線専用料

月 額

料 金 種 別		単 位	料 金 額
専 用 料	基本料	1回線ごとに	94,000円 (税込額101,520円)
	加算料	500mまでごとに	12,000円 (税込額12,960円)

### (2) 加算額

月 額

料 金 種 別	単 位	区 分	料 金 額
ア 区域外線路専用料	専用回線の各終端につき区域外線路 100mまでごとに	—	1,000円 (税込額1,080円)
イ 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する実費
ウ 特別電気通信設備専用料	—	—	別に算定する実費
エ 回線接続装置専用料	1台ごとに	送信用	51,000円 (税込額55,080円)
	1台ごとに	受信用	20,000円 (税込額21,600円)
オ 配線設備専用料	1配線ごとに	—	1,000円 (税込額1,080円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。			

## 2-6 HVラインサービスに関するもの

### (1) 基本回線専用料

月 額

料 金 種 別		単 位	料 金 額
専 用 料	基本料	1回線ごとに	50,000円 (税込額54,000円)
	加算料	500mまでごとに	9,000円 (税込額9,720円)

### (2) 加算額

月 額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
ア 区域外線路専用 料	専用回線の各終端につき区域外線路 100m まで ごとに	1,000円 (税込額1,080円)
イ 異経路の線路専 用料	—	別に算定 する実費
ウ 特別電気通信設 備専用料	—	別に算定 する実費
エ 回線接続装置専 用料	送受信1回線ごとに	100,000円 (税込額108,000円)
オ 配線設備専用料	1配線ごとに	1,000円 (税込額1,080円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。		

## 2-7 Mラインプラスサービスに関するもの

### (1) 基本回線専用料

月額

料金種別		単位	料金額
専用料	基本料	1回線ごとに	100,000円 (税込額108,000円)
	加算料	500mごとに	9,000円 (税込額9,720円)

### (2) 加算額

月額

料金種別		単位	料金額
ア 区域外線路専用料		専用回線の各終端につき区域外線路100mまでごと	1,000円 (税込額1,080円)
イ 異経路の線路専用料		—	別に算定する実費
ウ 特別電気通信設備専用料		—	別に算定する実費
エ 回線接続装置専用料	基本料	送受信1回線ごとに	100,000円 (税込額108,000円)
	加算料	アナログ用のもの1チャンネル毎に	50,000円 (税込額54,000円)
		IF(中間周波数)用のもの1チャンネル毎に	
		デジタル用のもの1チャンネル毎に	30,000円 (税込額32,400円)
		ハイビジョン用のもの1チャンネル毎に	
制御用のもの1送受信毎に			
備考		<p>1 1の回線接続装置は、パッケージを追加する事により、映像チャンネルを最大8チャンネルまで伝送する事が出来ます。</p> <p>2 アナログ用、IF(中間周波数)用、デジタル用、ハイビジョン用及び制御用のものの混在も出来ます。ただし、制御用のものとの混在の場合は、その利用ごとに伝送可能な映像チャンネル数が制限されます。</p> <p>3 制御用のパッケージについては、アナログ用、IF(中間周波数)用、デジタル用及びハイビジョン用のもののいずれかとの組み合わせにより提供します。</p>	
オ 配線設備専用料		—	1,000円 (税込額1,080円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。			

## 第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料又は加算額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の 10分の1（HVラインサービスに関するものは 5分の1）

## 第6類 WDM専用サービスに関する料金

### 第1 適用

区 分	内 容															
(1) コースに係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりコースを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース 1</td> <td>端末装置間の伝送において、複数の光波長を重畳し、その1波長あたりに10Gbit/sの符号伝送を行うもの</td> </tr> <tr> <td>コース 2</td> <td>端末装置間の伝送において、複数の光波長を重畳し、その1波長あたりに100Gbit/sの符号伝送を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	コース 1	端末装置間の伝送において、複数の光波長を重畳し、その1波長あたりに10Gbit/sの符号伝送を行うもの	コース 2	端末装置間の伝送において、複数の光波長を重畳し、その1波長あたりに100Gbit/sの符号伝送を行うもの									
品 目	内 容															
コース 1	端末装置間の伝送において、複数の光波長を重畳し、その1波長あたりに10Gbit/sの符号伝送を行うもの															
コース 2	端末装置間の伝送において、複数の光波長を重畳し、その1波長あたりに100Gbit/sの符号伝送を行うもの															
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シングル</td> <td>端末装置間の回線が二重化されていないもの</td> </tr> <tr> <td>デュアル</td> <td>端末装置間の回線が二重化されているもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	シングル	端末装置間の回線が二重化されていないもの	デュアル	端末装置間の回線が二重化されているもの									
品 目	内 容															
シングル	端末装置間の回線が二重化されていないもの															
デュアル	端末装置間の回線が二重化されているもの															
(3) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり回線および通信の態様による細目を定めます。</p> <p>インターフェースによる区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">インターフェースがイーサネットのもの</td> <td>1Gb/sのもの</td> <td>1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/sのもの</td> <td>10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Gb/sのもの</td> <td>100Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インターフェースがファイバチャネルのもの</td> <td>1Gb/sのもの</td> <td>1.0625Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Gb/sのもの</td> <td>2.125Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容		インターフェースがイーサネットのもの	1Gb/sのもの	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	10Gb/sのもの	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	100Gb/sのもの	100Gbit/sの符号伝送が可能なもの	インターフェースがファイバチャネルのもの	1Gb/sのもの	1.0625Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2Gb/sのもの	2.125Gbit/sの符号伝送が可能なもの
区 別	内 容															
インターフェースがイーサネットのもの	1Gb/sのもの	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの														
	10Gb/sのもの	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの														
	100Gb/sのもの	100Gbit/sの符号伝送が可能なもの														
インターフェースがファイバチャネルのもの	1Gb/sのもの	1.0625Gbit/sの符号伝送が可能なもの														
	2Gb/sのもの	2.125Gbit/sの符号伝送が可能なもの														
(4) 回線距離の	回線距離は、次のとおり測定します。															

測定

区 分	回線距離の測定方法
(7) その専用回線が同一の收容区域内に終始する場合	その收容区域の回線距離測定局とその専用回線の双方の終端との間の直線距離の合計により測定します。
(イ) その専用回線の双方の終端がそれぞれ異なる收容区域内にある場合	その専用回線の双方の終端が所在する收容区域の回線距離測定局相互間の直線距離とそれぞれの専用回線の終端の回線距離測定局とその専用回線の終端との間の直線距離の合計により測定します。
備考 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用サービス取扱局を言います。 2 回線距離測定局は、別表3（2の規定は除きます。）のとおり定めます。	

(5) 最低利用期間内に専用契約の解約等があった場合の料金の適用

ア WDM専用サービスには、異経路によるもの及び長期利用契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。  
 イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第67条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。  
 ウ 専用契約者は、最低利用期間内にWDM専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。  
 エ ウの場合に、WDM専用サービスの品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。

(6) 長期継続利用に係る基本額の適用

ア 当社は、専用契約者から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、第2（料金額）の1（基本額）の額（この表の（4）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）
(7) 3年利用	3年間	第2の1の額に0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	第2の1の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった

- 場合は、その専用回線の提供を開始した日)から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。
- カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本額については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
- ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サービスの品目の変更若しくは専用回線の移転によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
- ただし、次に掲げる支払を要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払を要する額とします。

区 分	支払を要する額
(ア) 品目の変更等により基本額が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の基本額の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本額から減少後の長期継続利用適用後の基本額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本額に0.35を乗じて得た額

(注) この項の「残余の期間」とは満了日までの期間をいいます。

(7) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

- ア 当社は、WDM専用サービスに係る専用回線（品目がシングルのものを除きます。以下この(6)欄から(8)欄まで同じとします。）の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（約款第77条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その時刻とします。））とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を

利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は約款第67条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。

(ア) 約款第61条(接続専用回線の接続休止)の規定により接続休止したとき。

(イ) 約款第63条(利用中止)第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。

イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における、第2(料金額)に規定する料金額(この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)の合計額(以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上 2時間未満	10 %
2時間以上 4時間未満	20 %
4時間以上 6時間未満	30 %
6時間以上 8時間未満	40 %
8時間以上 72時間未満	50 %
72時間以上	100 %

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下、「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る料金(その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。)の額(約款第67条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(7)欄から(8)欄までの規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。

<p>(8) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、WDM専用サービスに係る専用回線の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることを専用契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその専用契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときに限りその専用契約に係る料金（以下、「故障通知時間返還料金額」といいます。）を返還します。ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) 約款第61条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 約款第63条（利用中止）第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。</p> <p>(ウ) 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内に約款第77条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたとき。</p> <p>(エ) 約款第77条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたことにより、当社がその専用回線等を全く利用できない状態であることを知ったとき。</p> <p>(オ) 当社の責めによらない理由により、当社からその連絡先に通知ができないとき。</p> <p>イ アに規定する故障通知時間返還料金額は、その専用回線等が全く利用できない状態であることを当社が知った時点における、第2（料金額）に規定する基本額（基本回線専用料）（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下、「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額とします。</p> <p>ウ 当社は、イの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下、「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ) 以外の場合</p> <p>その暦月におけるその専用契約に係る料金（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。）の額（約款第67条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合</p> <p>その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その専用回線等が全く利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその故障をその専用契約者に通知しなかった場合が1の暦月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(6)欄又は(8)欄までの規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障通知時間</p>
-----------------------------------	--

	返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。												
(9) サービス品質(稼働率)に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した稼働率(専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態が生じた場合の時間(そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。)を1の暦月ごとに合算した時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。)について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、1の暦月におけるWDM専用サービスの基本額(基本回線専用料)(この表の(1)欄から(5)欄までの適用又は料金表通則の2の規定(約款第67条(料金の支払義務)第2項第2号又は第3項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。)に次表に定める料金返還率を乗じて得た金額(以下、「稼働率返還料金額」といいます。)をその専用契約者に返還します。</p> <p>ただし、その状態が生じた場合において約款第61条(接続専用回線の接続休止)又は約款第63条(利用中止)があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="592 814 1263 1020"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.80%以上99.99%未満</td> <td>1/90</td> </tr> <tr> <td>98.00%以上99.80%未満</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>95.00%以上98.00%未満</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>90.00%以上95.00%未満</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>90.00%未満</td> <td>1/1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定及びこの表の(6)欄から(7)欄までの規定のうちいずれか2以上を1の暦月に同時に適用する場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、故障通知時間返還料金額、稼働率返還料金額の合計額を返金します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	稼働率	料金返還率	99.80%以上99.99%未満	1/90	98.00%以上99.80%未満	1/30	95.00%以上98.00%未満	1/10	90.00%以上95.00%未満	1/5	90.00%未満	1/1
稼働率	料金返還率												
99.80%以上99.99%未満	1/90												
98.00%以上99.80%未満	1/30												
95.00%以上98.00%未満	1/10												
90.00%以上95.00%未満	1/5												
90.00%未満	1/1												
(10) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の運用	回線距離測定局の変更があった場合、専用回線の終端が加入区域外にある場合並びに復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の料金の適用については、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。												

## 第2 料金額

### 1 基本回線専用料

#### 1-1 コース1のもの

専用線1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額	
	シングル	デュアル
15kmまでのもの	1,850,000円 (税込額1,998,000円)	2,700,000円 (税込額2,916,000円)

回 線 距 離	30	3,300,000円 (税込額3,564,000円)	5,700,000円 (税込額6,156,000円)
	40	4,400,000円 (税込額4,752,000円)	7,800,000円 (税込額8,424,000円)
	50	5,000,000円 (税込額5,400,000円)	9,300,000円 (税込額10,044,000円)
	60	5,600,000円 (税込額6,048,000円)	10,800,000円 (税込額11,664,000円)
	70	6,200,000円 (税込額6,696,000円)	12,300,000円 (税込額13,284,000円)
	80	6,800,000円 (税込額7,344,000円)	13,800,000円 (税込額14,904,000円)
	90	7,400,000円 (税込額7,992,000円)	15,300,000円 (税込額16,524,000円)
	100	8,000,000円 (税込額8,640,000円)	16,800,000円 (税込額18,144,000円)
	120	8,600,000円 (税込額9,288,000円)	18,300,000円 (税込額19,764,000円)
	120kmを超えるもの	9,400,000円 (税込額10,152,000円)	19,800,000円 (税込額21,384,000円)

1-2 コース2のもの

専用線1回線ごとに月額

距離区分	料 金 額	
	シングル	デュアル
15kmまでのもの	3,150,000円 (税込額3,402,000円)	4,600,000円 (税込額4,968,000円)
30	5,700,000円 (税込額6,156,000円)	9,800,000円 (税込額10,584,000円)
40	7,500,000円 (税込額8,100,000円)	13,300,000円 (税込額14,364,000円)
50	8,600,000円 (税込額9,288,000円)	15,900,000円 (税込額17,172,000円)
60	9,600,000円 (税込額10,368,000円)	18,400,000円 (税込額19,872,000円)
70	10,600,000円 (税込額11,448,000円)	21,000,000円 (税込額22,680,000円)
80	11,600,000円 (税込額12,528,000円)	23,600,000円 (税込額25,488,000円)
90	12,600,000円 (税込額13,608,000円)	26,100,000円 (税込額28,188,000円)
100	13,700,000円 (税込額14,796,000円)	28,700,000円 (税込額30,996,000円)
120	14,700,000円 (税込額15,876,000円)	31,200,000円 (税込額33,696,000円)
120kmを超えるもの	16,100,000円 (税込額17,388,000円)	33,800,000円 (税込額36,504,000円)

2 加算額

料 金 種 別		単 位		料 金 額	
				シングル	デュアル
ア 区域外線路専用料		専用回線の各終端につき 区域外線路100mまで毎に		1,000円 (税込額1,080円)	
イ 異経路の線路専用料		-		別に算定する実費	
ウ 回線終端 装置専用料	パッケ ージ利 用料	コース1の もの	1Gb/s用の もの1パッ ケージ毎に	25,000円 (税込額 27,000円)	50,000円 (税込額 54,000円)
			10Gb/s用の もの1パッ ケージ毎に	75,000円 (税込額 81,000円)	150,000円 (税込額 162,000円)
		コース2の もの	10Gb/s用の もの1パッ ケージ毎に	300,000円 (税込額 324,000円)	600,000円 (税込額 648,000円)
			100Gb/s用 のもの1パ ッケージ毎 に	420,000円 (税込額 453,600円)	840,000円 (税込額 907,200円)
	ポート 利用料	コース1の もの	インターフ ェースがイ ーサネット のもので 1Gb/sのも の1ポート 毎に	15,000円 (税込額 16,200円)	30,000円 (税込額 32,400円)
			インターフ ェースがイ ーサネット のもので 10Gb/sのも の1ポート 毎に	60,000円 (税込額 64,800円)	120,000円 (税込額 129,600円)
			インターフ ェースがフ ァイバチャ ネルのも ので1Gb/s のもの1ポ ート毎に	15,000円 (税込額 16,200円)	30,000円 (税込額 32,400円)
			インターフ ェースがフ ァイバチャ ネルのも ので2Gb/s のもの1ポ ート毎に	30,000円 (税込額 32,400円)	60,000円 (税込額 64,800円)

		コース2の もの	インターフ ェースがイ ーサネット のもので 10Gb/sのも の1ポート 毎に	60,000円 (税込額 64,800円)	120,000円 (税込額 129,600円)
			インターフ ェースがイ ーサネット のもので 100Gb/sの もの1ポー ト毎に	370,000円 (税込額 399,600円)	740,000円 (税込額 799,200円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。					

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																		
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる専用回線等（分岐回線、接続専用回線及び端末設備を含みます。以下この表において同じとします。）について、1の工事ごとに適用します。</p> <p>ただし、設備費の支払いを要する工事の場合であって回線終端装置の工事、配線工事及び機器工事を伴わないときは、工事費は適用しません。</p> <p>イ 臨時専用契約に関する工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず別に算定する実費とします。</p>																		
(2) 移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	<p>移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</p>																		
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線接続等に係る工事</td> <td> <p>専用回線、分岐回線及び接続専用回線について、専用サービス取扱局の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 多重アクセス等に係る回線接続工事</td> <td>1の多重アクセス又は端末回線多重について、1の専用回線ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) 上記以外の工事</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>イ 端末設備に係る工事</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(7) 回線終端装置の取付け工事</td> <td>回線終端装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 回線接続装置の取付け工事</td> <td>回線接続装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>ウ 配線設備に係る工事</td> <td> <p>配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td>エ 回線内速度設定の利用に係る工事</td> <td> <p>回線内速度設定を利用する場合に、設定する速度単位ごとに適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 回線接続等に係る工事	<p>専用回線、分岐回線及び接続専用回線について、専用サービス取扱局の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 多重アクセス等に係る回線接続工事</td> <td>1の多重アクセス又は端末回線多重について、1の専用回線ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) 上記以外の工事</td> </tr> </table>	(7) 多重アクセス等に係る回線接続工事	1の多重アクセス又は端末回線多重について、1の専用回線ごとに適用します。	(イ) 上記以外の工事		イ 端末設備に係る工事	<table border="1"> <tr> <td>(7) 回線終端装置の取付け工事</td> <td>回線終端装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 回線接続装置の取付け工事</td> <td>回線接続装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。</td> </tr> </table>	(7) 回線終端装置の取付け工事	回線終端装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。	(イ) 回線接続装置の取付け工事	回線接続装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。	ウ 配線設備に係る工事	<p>配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>	エ 回線内速度設定の利用に係る工事	<p>回線内速度設定を利用する場合に、設定する速度単位ごとに適用します。</p>
工事の区分	適 用																		
ア 回線接続等に係る工事	<p>専用回線、分岐回線及び接続専用回線について、専用サービス取扱局の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 多重アクセス等に係る回線接続工事</td> <td>1の多重アクセス又は端末回線多重について、1の専用回線ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) 上記以外の工事</td> </tr> </table>	(7) 多重アクセス等に係る回線接続工事	1の多重アクセス又は端末回線多重について、1の専用回線ごとに適用します。	(イ) 上記以外の工事															
(7) 多重アクセス等に係る回線接続工事	1の多重アクセス又は端末回線多重について、1の専用回線ごとに適用します。																		
(イ) 上記以外の工事																			
イ 端末設備に係る工事	<table border="1"> <tr> <td>(7) 回線終端装置の取付け工事</td> <td>回線終端装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 回線接続装置の取付け工事</td> <td>回線接続装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。</td> </tr> </table>	(7) 回線終端装置の取付け工事	回線終端装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。	(イ) 回線接続装置の取付け工事	回線接続装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。														
(7) 回線終端装置の取付け工事	回線終端装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。																		
(イ) 回線接続装置の取付け工事	回線接続装置の取付け（パッケージの追加・取替えを含みます。）又は変更を行う場合に適用します。																		
ウ 配線設備に係る工事	<p>配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>																		
エ 回線内速度設定の利用に係る工事	<p>回線内速度設定を利用する場合に、設定する速度単位ごとに適用します。</p>																		

オ 相互 接続点 に係る 工事	(ア) 接続 専用回 線の相 互接続 点に係 る工事	接続専用回線の相互接続点において次の工事を要する場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更
	(イ) 他社接 続回線の 相互接続 点に係る 工事	他社接続回線（西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）の相互接続点における工事に適用します。
	カ 端末制御装置の取付工事	映像伝送サービスに係る端末制御装置の取付け（パッケージの追加・取替を含みます。）又は変更を行う場合に適用します。
	キ 特定サービス取扱局内に係る工事	専用回線について、特定サービス取扱局内において接続等の工事を要する場合に適用します。
ク 監視制御に係る設定工事	WDM専用サービスにおける回線装置の監視制御設定に関わる工事に適用します。	

## 2 工事費の額

1回の片端ごとに

工事の種類		工事費の額	
		メタル配線の場合	光配線の場合
回線接続等に係る工事		2,500円(税込額2,700円)	
端末設備に係る工事	回線終端装置の取付工事	20,000円(税込額21,600円)	
	回線接続装置の取付工事	5,000円 (税込額5,400円)	8,000円 (税込額8,640円)
配線設備に係る工事		5,000円 (税込額5,400円)	12,000円 (税込額12,960円)
回線内速度設定の利用に係る工事		1,500円(税込額1,620円)	
相互接続点に係る工事	接続専用回線の相互接続点に係る工事	3,000円(税込額3,240円)	
	他社接続回線の相互接続点に係る工事	2,000円(税込額2,160円)	
端末制御装置の取付工事		12,000円(税込額12,960円)	
特定サービス取扱局内に係る工事		20,000円(税込額21,600円)	
監視制御に係る設定工事		12,000円(税込額12,960円)	
備考			

1. 上記工事及び専用回線の設置に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。この場合の実費の算定方法は、料金表通則に定める設備費の額の場合に準ずるものとします。
2. 高速イーサネット専用サービスの200Mb/sから100Gb/sまでの品目の場合は配線設備に係る工事費は適用しないものとします。

## 第2 線路設置費

### 1 適用

区分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）について適用します。</p> <p>イ 移転後の専用回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 専用申込者が現に利用している当社の専用サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結して、その場所で専用サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事（2線式から4線式のものに変更する工事を除きます。）を要するときはこの差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">＝</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">－</td> <td style="width: 14%; padding: 5px;">解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</td> </tr> </table> <p>イ 前アの場合において、専用申込者が現に利用している専用回線の引込線が4線式の場合に、その引込線1回線を専用申込のあった専用回線の2線式の引込線2回線として利用するときは、線路設置費の支払いを要しません。</p> <p>ウ 専用サービスの品目の変更又は専用回線の2線式から4線式への区別の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">＝</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">－</td> <td style="width: 14%; padding: 5px;">変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額</td> </tr> </table>	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	＝	新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	－	解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	＝	変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額	－	変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額
線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	＝	新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	－	解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額							
線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	＝	変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額	－	変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額							
(3) 多重アクセス利用の開始又は廃止の場合の線路設置費の適用	<p>ア 多重アクセスの利用に係る専用回線の線路設置費は、2（線路設置費の額）の規定にかかわらず、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線のうち、1の専用回線（その専用回線が64kb/s又は128kb/sのものである場合は、これを192kb/sのものとみなします。）についてのみ、その品目の線路設置費を適用します。</p> <p>ただし、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線について、線路設置費を支払って設置された専用回線があるとき又は同一の多重アクセスを利用している専用回線の一部の専用回線について、専用契約の解除若しくは移転があった場合であって、引き続き多重アクセスを利用するときは、多重アクセスの利用に伴う線路設置費の支払いは要しません。この場合において、線路</p>										

	<p>設置費を支払って設置された専用回線が 64kb/s又は 128kb/s のもののみであるときの線路設置費は、192kb/sの専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額とその専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額との差額の支払いを要します。</p> <p>イ 多重アクセスの利用を廃止し、引き続きその場所で専用回線を利用する場合は、その廃止のあった専用回線について、線路設置費の支払いを要します。</p> <p>ただし、多重アクセスの利用の廃止のあった専用回線が線路設置費を支払って設置されたものであるときは、この限りではありません。</p>
(4) 工事費の減額適用	<p>ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用する事が有ります。</p>

## 2 線路設置費の額

### 線路設置費

引込線 1 回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線 路 設 置 費 の 額		
	臨時専用契約以外 の契約に係るもの	臨時専用契約に係 るもの	
一般専用サービス	2 線式の場合	17,000 円 (税込額 18,360 円)	4,250 円 (税込額 4,590 円)
	4 線式の場合	30,000 円 (税込額 32,400 円)	7,500 円 (税込額 8,100 円)
高速デジタル伝送 サービス	メタル配線の場合	17,000 円 (税込額 18,360 円)	4,250 円 (税込額 4,590 円)
	光配線の場合	62,000 円 (税込額 66,960 円)	15,500 円 (税込額 16,740 円)
ATM専用サービス		62,000円 (税込額66,960円)	15,500円 (税込額 16,740 円)
高速イーサネット専用サービス		62,000円 (税込額66,960円)	—
映像伝送サービス		62,000円 (税込額66,960円)	15,500円 (税込額 16,740 円)
WDM専用サービス		62,000円 (税込額66,960円)	—

### 第3 設備費

#### 1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路による専用回線の部分 イ 特別な電気通信設備の部分
備考	特別な電気通信設備の部分には、専用サービスの品目の変更、専用回線の2線式と4線式の区別の変更、端末回線の1芯式と2芯式の区別の変更又は専用回線の分岐若しくは移転により新設する部分を含みます。

#### 2 設備費の額

設備費

区 分	設 備 費 の 額
一般専用サービス	別に算定する実費
高速デジタル伝送サービス	別に算定する実費
A T M専用サービス	別に算定する実費
高速イーサネット専用サービス	別に算定する実費
映像伝送サービス	別に算定する実費
W D M専用サービス	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。

# 別 表

## 別表 1 基本的な技術的事項

### 1 一般専用サービス

(1) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 名		物理的条件	相互接続回線
帯域品目		2線式又は4線式インタフェース	
符号品目	9,600 b/s	Vシリーズの場合25ピンコネクタ (IS 2110に準拠)	Vシリーズの場合 ITU-T勧告V. 24に準拠
		Xシリーズの場合15ピンコネクタ (IS 4903に準拠)	Xシリーズの場合 ITU-T勧告X. 24に準拠

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目		物理的条件
自由品目	3.4kHz	2線式又は4線式インタフェース
音声品目	音声伝送	
符号品目	9,600b/s	4線式インタフェース

### 2 高速デジタル伝送サービス

(1) 高速品目の場合

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目 等		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	送出電圧
64kb/s		15ピンコネクタ (ISO標準 IS4903準拠)	80kbit/s	CMI符号	0.96~1.44V
192kb/s、384kb/s 768kb/s			1,544 kbit/s		2~6V
1.5Mb/s			ISO標準 IS10173準拠		TTC標準 JT-I 431-a準拠
下記以外のもの エコノミークラス 又はシンブルクラスのもの					
3Mb/s、6Mb/s		15ピンコネクタ (ISO標準 IS4903準拠)	6,312 kbit/s	CMI符号	2~6V

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品目等		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	送出電圧等
64kb/s、128kb/s (注)		ISO標準 IS8877 準拠 又は ネジ止め4端子	TTC標準 JT-I 430-a準拠		
192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、 768kb/s、1Mb/s、 1.5Mb/s (注)		ISO標準 IS10173 準拠、ISO標準 IS8877準拠 又は ネジ止め4端子	TTC標準 JT-I 431-a準拠		
128kb/s、192kb/s、 256kb/s、384kb/s、 512kb/s、768kb/s、 1Mb/s、1.5Mb/s		ISO標準 IS2593	ITU-T V.3.5準拠		
3Mb/s、4.5Mb/s、 6Mb/s (注)		JIS規格 C5412- 1976C02準拠	6,312 kbit/s	TTC標準 JT-G 703-a準拠	
多重 アクセス	128kb/s × N (N:2~12)	ISO標準 IS8877 準拠 又は ネジ止め4端子	TTC標準 JT-I 431-a準拠		
	1.5Mb/s	ISO標準 IS10173 準拠、ISO標準 IS8877準拠 又は ネジ止め4端子			
	6Mb/s	JIS規格 C5412- 1976C02準拠	6,312 kbit/s	TTC標準 JT-G 703-a準拠	
Yイン タフェ ース変 換	64kb/s	15ピコネクタ (ISO標準 IS4903準拠)	80kbit/s	CMI符号	0.96~1.44V
	192kb/s、384k b/s、768kb/s、 1.5Mb/s		1,544 kbit/s		2~6V
	3Mb/s、6Mb/s		6,312 kbit/s		

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目等		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
64kb/s、128kb/s (注)		2線式インタフェース	TTC標準 JT-G 961準拠		
64kb/s、128kb/s 192kb/s、256kb/s 384kb/s、512kb/s 768kb/s、1Mb/s 1.5Mb/s、3Mb/s 4.5Mb/s、6Mb/s(注)		F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠)	6,312 kbit/s	CMI符号	光出力 -7dBm以下 使用中心波 長 1.31μm
多重 アク セス	128kb/s × N (N:2~12) 1.5Mb/s 6Mb/s				

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。

## (2) 超高速品目の場合

## ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
50Mb/s	BNC同軸コネクタ (JIS規格C5412 CNC02 準拠)	44.736 Mbit/s	B3ZS符号	最大送出電力 +5.7dBm以下
	F04形 単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (JIS規格C5973準拠)	51.840 Mbit/s	NRZ符号	光出力 -8dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 $\mu$ m
155.520 Mbit/s				
150Mb/s	F04形 単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (JIS規格C5973準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ符号	光出力 -8dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 $\mu$ m

## イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物 理 的 条 件		相 互 接 続 回 路		
	配線設備を提 供しない場合	配線設備を提 供する場合	伝送速度	符号形式	光出力等
50Mb/s	コネクタ F04形単心 光ファイバ <sup>®</sup> -コネク タ(JIS規格 C5973準拠) ケーブル SM形光ファイ バ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格 G6835のSSMA -10/125準拠)	コネクタ F04形単心 光ファイバ <sup>®</sup> -コネク タ(JIS規格 C5973準拠)	51.840 Mbit/s	NRZ符号	光出力 +3dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 $\mu$ m
			155.520 Mbit/s		
150Mb/s	コネクタ F04形単心 光ファイバ <sup>®</sup> -コネク タ(JIS規格 C5973準拠) ケーブル SM形光ファイ バ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格 G6835のSSMA -10/125準拠)	コネクタ F04形単心 光ファイバ <sup>®</sup> -コネク タ(JIS規格 C5973準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ符号	光出力 +3dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 $\mu$ m

600Mb/s	コネクタ F 04形単心 光ファイバ <sup>®</sup> -コネク タ (JIS規格 C5973準拠) ケーブル SM形光ファイ バ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格 C6835のSSMA -10/125準拠)	コネクタ F 04形単心 光ファイバ <sup>®</sup> -コネク タ (JIS規格 C5973準拠)	ITU-T 勧告 G.707準拠 又はGR-253 CORE準拠
---------	---	--	-------------------------------------

### 3 ATM専用サービス

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相 互 接 続 回 路			
		伝送速度	符号形式	送出電力等	
0.5Mb/s、 1Mb/s~24Mb/s (1Mb/sごと)	UTP-MIC(RJ45) (ISO/IEC603-7 準拠)	25.6Mbit/s	NRZI符号	3.4V以下 (P-P値)	
0.5Mb/s、 1Mb/s~40Mb/s (1Mb/sごと)	BNC同軸コネクタ (JIS規格 C5412-1976 CNC02準拠)	44.736 Mbit/s	B3ZS符号	22,368kHz : +5.7dBm以下 44,736kHz : 22,368kHzの 送出電力より 20dB以下	
0.5Mb/s、 1Mb/s ~ 44Mb/s (1Mb/sご と)	下記以外 のもの	F 04形単心光 ファイバ <sup>®</sup> -コネク タ (JIS規格 C5973準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ符号	TTC標準 JT-G957準拠 光出力 -8dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31μm  ATM-Forum 準拠 光出力 -14dBm以下 (平均値) 使用波長 1.27μm ~ 1.38μm
10BASE-T 又 は 100 BASE -TXのもの	8端子コネクタ (ISO標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠			

(2) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
0.5Mb/s、 1Mb/s～135Mb/s (1Mb/sごと)	F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ符号	TTC標準 JT-G957準拠 光出力 -8dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31μm  ATM-Forum 準拠 光出力 -14dBm以下 (平均値) 使用波長 1.27μm～ 1.38μm

(3) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物 理 的 条 件		相 互 接 続 回 路		
	配線設備を提 供しない場合	配線設備を提 供する場合	伝送速度	符号形式	光出力等
0.5Mb/s、 1Mb/s～ 135Mb/s (1Mb/sごと)	コネクタ F04形 単心光ファイ バコネクタ (JIS規格 C5973準拠)  ケーブル SM形光ファイ バケーブル (JIS規格 C6835の SSMA-10 /125準拠)	コネクタ F04形 単心光ファイ バコネクタ (JIS規格 C5973準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ符号	光出力 +3dBm以下 (平均値)  使用中心波長 1.31μm

#### 4 高速イーサネット専用サービス

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
200Mb/s、300Mb/s、 400Mb/s、500Mb/s、 600Mb/s、700Mb/s、 800Mb/s、900Mb/s、 1Gb/sのもの	F04形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (JIS規格 C5973準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
	GI形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格C6832の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125準拠)	
	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠)	
	GI 形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル(JIS 規格 C6832 のSGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	
10Gb/sのもの	F04形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (JIS規格 C5973準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	SM形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格C6835の SSMA-10/125 準拠)	
	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC標準61754-20準拠)	
	GI 形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル(JIS 規格 C6832 のSGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	
	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
10Gb/sのもの	LC形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (IEC規格 61754-20準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR 準拠
	SM形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格C6835の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-ER 準拠

100Gb/sのもの	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC規格 61754-20準拠)  SM形光ファイバケーブル (JIS規格C6835の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3ba 100GBASE-LR4 準拠
------------	---	--------------------------------

(2) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s、 2Mb/s、3Mb/s、 4Mb/s、5Mb/s、 6Mb/s、7Mb/s、 8Mb/s、9Mb/s、 10Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s、30Mb/s、 40Mb/s、50Mb/s、 60Mb/s、70Mb/s、 80Mb/s、90Mb/s、 100Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

(3) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s、 2Mb/s、3Mb/s、 4Mb/s、5Mb/s、 6Mb/s、7Mb/s、 8Mb/s、9Mb/s、 10Mb/sのもの	F04形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3 準拠
20Mb/s、30Mb/s、 40Mb/s、50Mb/s、 60Mb/s、70Mb/s、 80Mb/s、90Mb/s、 100Mb/sのもの	F04形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3 準拠

(4) 当社が特別電気通信設備を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/sのもの	2線式又は4線式インタフェース	周波数帯域 300~3400Hz SS/SR方式 TTC標準 JJ-21.10 準拠

5 映像伝送サービス

(1) 当社が回線接続装置を提供する場合

信 号		物理的条件		相互接続回路	
一般映像 伝送サー ビス	A Vライン サービス	映像	送信	BNC-P-同軸コネクタ	送信電圧 1.0Vp-p 以下 (75Ω 不平衡)
			受信		
	音響	送信	XLR-3-11Cコネクタ	送信電力 0dBm以下 (600Ω 平衡)	
		受信	XLR-3-12Cコネクタ		
	Vライン サービス	映像	送信	BNC-P-同軸コネクタ	送信電圧 1.0Vp-p 以下 (75Ω 不平衡)
			受信		
制御		送信	XLR-3-11Cコネクタ 又は DSUB37ピン型コネクタ	その都度定めさせて いただきます。	
		受信	XLR-3-12Cコネクタ 又は DSUB37ピン型コネクタ		
高画質映 像伝送サ ービス	Uライン サービス	映像	送信	BNC-P-同軸コネクタ	送信電圧 1.0Vp-p 以下 (75Ω 不平衡)
			受信		
		音響	送信	XLR-3-11Cコネクタ	送信電力 0dBm以下

多チャンネル映像 伝送サービス	Mライン サービス	映像	受信	XLR-3-12Cコネクタ		(600Ω 平衡)	
			送信	BNC-P-同軸コネクタ		デジタル	送信電圧 800mVp-p ±10%以内 (75Ω 不平衡)
			受信			アナログ	送信電圧 1.0Vp-p以下 (75Ω 不平衡)
		音響	送信	XLR-3-11Cコネクタ		デジタル	送信電力 10Vp-p (110Ω 平衡)
			受信	XLR-3-12Cコネクタ		アナログ	送信電力 +24dBm以下 (600Ω 平衡)
広帯域映像 伝送サービス	Wライン サービス	映像 音響	送信 受信	BNC型高周波同軸コネクタ 又は FT型高周波同軸コネクタ 又は SP型高周波同軸コネクタ		その都度定めさせていただきます。 (75Ω 不平衡)	
ハイビジョン映像 伝送サービス	HVライン サービス	映像	送信	光インタフェース	F04形単心 光ファイバー コネクタ (JIS C5973)	デジタル	-7.5dBm(平均) 以下
			受信	電気インタフェース	BNC-P-同軸 コネクタ	デジタル	送信電圧 800mVp-p±10% (75Ω 不平衡)
						アナログ	送信電圧 1.0Vp-p以下 (75Ω 不平衡)
		音響	送信	XLR-3-11Cコネクタ		デジタル	送信電圧 3~10Vp-p (110Ω 平衡)
			受信	XLR-3-12Cコネクタ		アナログ	送信電力 4dBm以下 (600Ω 平衡)
多機能型 多チャンネル映像 伝送サービス	Mライン プラス	映像 音響	送信	BNC-P-同軸コネクタ		送信電圧 800mVp-p±10% (75Ω の不平衡)	
			受信				
		映像	送信	BNC-P-同軸コネクタ		送信電圧 1.0Vp-p以下 (75Ω の不平衡)	
			受信				

		音響	送信	XLR-3-11コネクタ	送信電圧 +20dBm以下 (600Ωの不平衡)
			受信	XLR-3-12コネクタ	
	制御用のもの	制御	送信	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3 10BASE-T 準拠
			受信		
	IF(中間周波数)用		送信	BNC-P-同軸コネクタ	送信電圧 -9~-18dBm (50Ωの不平衡)
			受信		

(注)信号方向 送信：端末設備等→回線接続装置  
受信：回線接続装置→端末設備等

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

信 号			物 理 的 条 件
一般映像伝送サービス	AVラインサービス	映像 音響	接続コネクタ F01形単心光ファイバコネクタ (JIS C5970)
	Vラインサービス	映像 制御	
高画質映像伝送サービス	Uラインサービス	映像 音響	
多チャンネル映像伝送サービス	Mラインサービス	映像 音響	接続コネクタ F04形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)
広帯域映像伝送サービス	Wラインサービス	映像 音響	接続コネクタ F01形単心光ファイバコネクタ (JIS C5970) 又は、 F04形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)
ハイビジョン映像伝送サービス	HVラインサービス	映像 音響	接続コネクタ F01形単心光ファイバコネクタ (JIS C5970)
多機能型多チャンネル映像伝送サービス	Mラインプラスサービス	映像 音響 制御	接続コネクタ F04形単心光ファイバコネクタ (JIS C5973)

6 WDM専用サービス

品 目	物理的条件	相互接続回路	
インターフェースがイーサネットのもの	1Gb/sのもの F04形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (JIS規格 C5973準拠)  GI形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格C6832の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠	
	F04形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (JIS規格 C5973準拠)  SM形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格C6835の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠	
	8ピンコネクタ (ISO標準 IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠	
	10Gb/sのもの	LC形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (IEC規格 61754-20準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR 準拠
		SM形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格C6835の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-ER 準拠
	100Gb/sのもの	LC形単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ (IEC規格 61754-20準拠)  SM形光ファイバ <sup>®</sup> -ケーブル (JIS規格C6835の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3ba 100GBASE-LR4 準拠
インターフェースがファイバチャンネルのもの	1Gb/sのもの LC形単心光ファイバコネクタ (IEC規格 61754-20準拠)	ANSI INCITS準拠	
	2Gb/sのもの SM形光ファイバケーブル (JIS規格 C6835のSSMA-10/125 準拠)		
	GI形光ファイバケーブル (JIS規格 C6832のSGI-50/125)		

別表2 ATM専用サービスの伝送速度

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
0.5Mb/s	0.5Mb/s	46Mb/s	46.0Mb/s	92Mb/s	92.0Mb/s
1Mb/s	1.0Mb/s	47Mb/s	47.0Mb/s	93Mb/s	93.0Mb/s
2Mb/s	2.0Mb/s	48Mb/s	48.0Mb/s	94Mb/s	94.0Mb/s
3Mb/s	3.0Mb/s	49Mb/s	49.0Mb/s	95Mb/s	95.0Mb/s
4Mb/s	4.0Mb/s	50Mb/s	50.0Mb/s	96Mb/s	96.0Mb/s
5Mb/s	5.0Mb/s	51Mb/s	51.0Mb/s	97Mb/s	97.0Mb/s
6Mb/s	6.0Mb/s	52Mb/s	52.0Mb/s	98Mb/s	98.0Mb/s
7Mb/s	7.0Mb/s	53Mb/s	53.0Mb/s	99Mb/s	99.0Mb/s
8Mb/s	8.0Mb/s	54Mb/s	54.0Mb/s	100Mb/s	100.0Mb/s
9Mb/s	9.0Mb/s	55Mb/s	55.0Mb/s	101Mb/s	101.0Mb/s
10Mb/s	10.0Mb/s	56Mb/s	56.0Mb/s	102Mb/s	102.0Mb/s
11Mb/s	11.0Mb/s	57Mb/s	57.0Mb/s	103Mb/s	103.0Mb/s
12Mb/s	12.0Mb/s	58Mb/s	58.0Mb/s	104Mb/s	104.0Mb/s
13Mb/s	13.0Mb/s	59Mb/s	59.0Mb/s	105Mb/s	105.0Mb/s
14Mb/s	14.0Mb/s	60Mb/s	60.0Mb/s	106Mb/s	106.0Mb/s
15Mb/s	15.0Mb/s	61Mb/s	61.0Mb/s	107Mb/s	107.0Mb/s
16Mb/s	16.0Mb/s	62Mb/s	62.0Mb/s	108Mb/s	108.0Mb/s
17Mb/s	17.0Mb/s	63Mb/s	63.0Mb/s	109Mb/s	109.0Mb/s
18Mb/s	18.0Mb/s	64Mb/s	64.0Mb/s	110Mb/s	110.0Mb/s
19Mb/s	19.0Mb/s	65Mb/s	65.0Mb/s	111Mb/s	111.0Mb/s
20Mb/s	20.0Mb/s	66Mb/s	66.0Mb/s	112Mb/s	112.0Mb/s
21Mb/s	21.0Mb/s	67Mb/s	67.0Mb/s	113Mb/s	113.0Mb/s
22Mb/s	22.0Mb/s	68Mb/s	68.0Mb/s	114Mb/s	114.0Mb/s
23Mb/s	23.0Mb/s	69Mb/s	69.0Mb/s	115Mb/s	115.0Mb/s
24Mb/s	24.0Mb/s	70Mb/s	70.0Mb/s	116Mb/s	116.0Mb/s
25Mb/s	25.0Mb/s	71Mb/s	71.0Mb/s	117Mb/s	117.0Mb/s
26Mb/s	26.0Mb/s	72Mb/s	72.0Mb/s	118Mb/s	118.0Mb/s
27Mb/s	27.0Mb/s	73Mb/s	73.0Mb/s	119Mb/s	119.0Mb/s
28Mb/s	28.0Mb/s	74Mb/s	74.0Mb/s	120Mb/s	120.0Mb/s
29Mb/s	29.0Mb/s	75Mb/s	75.0Mb/s	121Mb/s	121.0Mb/s
30Mb/s	30.0Mb/s	76Mb/s	76.0Mb/s	122Mb/s	122.0Mb/s
31Mb/s	31.0Mb/s	77Mb/s	77.0Mb/s	123Mb/s	123.0Mb/s
32Mb/s	32.0Mb/s	78Mb/s	78.0Mb/s	124Mb/s	124.0Mb/s
33Mb/s	33.0Mb/s	79Mb/s	79.0Mb/s	125Mb/s	125.0Mb/s
34Mb/s	34.0Mb/s	80Mb/s	80.0Mb/s	126Mb/s	126.0Mb/s
35Mb/s	35.0Mb/s	81Mb/s	81.0Mb/s	127Mb/s	127.0Mb/s
36Mb/s	36.0Mb/s	82Mb/s	82.0Mb/s	128Mb/s	128.0Mb/s
37Mb/s	37.0Mb/s	83Mb/s	83.0Mb/s	129Mb/s	129.0Mb/s
38Mb/s	38.0Mb/s	84Mb/s	84.0Mb/s	130Mb/s	130.0Mb/s
39Mb/s	39.0Mb/s	85Mb/s	85.0Mb/s	131Mb/s	131.0Mb/s
40Mb/s	40.0Mb/s	86Mb/s	86.0Mb/s	132Mb/s	132.0Mb/s
41Mb/s	41.0Mb/s	87Mb/s	87.0Mb/s	133Mb/s	133.0Mb/s
42Mb/s	42.0Mb/s	88Mb/s	88.0Mb/s	134Mb/s	134.0Mb/s
43Mb/s	43.0Mb/s	89Mb/s	89.0Mb/s	135Mb/s	134.7Mb/s
44Mb/s	44.0Mb/s	90Mb/s	90.0Mb/s		
45Mb/s	45.0Mb/s	91Mb/s	91.0Mb/s		

別表3 回線距離測定局

回線距離測定局は、次のとおりとします。

- 1 専用回線の終端又は分岐箇所を収容する専用サービス取扱局で、当社が指定する次の専用サービス取扱局とします。

専用サービス取扱局	収容区域
北 浜	大阪市北区、都島区、福島区、此花区、中央区一部地域、西区、港区、天王寺区一部地域
三 国	大阪市西淀川区、東淀川区、淀川区、豊中市一部地域、吹田市一部地域、摂津市一部地域
千 里	豊中市一部地域、池田市、吹田市一部地域、箕面市、豊能町、能勢町
住 之 江	大阪市大正区、天王寺区一部地域、中央区一部地域、浪速区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、住之江区
守 口	大阪市旭区、城東区、鶴見区、守口市、大東市、門真市、四条畷市
布 施	大阪市東成区、生野区、東大阪市
茨 木	高槻市一部地域、茨木市、摂津市一部地域
高 槻	高槻市一部地域、島本町、大山崎町
枚 方	枚方市、寝屋川市、交野市
八 尾	大阪市平野区、八尾市、柏原市
羽 曳 野	富田林市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河内長野市、堺市一部地域（美原町）、太子町、河南町、千早赤阪村
堺	堺市一部地域（美原町を除く）、高石市
岸 和 田	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、忠岡町、熊取町
樽 井	泉佐野市一部地域（空港島、りんくうタウンを除く）、泉南市一部地域（空港島、りんくうタウンを除く）、阪南市、田尻町一部地域（空港島、りんくうタウンを除く）
り ん く う	泉佐野市一部地域（空港島、りんくうタウン）、泉南市一部地域（空港島、りんくうタウン）、田尻町一部地域（空港島、りんくうタウン）
岬	岬町
京 都	京都市上京区、中京区、東山区、下京区、南区、右京区一部地域（京北町を除く）、伏見区一部地域、西京区、向日市、長岡京市
松 ケ 崎	京都市北区、左京区
伏 見	京都市伏見区一部地域、山科区、宇治市一部地域
亀 岡	亀岡市、八木町
城 陽	京都市伏見区一部地域、宇治市一部地域、城陽市、久御山町、井手町、山城町、宇治田原町、和束町、加茂町、笠置町、南山城村
三 山 木	八幡市、京田辺市、木津町、精華町
西 舞 鶴	舞鶴市、宮津市、与謝野町、大宮町、野田川町、丹後町、弥栄町
福 知 山	福知山市、綾部市
丹 波	南丹市一部地域（園部町、日吉町、美山町）、瑞穂町、丹波町、和知町、京都市右京区一部地域（京北町）
神 戸	神戸市灘区、北区、中央区
湊 川	神戸市兵庫区、長田区、須磨区
明 石	神戸市垂水区、西区、明石市

三	田	三田市、篠山市
西	宮	神戸市東灘区、西宮市、芦屋市
伊	丹	伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町
尼	崎	尼崎市
稲	美	加古川市一部地域、稲美町、播磨町
加	古	加古川市一部地域、高砂市
姫	路	姫路市一部地域、福崎町、市川町
網	干	姫路市一部地域、たつの市一部地域、太子町
相	生	相生市、たつの市一部地域
西	播	たつの市一部地域（新宮町）、上郡町、宍粟市一部地域
	磨	（山崎町、一宮町）、佐用町
赤	穂	赤穂市
	社	西脇市、加西市、加東市一部地域（社町、滝野町）、多可町
柏	原	丹波市一部地域（柏原町、氷上町、春日町、山南町、市島町）
三	木	三木市、小野市、加東市一部地域（東条町）
豊	岡	豊岡市、朝来市一部地域（和田山町）、養父市一部地域 （養父町、八鹿町、大屋町）、久美浜町、網野町、 香美町一部地域（香住町）
生	野	朝来市一部地域（生野町、朝来町、山東町）、丹波市一部地域 （青垣町）、神河町
温	泉	香美町一部地域（村岡町、美方町）、新温泉町
洲	本	洲本市、南あわじ市（除く一部）
津	名	淡路市
奈	良	奈良市一部地域（石木町、大和田町、帝塚山、帝塚山南、鳥見町、 富雄泉ヶ丘、富雄元町、中町、三碓、三碓町、都祁村を除く）、 山添村
富	雄	奈良市一部地域（石木町、大和田町、帝塚山、帝塚山南、鳥見町、 富雄泉ヶ丘、富雄元町、中町、三碓、三碓町）、生駒市
大	和	大和郡山市、天理市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、 奈良市一部地域（都祁村）
大	和	大和高田市、橿原市、香芝市、宇陀市、三宅町、田原本町、 葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、桜井市、五條市、 御所市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、
大	津	大津市一部地域
堅	田	大津市一部地域
草	津	草津市、守山市、栗東町、湖南市一部地域（石部町）、 甲賀市一部地域（信楽町、甲南町）
近	江	近江八幡市、野洲市、安土町、竜王町、能登川町、 東近江市一部地域（能登川町）
彦	根	彦根市、多賀町
長	浜	長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、 西浅井町
柏	木	湖南市一部地域（甲西町）、甲賀市一部地域（水口町）、 東近江市一部地域（蒲生町）、日野町
八	日	東近江市一部地域（蒲生町、能登川町を除く）、愛荘町、 甲良町、豊郷町
土	山	甲賀市一部地域（土山町、甲賀町）
高	島	高島市
和	歌	和歌山市、海南市、紀の川市一部地域（桃山町、打田町、 貴志川町）、岩出市、紀美野町一部地域（美里町）

有田	有田市、湯浅町、有田川町一部地域（吉備町、金屋町）、紀美野町一部地域（野上町）、広川町
粉河	橋本市、紀の川市一部地域（粉河町、那賀町）、かつらぎ町（除く一部）、高野町、九度山町
御坊	御坊市、由良町、日高町、美浜町、日高川町（除く一部）、印南町
田辺	田辺市（除く一部）、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町
串本	串本町（除く一部）、古座川町
新宮	新宮市、熊野市、那智勝浦町、太地町、御浜町、紀宝町
小浜	小浜市、若狭町、美浜町、おおい町一部地域（名田庄村）
高浜	高浜町、おおい町一部地域（大飯町）

- 2 上記1のうち、専用回線の終端又は分岐箇所が次の単位料金区域内の専用サービス取扱局に收容される場合は、回線距離測定局は次のとおりとします。  
この場合、その単位料金区域内で専用回線が終始するものについては、この規定は適用しません。

単位料金区域	専用サービス取扱局	回線距離測定局とする専用サービス取扱局
大 阪	北 三 住 守 布 尼 之 江 口 施 崎 浜 国 里 江 口 施 崎	北 浜
茨 木	茨 高 槻	茨 木
枚 方	枚 方	枚 方
八 尾	八 尾 野 羽 曳 野	八 尾
堺	堺	堺
岸 和 田	岸 樽 井 り ん く う 岬	岸 和 田
京 都	京 松 ケ 都 伏 見 崎 亀 岡 見 岡	京 都
城 陽	城 三 山 陽 山 木	城 陽
西 舞 鶴	西 舞 鶴	西 舞 鶴
福 知 山	福 知 山	福 知 山
丹 波	丹 波	丹 波
神 戸	神 湊 戸 明 三 川 三 石 田	神 戸
西 宮	西 宮	西 宮

伊 丹 稲 美	伊 丹 稲 加 古 川	伊 丹 稲 美
姫 路	姫 網 路 干	姫 路
相 生	相 西 播 磨	相 生
赤 穂 三 木	赤 三 木 社	赤 穂 三 木
柏 原	柏 原	柏 原
豊 岡	豊 岡	豊 岡
生 野	生 野	生 野
温 泉	温 泉	温 泉
洲 本 津 名	洲 本 津 名	洲 本 津 名
奈 良	奈 富 良 雄 山 大 和 郡	奈 良
大 和 高 田	大 和 高 田	大 和 高 田
大 津	大 堅 津 田 津 幡 草 江 八	大 津
彦 根	彦 根	彦 根
長 浜	長 浜	長 浜
柏 木	柏 八 日 木 市 山 土 山	八 日 市
高 島	高 島	高 島
和 歌 山	和 有 歌 山 田	和 歌 山
粉 河	粉 河	粉 河
御 坊	御 坊	御 坊
田 辺	田 辺	田 辺
串 本	串 本	串 本
新 宮	新 宮	新 宮
小 浜	小 高 浜	小 浜

(注) 「単位料金区域」とは、回線距離測定のために当社が定める単数又は複数の収容区域をいいます。

別表4 警察機関に限定した料金の減額の適用

ア 当社は、専用契約者（警察機関に限ります。）から、その専用契約（臨時専用契約を除きます。）に係る専用回線（接続専用回線以外の768kb/sのもの（Yインタフェースのものを除きます。）で、その両端が警察法（昭和29年法律第162号）による管区警察局、府県警察本部、警察学校又は警察署（交番その他の派出所又は駐在所を除きます。）の構内又は建物内に終端するものに限ります。）を警察の事業のために利用する場合について、警察機関に限定した料金の減額の申出があった場合には、その基本額及び加算額（768kb/s用の回線接続装置専用料に限ります。以下この表において同じとします。）については、第1表第2類第1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の基本額及び加算額に代えて、それぞれ（ア）及び（イ）の額を適用します。

（ア）基本額

768kb/sのもの

専用回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額
回 線 距 離	15 kmまでのもの	80,000円（税込額86,400円）
	30 "	168,000円（税込額181,440円）
	40 "	183,600円（税込額198,288円）
	50 "	191,600円（税込額206,928円）
	60 "	202,800円（税込額219,024円）
	70 "	210,800円（税込額227,664円）
	80 "	216,800円（税込額234,144円）
	90 "	222,800円（税込額240,624円）
	90 kmを超えるもの	228,400円（税込額246,672円）

（イ）加算額

回線接続装置専用料 9,500円（税込額10,260円）

イ 当社は、この警察機関に限定した料金の減額を受けている専用回線について、次のいずれかに該当する場合には、料金の減額を廃止します。

（ア）品目の変更があったとき。

（イ）移転等により、その一端又は両端がアに定める構内又は建物内でなくなったとき。

（ウ）主に警察の事業以外のために利用することになったとき。

# 附 則

## 附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成8年5月1日から実施します。

(一般専用サービスに関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、専用サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)の規定により提供している2,400b/s及び4,800b/sの専用回線に関する料金その他の取扱い並びに次項の規定により申込みを承諾する専用契約に関する提供条件については、附則別表1に掲げるものを除いて、第6条(一般専用サービスの品目)に掲げる符号品目の提供条件に準じるものとします。

2 当社は、2,400b/s及び4,800b/sの専用契約を、現に締結している専用契約者からそのサービスと同一の品目に係る専用契約の申込みがあった場合には、この改正規定実施の日から平成8年10月31日までの間、その申込みを承諾します。

(高速デジタル伝送サービスの料金に関する経過措置)

第3条 削 除

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この約款実施の際現に、旧約款の規定に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(この約款実施前に行った手続き等の効力等)

第5条 この約款実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

## 附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成8年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成8年11月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしま

す。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年4月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年12月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの64kb/s（Yインタフェースのものを除きます。）、128kb/s又は1.5Mb

/s（Yインタフェースのものを除きます。）の専用回線については、この改正規定の実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成10年10月25日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成10年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（附則及び附則別表の削除）

- 3 平成8年5月1日実施の附則第3条（高速デジタル伝送サービスの料金に関する経過措置）及び附則別表2（附則第3条に規定する専用回線に関するもの）は削除します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年2月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、Ⅱ型の回線終端装置及び回線接続装置の取扱いについては、平成11年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供しているATM専用サービスの端末回線（相互接続点に係るものを除きます。以下この項において同じとします。）及び回線接続装置については、この改正規定の実施の日に、それぞれ2芯式の端末回線及び回線接続装置のⅠ型に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施の前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成11年4月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成11年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成11年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の前に、改正前の料金表に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の前に、改正前の料金表に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年8月1日から実施します。  
ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との相互接続については、準備が整い次第実施します。

(経過措置)

- 2 KDD株式会社、第二電電株式会社、日本テレコム株式会社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している接続専用回線であって、当社が特定協定事業者として取り扱ったこととした日にその接続専用回線の専用契約者から当社が料金を設定してほしい旨の申出があったものに関する料金その他の取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の前に、改正前の料金表に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施の前に、改正前の料金表に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成12年12月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施の前に、改正前の料金表に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施の前に、改正前の料金表に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施の前に、改正前の料金表に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社の専用サービス契約約款（改正前の約款を

いいます。以下同じとします。)の規定により締結している次の表の左欄の契約(当社が別に定める専用契約者に係るものを除きます。)のうち、株式会社パワードコムが提供する専用サービスに相当する部分については、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約に移行したものとします。

高速デジタル伝送サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約 A T M専用サービスに係る契約	高速デジタル伝送サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約 A T M専用サービスに係る契約
---	---

(2)この改正規定実施の際現に、当社のフレームリレーサービス契約約款の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する専用サービスに相当する部分については、この改正規定実施の日において、この改正規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

フレームリレーサービスに係る契約 フレームリレー契約 臨時フレームリレー契約	高速デジタル伝送サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約
--	-------------------------------------

(3)この改正規定実施の際現に、当社のワールドコンピュータネットワークサービス契約約款の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する専用サービスに相当する部分については、この改正規定実施の日において、この改正規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

ワールドコンピュータネットワークサービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約 (128kb/s, 192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1Mb/s及び1.5Mb/sのものに限ります。)	高速デジタル伝送サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約 A T M専用サービスに係る契約
--	---

(4)前項までの場合において、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

(料金その他の債務に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、当社が提供した電気通信サービスの料金その他の債務(平成13年9月1日から平成13年9月30日までに生じたものであって、当社が別に定める特定協定事業者に係るものを除きます。)については、なお従前のとおりとします。

(端末設備に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、当社のフレームリレーサービス契約約款及びワールドコンピュータネットワークサービス契約約款の規定により提供しているは、この改正規定実施の日において、この改正規定により提供する端末設備に移行したものとします。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

5 この改正規定実施前に、改正前の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

(2)この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正規定の中にこれに相当する

規定があるときは、その規定に基づいて提供しているものとします。

(最低利用期間に係る経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、附則2により移行した契約（以下「既存契約」といいます。）に係る最低利用期間は、この届出料金表の規定にかかわらず、既存契約の提供を開始した日から起算して1年間とします。

(長期継続利用（I型）に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により長期継続利用の「6年利用（I型）」を適用している専用回線については、附則別表3の規定によります。

(多回線利用に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により高速デジタル伝送サービスの多回線利用に係る割引を適用している専用回線については、附則別表4の規定によります。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施の前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施の前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年8月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月15日から実施します。但し、別表1-4の改正規定については平成15年4月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している多チャンネルハイビジョン映像伝送サービスの試験サービスについてはこの改正規定の実施の日にMHVラインサービスに移行したものとみなして取り扱います。同様に、高速イーサネット専用サービス(1Gb/sの品目のものを除く)回線終端装置については、この改正規定の実施の日に回線接続装置に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正料金表は、平成15年6月1日から実施します。

(経過処置)

2 この改正料金表実施の際現に改正前の規定により提供しているMHVラインサービスについては、この改正規定の実施の日にMラインプラスサービスに移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正料金表実施前に、改正前の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

2 この改正規定実施の前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

2 この改正規定実施の前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

2 この改正規定実施の前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

2 この改定規定実施の際現に、平成23年4月1日をもって廃止したケイオプティ・サイバーポート株式会社が定める専用サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)により締結した契約は、この改定規定実施の日において、当約款の契約に移行したものとします。

3 この改正規定実施の前に、旧約款に基づき支払い、支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のおりとしします

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年12月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年9月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年12月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

附則別表 1 附則第 2 条に規定する専用回線に関するもの

第 1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 基本回線専用料

(1) 2,400b/sのもの 専用回線 1 回線ごとに月額

分	距離区	料金額
回線距離	10 kmまでのもの	9,000円(税込額9,720円)
	20 "	22,000円(税込額23,760円)
	30 "	44,000円(税込額47,520円)
	40 "	52,000円(税込額56,160円)
	50 "	60,000円(税込額64,800円)
	60 "	66,000円(税込額71,280円)
	70 "	76,000円(税込額82,080円)
	80 "	85,000円(税込額91,800円)
	90 "	95,000円(税込額102,600円)
	100 "	96,000円(税込額103,680円)
	120 "	98,000円(税込額105,840円)
	140 "	101,000円(税込額109,080円)
	160 "	104,000円(税込額112,320円)
	180 "	107,000円(税込額115,560円)
	200 "	109,000円(税込額117,720円)
	220 "	110,000円(税込額118,800円)
240 "	112,000円(税込額120,960円)	
	240 kmを超えるもの	113,000円(税込額122,040円)

## (2) 4,800b/sのもの

専用回線 1回線ごとに月額

距離区分		料金額
回線距離	10 kmまでのもの	10,000円(税込額10,800円)
	20 "	24,000円(税込額25,920円)
	30 "	47,000円(税込額50,760円)
	40 "	56,000円(税込額60,480円)
	50 "	65,000円(税込額70,200円)
	60 "	72,000円(税込額77,760円)
	70 "	83,000円(税込額89,640円)
	80 "	94,000円(税込額101,520円)
	90 "	105,000円(税込額113,400円)
	100 "	106,000円(税込額114,480円)
	120 "	108,000円(税込額116,640円)
	140 "	112,000円(税込額120,960円)
	160 "	114,000円(税込額123,120円)
	180 "	118,000円(税込額127,440円)
	200 "	120,000円(税込額129,600円)
	220 "	122,000円(税込額131,760円)
240 "	124,000円(税込額133,920円)	
240 kmを超えるもの	125,000円(税込額135,000円)	

## 2 回線接続装置専用料

月額

区分	単位	料金額
回線接続装置	1台ごとに	3,700円(税込額3,996円)

## 第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料又は回線接続装置専用料	日 額
その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1	

### 附則別表2 附則第3条に規定する専用回線に関するもの

削 除

### 附則別表3 附則7に規定する専用回線に関するもの

#### 長期継続利用（6年利用（I型））に係る基本額の適用

この改正届出料金表実施の際現に、改正前の届出料金表により長期継続利用の「6年利用（I型）」を適用している専用回線については、その長期継続利用期間満了日までに限り、この規定による長期継続利用に係る料金を適用します。

ただし、その期間における基本額の適用、長期継続利用の種類の変更、その専要契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合は、それぞれア、イ、ウのとおり取り扱います。

ア 長期継続利用期間における基本額については、次のとおりとします。

（ア）高速デジタル伝送サービスの場合

第2類2-1（基本額）の額（適用欄の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表において同じとします。）から次表に規定する額を減額して適用します。

種 類	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）	
		最初の3年間	2-1の額に0.07を乗じて得た額
6年利用（I型）	6年間	4年目	2-1の額に0.07を乗じて得た額
		5年目	2-1の額に0.09を乗じて得た額
		6年目	2-1の額に0.11を乗じて得た額

（イ）ATM専用サービスの場合

第3類第2の1（基本額）の額（適用欄の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表において同じとします。）から次表に規定する額を減額して適用します。

種 類	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）	
		最初の3年間	第2の1の額に0.07を乗じて得た額
6年利用（I型）	6年間	4年目	第2の1の額に0.07を乗じて得た額
		5年目	第2の1の額に0.09を乗じて得た額
		6年目	第2の1の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用6年I型の中途における長期継続利用の種類の変更については、通常の6年利用への変更に限り行うことができます。

ウ 長期継続利用6年I型に係る専用契約者は、最初の3年間に限り、長期継続利用期間の満了前に分岐回線の廃止、専用サービス品目の変更若しくは保守の態様の変更若

しくは専用回線の移転によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払を要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払を要する額とします。

区 分	支払を要する額
(ア)分岐回線の廃止等により基本額が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の基本額の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本額から減少後の長期継続利用適用後の基本額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ)長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本額に0.35を乗じて得た額

(注) この項の「残余の期間」とは最初の3年間経過日までの期間をいいます。

エ 長期継続利用6年I型に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用6年I型を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。その場合のア項及びウ項の適用は、長期継続利用の廃止の申し出があるまでの期間について6年I型の6年目の扱いに準ずることとします。

#### 附則別表4 附則8に規定する専用回線に関するもの

##### 多回線利用に係る基本額の適用

ア 専用契約者が一定回線数以上の利用を行なう場合で、専用契約者からの申出により、一定の回線を3年間継続して利用することを契約し、かつ当社が1の請求書によりその料金を請求する場合には、多回線利用に係る割引（以下この欄において「多回線利用割引」といいます。）を適用します。

イ 多回線利用割引を適用する回線の回線順位の決定は、対象となる回線を次項の割引額算定で適用する基本回線専用料の料金額順に並べ、少額順に回線順位を付していくものとします。

ウ 多回線利用割引の場合の割引額は、次表に定める額とします。

割引額 多回線利用割引を適用する回線が該当する各々の品目の「15km までのもの」の基本回線専用料(注)に、次表に規定する割引率を乗じて得た額の合計額

多回線利用の回線	割引率
第5回線から第10回線までのもの	3%
第11回線から第20回線までのもの	4%
第21回線から第30回線までのもの	5%
第31回線から第50回線までのもの	6%
第51回線以上のもの	7%

(注) 超高速品目の基本回線専用料については、次のとおりとします。

区 分			基本回線専用料 (加算料)
特定協定事業者との相互接	接続専用回線 以外のもの	中継回線による もの	端末回線の部分について、 その専用回線の終端と端

続以外のとき	端末回線のみによるもの	局との間の部分 その専用回線の終端と端局との間の部分
	接続専用回線のもの	その接続専用回線の終端（相互接続点以外のものをいいます。）と端局との間の部分
特定協定事業者との相互接続によるとき		端末回線の部分について、その専用回線の終端と端局との間の部分

エ 多回線利用割引を適用する回線の入替は、専用契約者からの申出を当社が承諾した日から適用します。

オ 多回線利用割引に係る専用契約者は、多回線利用割引適用期間の満了前に適用する回線が減少した場合又は多回線利用割引の適用が廃止になった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払を要する額
(ア) 適用する回線が減少した場合	減少前の割引額と減少後の割引額との差額の3年間における合計額に、残余の期間に対応するその差額の合計額を加えた額とします。
(イ) 多回線利用割引の適用の廃止があった場合	廃止前の割引額の3年間における合計額に、残余の期間に対応する廃止前の割引額の合計額を加えた額とします。

カ 多回線利用割引に係る専用契約者は、多回線利用割引適用期間の満了後も多回線利用割引を継続しようとするときは、多回線利用割引適用期間の満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。